



第 2 次 木 津 川 市 総 合 計 画

子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川

木 津 川 市

はじめに



～『子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川』の実現に向けて～

本市は、関西文化学術研究都市の中核都市として発展する一方で、古からの歴史を受け継ぎ、府内でも有数の国指定有形文化財を有するとともに、市の中央を東西に流れる母なる川「木津川」や里山など、豊かな歴史・自然環境に恵まれた魅力あふれるまちです。

近年、我が国では、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えておりますとともに、東日本大震災をはじめとする大規模な自然災害が多発しています。

本市におきましても、高齢化の進展や空き家の増加などの課題が顕在化しており、市民が共に支え合うまちづくりが求められています。そうした社会情勢や周辺環境が日々変化している状況も踏まえつつ、長期的な視点から課題に対応していくため、平成31年度から10年間のまちづくりの指針となる「第2次総合計画」を策定しました。

本計画は、豊かな未来に向け、子どもの笑顔があふれ、子どもを大切にすることで、あらゆる世代の市民の皆様が、いきいきと暮らせる、木津川市に住んで良かった、住み続けたいと幸せを実感できるまちを目指すこととし、まちの将来像を「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」としました。

また、施策の選択と集中により、限られた財源を効率的に運用することを基本としており、施策ごとに成果指標を設定し、進行管理を行うことで、計画の実現性を確保することとしています。

本計画の実現に向けては、市民、事業者の皆様との協働・連携のもと、オール木津川市で取り組むことが重要ですので、引き続き、更なるご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケート調査やワークショップなどにおきまして、貴重なご意見をいただきました多くの皆様をはじめ、それぞれのお立場から、活発なご議論をいただきました総合計画審議会及び各関係機関の皆様方に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成31年3月

京都府木津川市長 河井規子

目 次

総 論

1 総合計画とは	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 構成と期間	3
2 計画の背景	4
(1) 木津川市の概況	4
(2) まちづくりの歩み	7
(3) 木津川市を取り巻く環境変化への対応	12

基 本 構 想

1 まちづくりの基本原則	18
2 まちの将来像	19
3 人口と都市構造	20
(1) 将来人口	20
(2) 将来都市構造	21
4 まちづくりの基本方針	23
(1) 取組みの姿勢	23
(2) 基本方針	24

基 本 計 画

1 基本計画の構成	30
2 分野別計画	31
基本方針 1 とともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり	33
政策分野 1 子育て	34
政策分野 2 教育	39
基本方針 2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり	45
政策分野 3 健康	46

政策分野 4 福祉	50
政策分野 5 文化	56
基本方針 3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり	59
政策分野 6 共生	60
政策分野 7 協働	63
基本方針 4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり	67
政策分野 8 観光交流	68
政策分野 9 産業・雇用	72
政策分野 10 関西文化学術研究都市	77
基本方針 5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり	81
政策分野 11 防災・減災	82
政策分野 12 防犯・交通安全	85
基本方針 6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり	89
政策分野 13 都市基盤	90
政策分野 14 交通ネットワーク	94
政策分野 15 自然・環境	97
基本方針 7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり	101
政策分野 16 情報	102
政策分野 17 行財政運営	105
3 計画の推進	111
(1) 財政収支見通しに基づく推進	111
(2) 進行管理	113

資 料

用語解説	120
木津川市総合計画審議会条例	125
審議会委員	126
策定経過	127
策定体制図	128
諮問	129
答申	129
統計データ	130

- ・本文中、*印のある語句については、巻末の用語解説に説明を示しています。
- ・図表の数値は、四捨五入のため内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

総論



1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

木津川市は、平成 19（2007）年に、木津町、加茂町、山城町の合併により誕生しました。平成 21（2009）年 3 月に「水・緑・歴史が薫る文化創造都市 ～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～」を将来像とする「第 1 次木津川市総合計画」を策定し、市民と行政がまちづくりの基本となる考え方を共有しながら、持続的・自律的發展に向け、まちづくりを進めてきました。その結果、我が国全体で人口減少が進む中、木津川市では人口が増加するなど、着実に発展しながら新市としての基礎を築いてきました。

この 10 年間、木津川市を取り巻く社会情勢は大きく変わりつつあります。本格的な人口減少社会の到来に加え、情報ネットワーク化*やグローバル化*の進展、ライフスタイルや価値観の多様化・高度化及び地域社会でのつながりの希薄化など、生活や地域社会に様々な影響を及ぼしています。また、SDGs*（持続可能な開発目標：2015 国連サミットで採択された国際目標）の推進に向けて取り組むなど、持続可能な社会をつくるために地方自治体の果たす役割が高まっています。

木津川市においても、市民の価値観がますます多様化する中、環境、景観、安心・安全などの分野への関心も高まっており、行政ニーズは高度化・複雑化しています。加えて、高齢化による扶助費の増加、社会インフラの老朽化及び普通交付税合併算定替の特例措置*終了などに直面しており、厳しい財政状況のもと、さらなる行財政改革・事務事業の見直しを重点的に進める必要があります。

時代の転換期を迎えているともいえる今、木津川市が持つ自然、文化、人、産業といった資産を活かしながら次代の変化を見据え、これからの 10 年間を見通したまちづくりを進めていくために、市民のみなさんと共有するまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

総合計画は、木津川市のまちづくりを進めるうえで、将来像を具体化するための方針、取り組みの基本的な方向を示すものであり、市民と行政のまちづくりの指針となります。

行財政運営においては、その最も上位に位置づけられる計画として、各政策分野の個別計画と調整を図りながら、施策全体を体系化し、効果的に進捗管理を行う役割を担っています。

第 1 次木津川市総合計画策定後には、地方自治法の改正（平成 23（2011）年 5 月）により基本構想の策定義務が廃止されましたが、木津川市では、まちづくりの最上位計画として総合計画が必要と考え、引き続き、第 2 次木津川市総合計画を策定するものです。

(3) 構成と期間

第2次木津川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成し、その計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間です。なお、急激な社会経済情勢の変化などが生じた場合は、必要に応じて柔軟な見直しを行います。

基本構想

- まちづくりの基本原則、まちの将来像及びこれを実現するための基本方針を示したもの
- 計画期間：2019年度から2028年度まで（10年間）

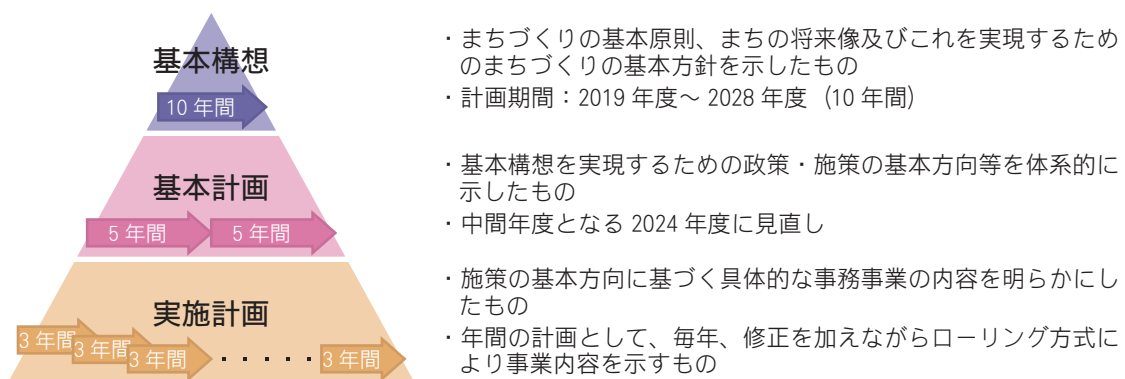
基本計画

- 基本構想を実現するための政策・施策の基本方向などを体系的に示したもの
- 中間年度となる2024年度に見直しを行う

実施計画

- 基本計画で示す施策の基本方向に基づく具体的な事務事業の内容を明らかにしたもの
- 年間の計画として、毎年、修正を加えながらローリング方式*により事業内容を示すもの

総合計画の構成・期間



2 計画の背景

(1) 木津川市の概況

いにしえ

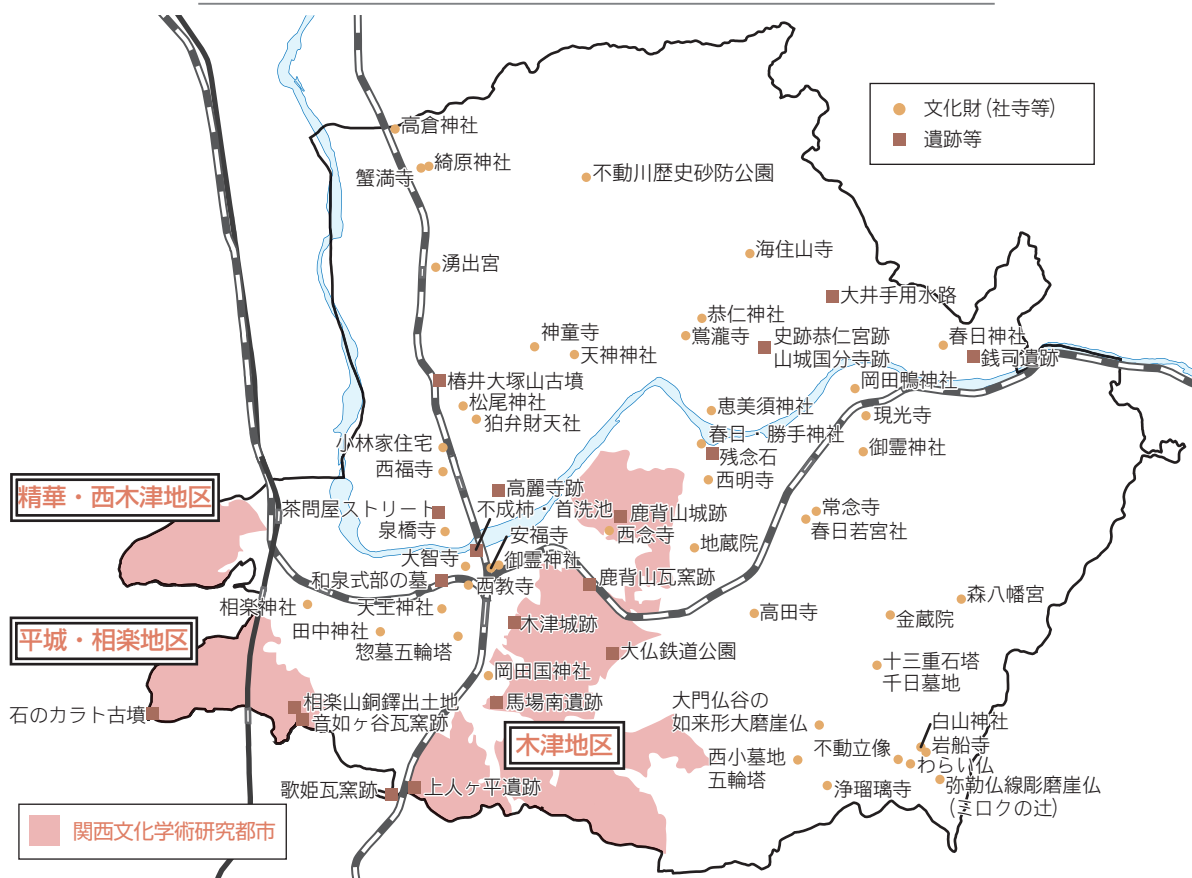
■古から関西文化学術研究都市*までの新旧文化が調和するまち

木津川市は、京都府南部の山城地域にあり、南は奈良県奈良市と接し、市の中央には木津川の清流が東西に流れています。木津川は、淀川を通して瀬戸内海に通じているため、古来より東アジアの国々とつながり、人や物資、文化が伝わってきました。

天平 12（740）年 12 月、聖武天皇は、この地に「恭仁京」を造営し、数年という短い期間ではありましたが、日本の首都となった時期がありました。その後、時代を経る中で、農産物の生産拡大、仏教信仰の寺院や霊地の形成、特産品（お茶）を扱う商業活動などが活発化し、発展してきました。近年は、国家的プロジェクトとして関西文化学術研究都市の開発が進められ、木津川市はその中核地として新たな発展が期待されています。

このように、木津川市は、古からの永い歴史を受け継ぎながら、新たな発展の時期を迎えた新旧文化が調和したまちといえます。

木津川市の主な文化財・遺構及び関西文化学術研究都市の整備地区



総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

■ 関西文化学術研究都市の中核地として、先端的な学術、産業、暮らしが展開されるまち

関西文化学術研究都市の建設は、京都、大阪、奈良の3府県にまたがる京阪奈丘陵において、国家的プロジェクトとして文化・学術・研究の新しい拠点づくりを目指して、「関西文化学術研究都市建設促進法」の公布・施行（昭和62（1987）年）によりスタートしました。

関西文化学術研究都市は、産・学・官の協力と連携のもとで建設が進み、現在では世界的な学術研究機関や国際的な交流拠点が次々と完成し、140を超える研究施設などが整備されています。

木津川市にも、公益財団法人国際高等研究所（I I A S）、公益財団法人地球環境産業技術研究機構（R I T E）をはじめとする多くの研究施設が整備され、また、住宅や都市基盤整備も進み、緑豊かな都市環境の中、活発な研究活動、潤いのある住民生活が営まれています。

このように、木津川市は、関西文化学術研究都市の中核地として、先端的な学術、産業、暮らしが展開されるまちとなっています。



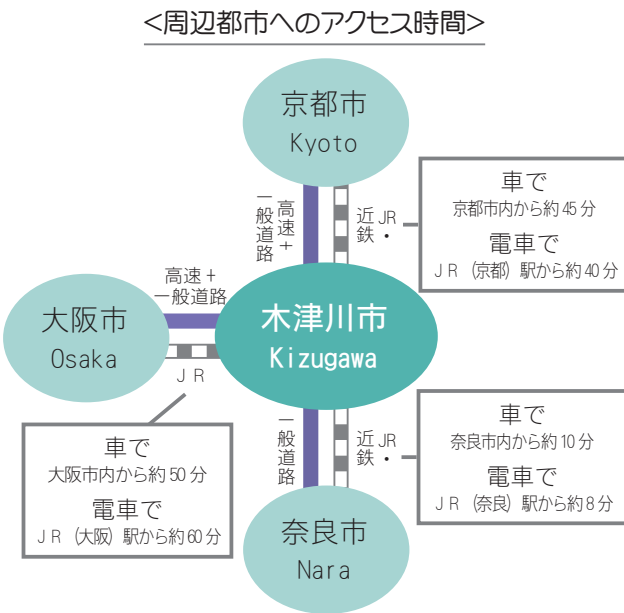
公益財団法人地球環境産業技術研究機構 (RITE)

■ 京都、大阪、奈良への交通結節点となり交流の盛んなまち

木津川市は、京都・大阪の中心部から30km圏内に位置しています。
 鉄道は、JRにより木津駅を中心に、関西本線、奈良線、片町線で京都、大阪、奈良、三重方面と結ばれており、また、市の西部を南北に走る近鉄により京都、大阪、奈良方面と結ばれています。

道路は、市の中央部を国道24号が南北方向に、国道163号が東西方向に整備されており、広域幹線道路として位置付けられています。また、市の西部には京奈和自動車道も整備されるなど、国道24号及び国道163号などの交通混雑の緩和と関西文化学術研究都市間のアクセス向上が図られています。

このように、木津川市は、京都、大阪、奈良の間に位置しながら、交通環境に恵まれており、古くから現在に至るまで交通の要衝として、各方面との交流が盛んなまちとして発展してきました。



■ 里地里山、木津川などの豊かな自然に恵まれた産業や文化のあるまち

木津川市は、平地部の田園、周囲の山々、丘陵部の木々、木津川などから構成される里地里山など豊かな自然に恵まれています。また、史跡や遺跡、伝統行事などの有形無形の歴史的文化遺産も豊富にあり、今でも木津川市の魅力を高める上で重要な資源となっています。

さらに、古くから米、麦などとともにお茶やタケノコなどの農産物が生産されており、それらの主産地として発展を続け、今日の都市近郊農業の基盤を形成してきました。特に「お茶」は、木津川水運の地の利を活かし、幕末から明治にかけて輸出が増大し、「お茶」の集散地、精製加工の場として発展してきました。また、江戸時代の高級麻織物の技術を活かした「相楽（さがなか）木綿」は、京都府域最大の産地として昭和初期まで栄え、現在のふすま地、壁紙の生産につながっています。



上狛の茶問屋

このように、木津川市は、里地里山、木津川などの豊かな自然に恵まれた環境の中で、多くの特産物や名産品などの地域産業を生み出し、現代につながる産業基盤を形成してきました。

■魅力ある住環境を背景に、人口が増加し子育て世代の多いまち

全国的に人口減少が懸念される中、木津川市の人口は増加しています。

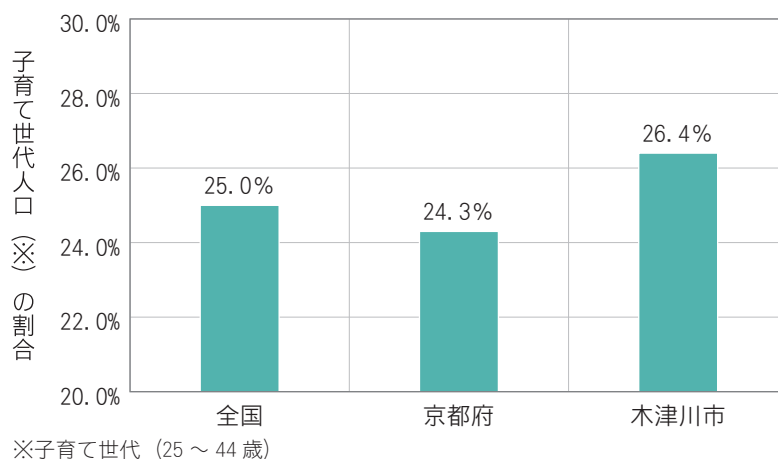
その理由としては、温暖で水や緑などの豊かな自然環境や古からの歴史・文化遺産に恵まれていること、そして、関西圏の大都市である大阪市や京都市にほど近く、奈良市とも近接するなど日常生活面での利便性が高いことがあげられます。

また、1980年代以降、関西文化学術研究都市*の中核地としてのまちづくりが進み、多くの研究施設や大型商業施設が立地するとともに、大規模な住宅地も多く整備されるなど、良質で魅力的な住環境が形成されてきたことによるものと考えられます。

さらに、近年は「子育て支援 No. 1」のまちを目指し、子育て支援策などの充実が図られています。この結果、平成 27（2015）年の総人口に占める子育て世代（25～44 歳）人口の割合は、国の 25.0%、京都府の 24.3%と比べて、木津川市は 26.4%と高くなっています。

このように、木津川市は、魅力ある住環境を背景に、子育てしやすい環境も整うことによって、人口が増加する全国的に稀なまちといえます。

子育て世代人口の比率



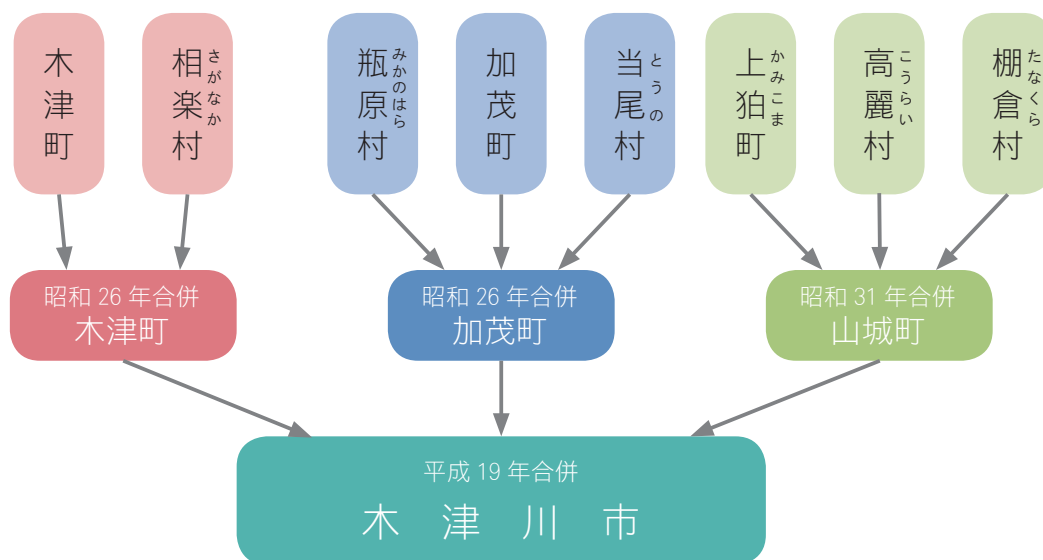
資料：国勢調査（平成 27 年）

(2) まちづくりの歩み

① 木津川市の誕生

木津川市の歴史は古く、明治時代の市町村制により生まれた町・村は合併を繰り返し、昭和 26（1951）～ 31（1956）年の昭和の大合併により、木津町、加茂町、山城町の 3 町となりました。そして、約 60 年後の平成 19（2007）年には、3 町合併によって、木津川市が誕生しました。

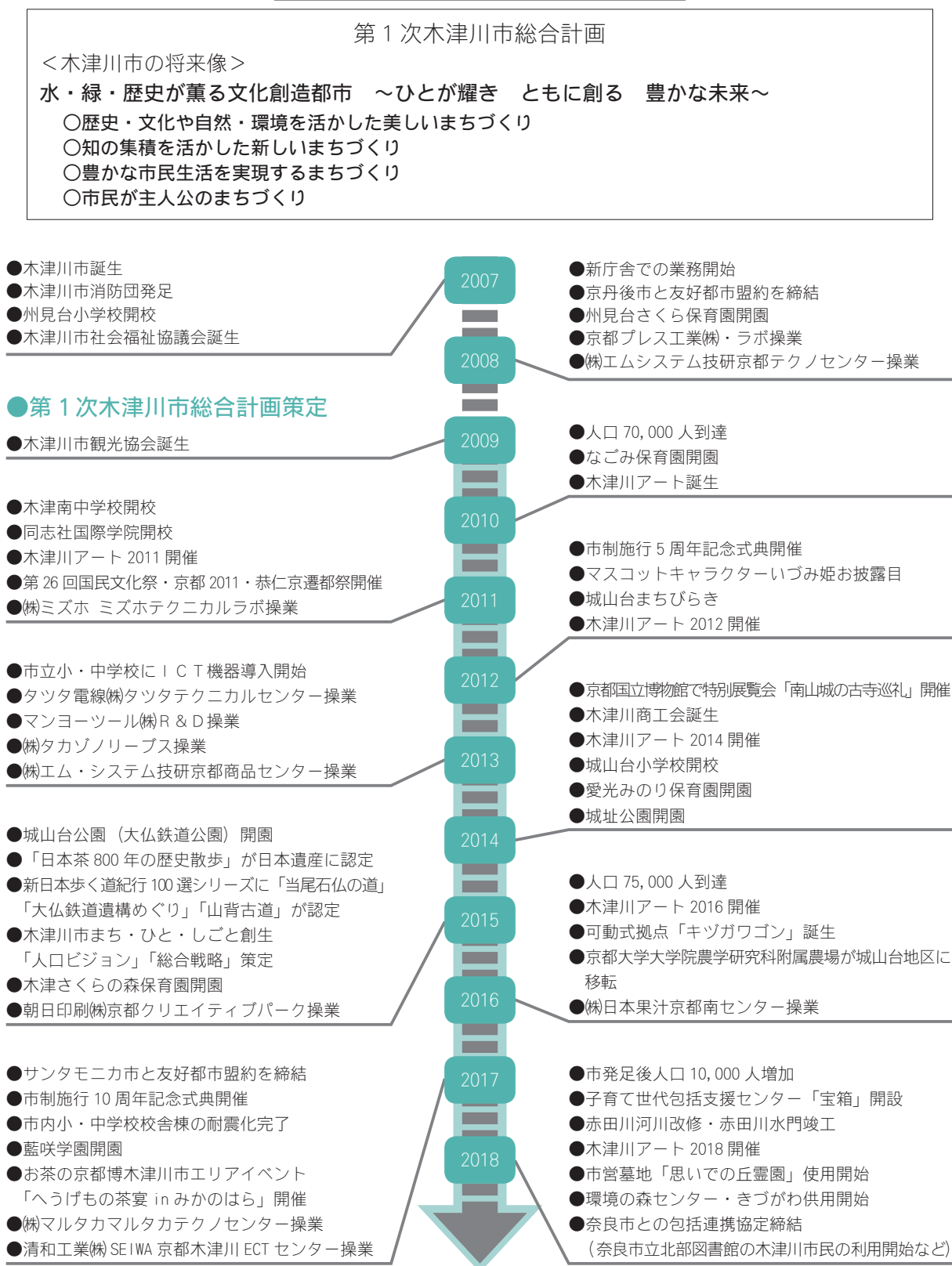
木津川市誕生までの町村合併の経緯



② 第1次木津川市総合計画期間のまちづくり

木津川市発足から2年後の平成21（2009）年には、第1次木津川市総合計画を策定し、個性と魅力にあふれた一体的なまちづくりを進め、新市の基礎を築いてきました。

木津川市誕生から現在までのまちづくりの動き

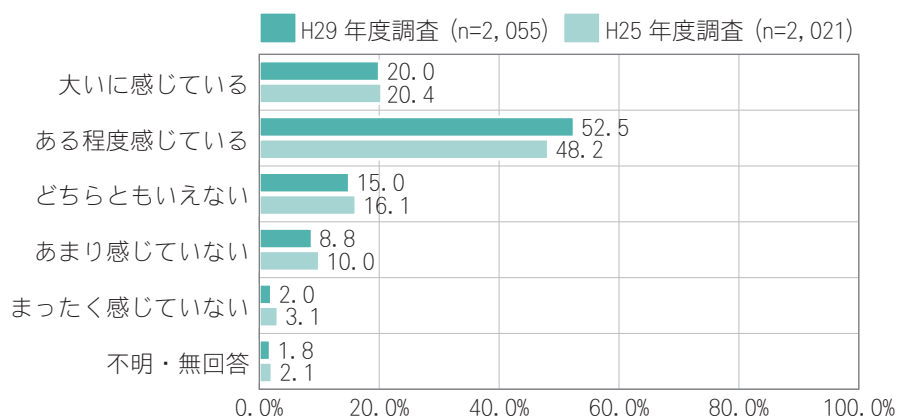


③ まちづくりへの市民の評価

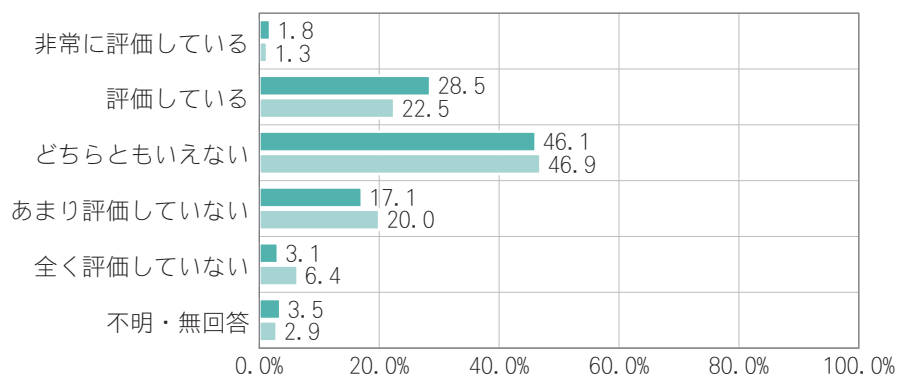
1) 市民

市民アンケートによる市民の意識では、木津川市に愛着を感じる人が72.5%と、平成25(2013)年度の調査結果と比較すると「愛着を感じている」という回答の割合は高くなっています。また、道路や都市計画などのまちづくり施策及び福祉、教育、医療などの市民サービスについても、平成25(2013)年度の調査結果より、「評価している」という回答の割合が高くなっています。

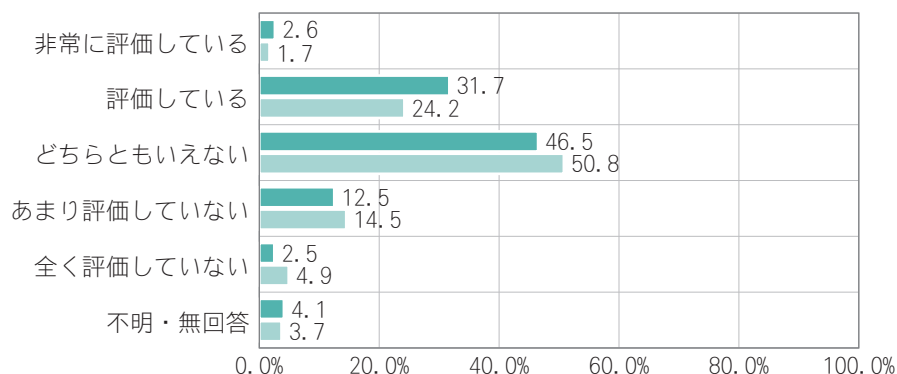
設問 木津川市に愛着を感じていますか



設問 木津川市が進めてきたまちづくり（道路整備、都市計画、産業、観光など）についてどう思いますか



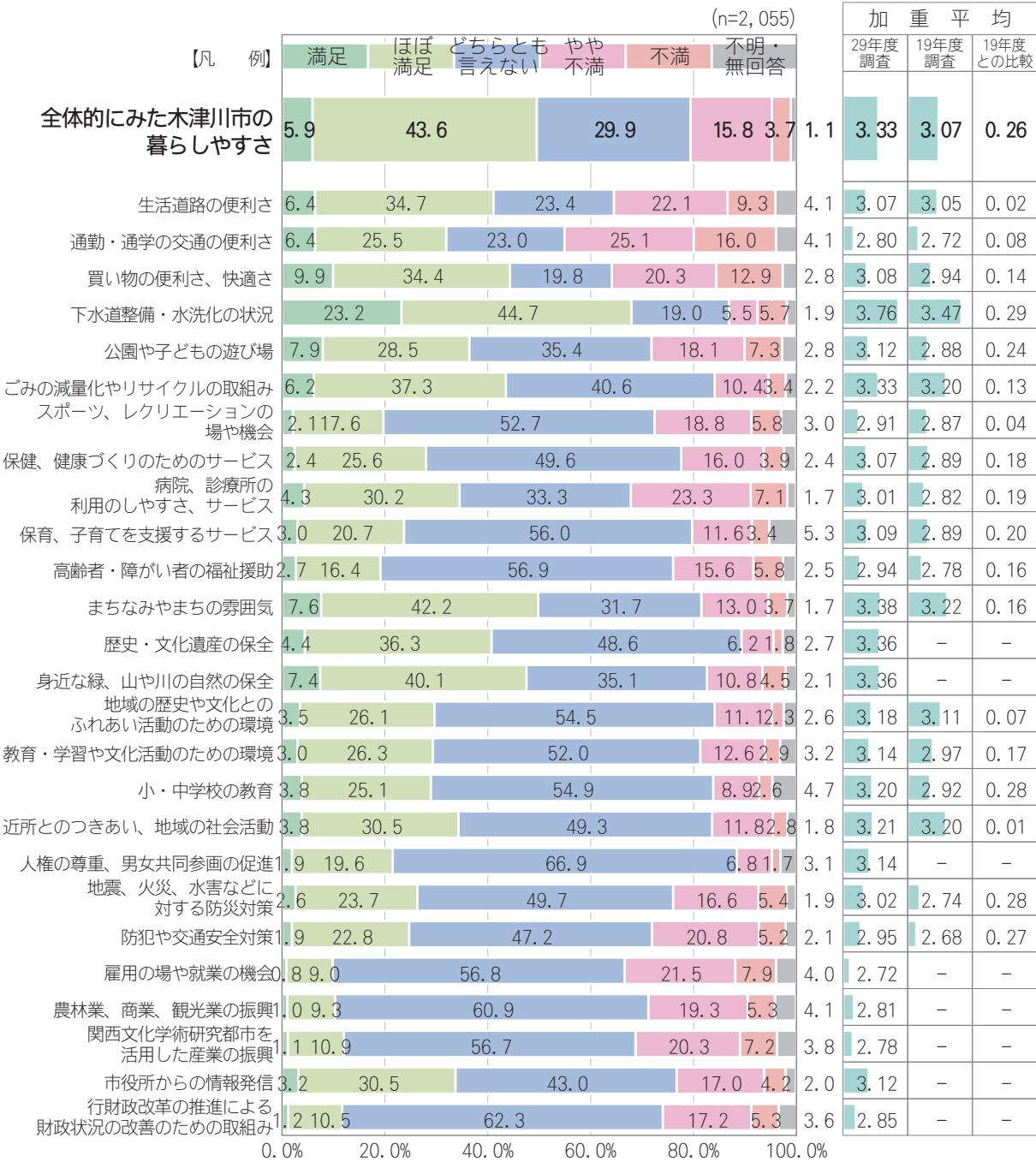
設問 合併後の木津川市の市民サービス（福祉、教育、医療など）についてどう思いますか



「全体的にみた木津川市の暮らしやすさ」は約 50%の人が満足としており、分野別では「下水道整備・水洗化の状況」「まちなみやまちの雰囲気」「歴史・文化遺産の保全」「身近な緑、山や川の自然の保全」などの満足度が特に高くなっています。また、平成 19（2007）年度の調査結果と比較すると、すべての分野について満足度が高くなっています。

設問 木津川市の暮らしやすさについて、日頃どのように思いますか

※加重平均は、「満足」＝5点、「やや満足」＝4点、「どちらとも言えない」＝3点、「やや不満」＝2点、「不満」＝1点として算出したもの

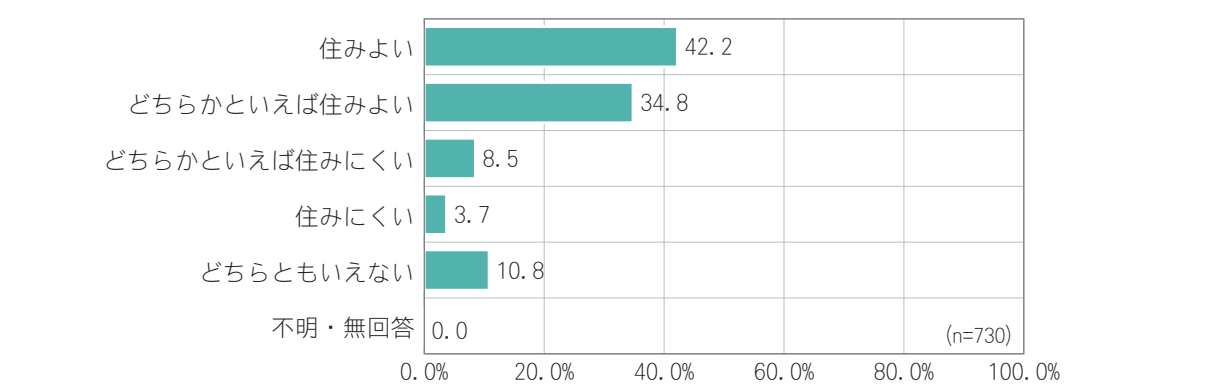


＜市民アンケート調査の概要＞
調査対象者：18才以上の市民（外国人含む）5,500人を、住民基本台帳*から無作為抽出
調査方法：郵送にて調査票を配布・回収 調査期間：平成 29 年 9 月 29 日（金）～10 月 16 日（月）
有効回収数（回収率）：2,055 件（37.4%）

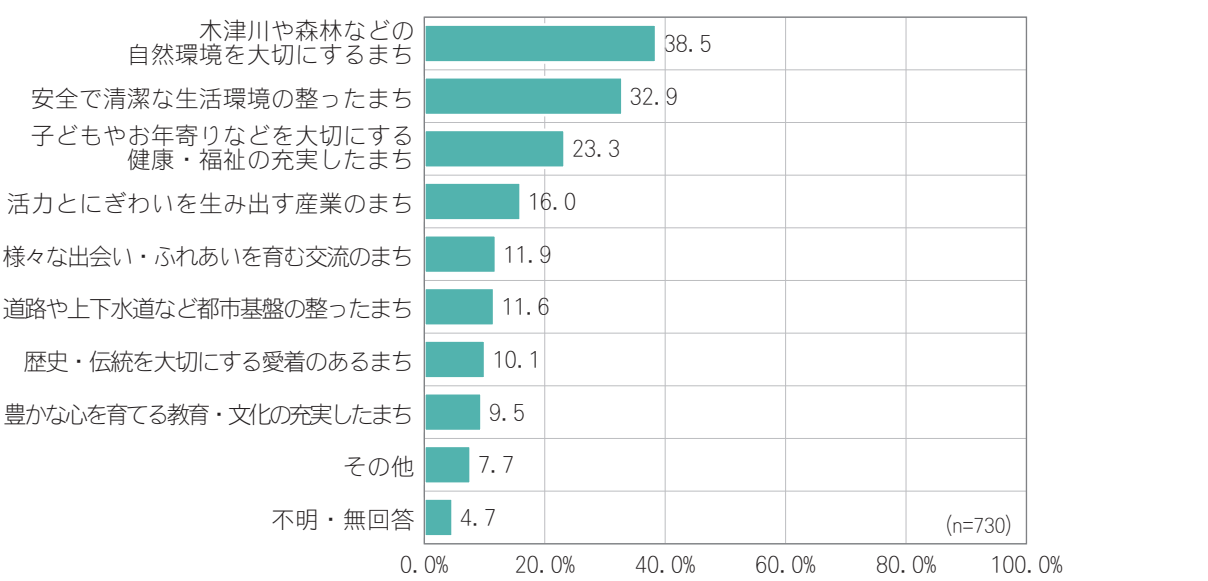
2) 中学生

中学生アンケートによる中学2年生の意識では、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」を合わせて全体の7割が木津川市は住みよいと感じています。また、将来どのようなまちにしたいかについては、「自然環境を大切にするまち」が最も多く、次いで「安全で清潔な生活環境」、「健康・福祉の充実」と続いています。

設問 木津川市を住みよいまちだと思いますか



設問 もし木津川市の市長になったら、どのようなまちにしていきたいと思いますか（2つ以内）



＜中学生アンケート調査の概要＞
 調査対象者：市立中学校に通学する中学2年生 745 人全員
 調査方法：学校を通じて調査票を配布・回収 調査期間：平成 29 年 9 月 11 日（月）～ 9 月 22 日（金）
 有効回収数（回収率）：730 件（98.0%）

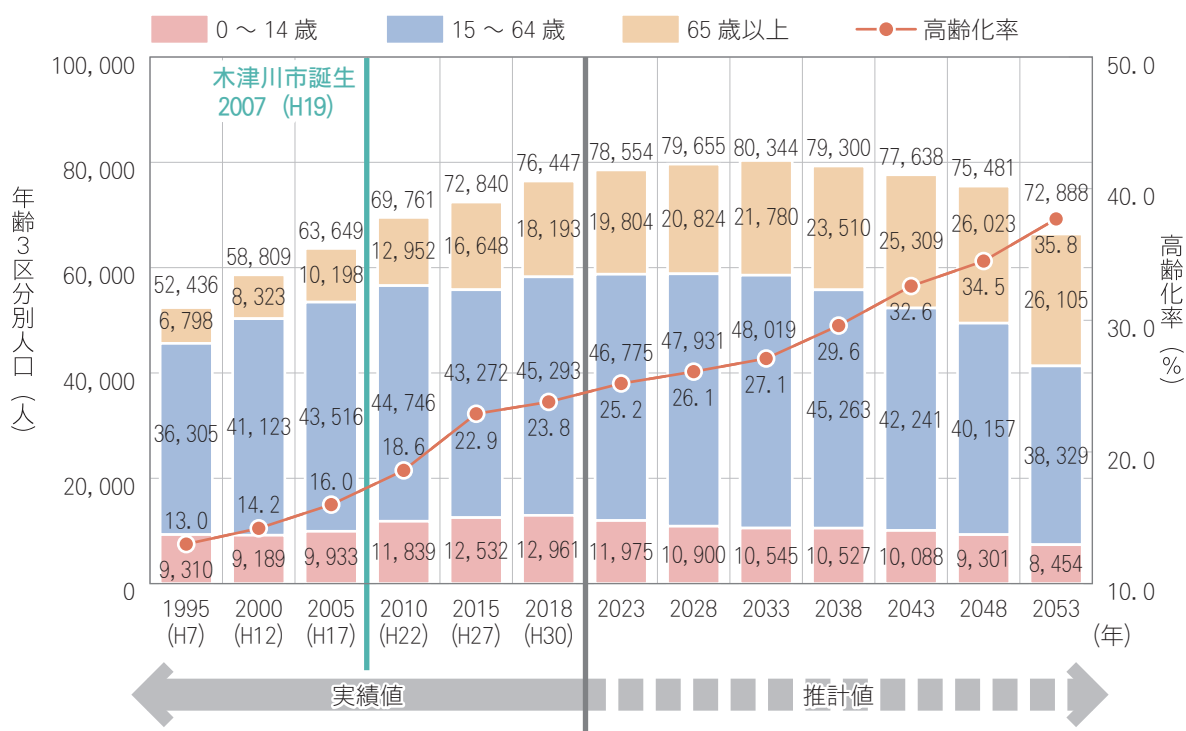
(3) 木津川市を取り巻く環境変化への対応

① 将来の人口動向を見据えたまちづくりの必要性

木津川市が誕生した平成 19（2007）年 3 月 12 日現在の人口は、66,490 人でしたが、その後、学研地区の宅地開発などを背景とする人口流入により順調に増加を続け、平成 30（2018）年には 76,898 人（10 月 1 日現在）となっています。

将来人口（平成 30（2018）年推計）の推移をみると、今後 15 年ほどは増加を続けますが、2033 年の約 8 万人をピークとして減少に転じると見込まれます。一方、高齢化率は年々上昇を続け、平成 27（2015）年時点で 22.9%の高齢化率は、2033 年に 27.1%、2048 年には 34.5%と大幅に上昇することが予測されます。

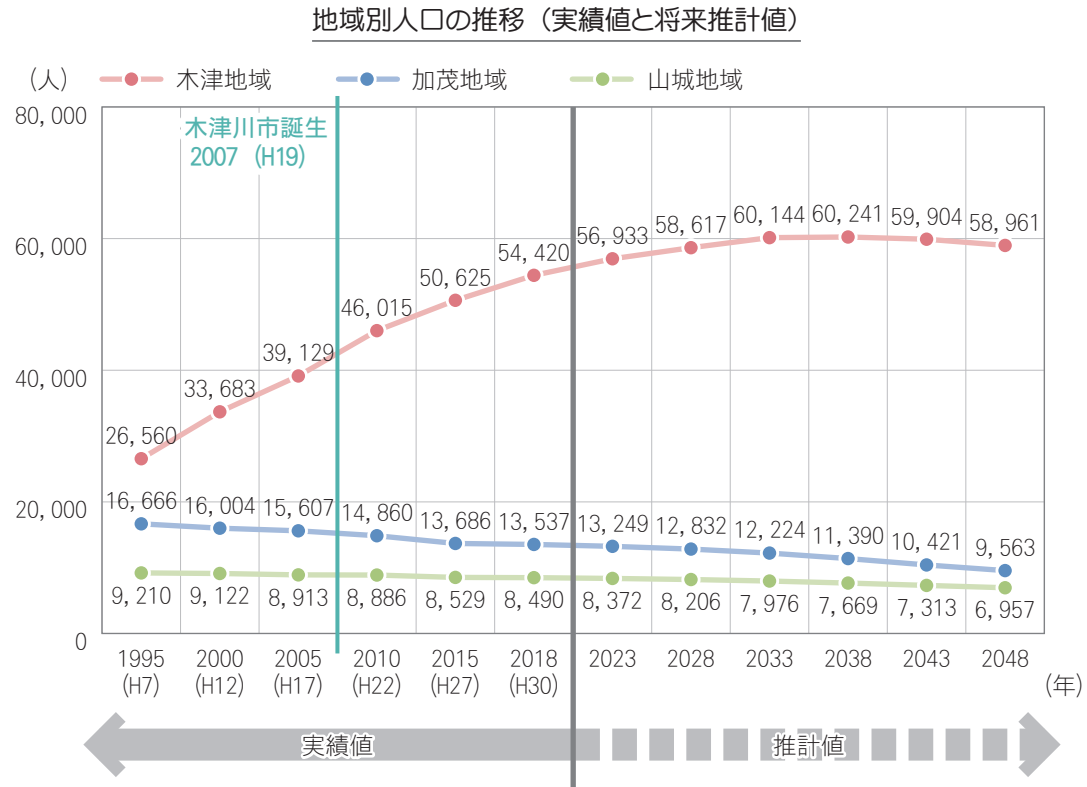
年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移（実績値と将来推計値）



資料：国勢調査（平成 7 年～ 27 年）、住民基本台帳（平成 30 年 3 月末現在）、木津川市推計（2023 年～；平成 30 年 8 月推計）

地域別の将来人口の推移をみると、「木津地域」では2038年頃まで人口が増加すると見込まれるのに対し、「加茂地域」と「山城地域」では減少が続くなど、人口の地域偏在が予想されます。

特に、人口増加は関西文化学術都市*地区が中心であり、他の地域との差が明らかになっています。



資料：国勢調査（平成7年～27年）、住民基本台帳（平成30年3月末現在）、木津川市推計（2023年～；平成30年8月推計）

国全体において高齢化・人口減少が進むのにやや遅れて、木津川市でも高齢化・人口減少が進展していくことが予想されます。今後の木津川市においては、この人口動向を前提として、まちづくりに取り組む必要があります。

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

② 環境の変化への対応

■成長から持続に向けた政策の転換

我が国の人口は、既に減少に転じており、出生数の減少や急激な高齢化により、世界が未だかつて経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。また、地方から大都市圏、とりわけ首都圏への一極集中が加速しており、地域間の格差が拡大しています。

木津川市においては、今後しばらく人口は増加するものの2030年頃からは減少に転じ、少子高齢化は着実に進んでいきます。このまま人口構造の変化が続くと、地域活力の低下、税収不足、医療・社会保障費の増大による行政サービス水準の低下、介護や子育ての生活不安の増大及び地域文化や伝統産業の衰退など、地域社会・生活のあらゆる面に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

人口減少局面への移行を見据え、持続可能なまちづくりに向けて、都市活動の効率化・最適化を進めるとともに、人口が増加している今のうちから新たなまちづくりを進める必要があります。

■子育て、若者定着に向けた手厚いサポート

人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、地域の持続的・自律的な社会の構築を目指し、地方における安定した雇用の確保、地方への新たな人の流れの創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなど地方創生*の取組みが進められています。

木津川市においても、「木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「子ども育マチ・きづがわいい」をスローガンとして、「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と実感できる魅力あるまちを目指し、子育て支援や人材の育成に取り組んでいます。

人口減少、少子化の進行を抑制するため、住む、学ぶ、働く、子育てなどの環境が、豊かに備わった生活が実現できるまちを目指し、地域の魅力を活かした居住環境の整備や仕事づくりを進めるとともに、出産から子育てまでの支援の充実に向けて、地域と連携し、若者や女性が活躍し、子育てしやすいまちづくりを進めることが必要です。

■価値観やライフスタイル変化に応じた、つながり、コミュニティ*の構築

核家族化・単身化・非婚化・晩婚化の進展や物質的な豊かさより心の豊かさを重要視する風潮など、価値観・ライフスタイルの変化を背景とする働き方や男女の役割分担の変化などが求められています。

木津川市では、転入による新たな住民が増えており、都市への通勤通学者も多く、市民の多様性が一層増しています。性別や年代にかかわらず、多様な価値観や文化、ライフスタイルを互いに認め、尊重することで、気軽に楽しくつながることができる関係づくりや、一人ひとりの個性と能力が発揮できる地域づくりが求められています。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

■市民の生命・財産を脅かすリスクへの対応

東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震をはじめとする地震災害や異常気象による洪水・土砂災害などの大規模災害が多発しており、災害に対する市民の危機意識が高まっています。また、凶悪犯罪、新たな感染症、食の安全問題など人々の暮らしを脅かす問題も発生しています。木津川市においては、河川の氾濫、山地からの土砂流出などの恐れがあり、自然災害への対策が急務となっています。

市民の日々の暮らしを守るためには、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、災害や犯罪に対する市民の意識を強化し、自助、共助、公助の精神により互いに連携できる仕組みづくりを進めていくことが不可欠です。

■地域の魅力の再発見・再価値化・再構築による誇りや交流活動の醸成

訪日外国人観光客は年々増加し、インバウンド*観光は一大市場を築いています。また、国内観光においても旅行ニーズは多様化し、地域が持つ自然や文化、暮らしなどを観光の対象とする動きが活発化しています。

平成 27（2015）年に、宇治茶とその文化的景観が、日本遺産*第 1 号「日本茶 800 年の歴史散歩～京都・山城～」に認定され、さらに本市を含む府南部の 12 市町村にて、宇治茶をテーマに、お茶生産の美しい景観維持やお茶産業の振興、お茶文化の発信などに取り組む「お茶の京都」が、展開されています。

木津川市においても、歴史的・文化的遺産、自然風土、宇治茶をはじめとする農産業やものづくり産業など、豊富な資源を改めて評価し、交流や地域産業の活性化、ひいては地域への愛着の醸成につなげることが重要です。

■広域的立地環境を踏まえた地域の仕事、暮らし、文化づくり

我が国では、グローバル化*が進展し、国際競争が激化する中、産業競争力が後退しつつあるといわれる一方で、高い技術力を持つ中堅・中小企業が多く存在し、それらの活性化が、地域経済のみならず日本経済全体の再生にも寄与することが期待されています。

木津川市においては、高速道路などの広域交通網の充実、関西文化学術研究都市*の中核地としての強みなどを活かし、研究所・企業立地や住宅開発が進んでいますが、今後は、最先端の学術研究や科学技術と市内の商工業や農産業、市民生活との結びつきを強め、地域の強みを活かした新たなビジネスや雇用を創出するとともに、多様な働き方を選択できる社会づくりを進める必要があります。

■地域特性・課題に応じた都市の最適化、スリム化で持続的なまちづくり

我が国の経済情勢は緩やかな回復傾向にありますが、巨額の財政赤字や国・地方の長期債務残高*などは、今後も継続するものと考えられます。また、高度経済成長期以降に整備された社会資本の老朽化による維持管理・更新費用の増大、団塊世代が後期高齢者に達することによる介護・医療費の急増などの問題もあり、財政状況は、さらに悪化することが予想さ

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

れています。

木津川市においても、高齢化に伴う社会保障費の増大や、社会インフラの老朽化、普通交付税合併算定替の特例措置*終了に直面している中で、市民、行政が協力し、さらなる行財政改革や公共施設の最適な配置などを推進していく必要があります。

また、市内の地域ごとに環境、資源、社会経済特性が異なることから、これらの特性を活かした都市機能配置の適正化を進める必要があります。

基本構想



総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

1 まちづくりの基本原則

木津川市民が幸せを実感できるまちづくりを進めるには、市民、事業者、行政が連携・協力して取り組むことが重要となります。総合計画の策定にあたり、そのための基本的な考え方を示すとともに、各主体が共有、実践することにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指します。

■自助・共助・公助*で支え合うまちづくりを進めます

市民・地域社会のニーズが多様化する中、子育て、介護や災害対策など行政だけでは対応が難しい問題が増えています。また、市の限られた財源の中、行政の取組みには限りがあることから、地域や民間団体などと連携を深め、各主体がそれぞれの持ち場で力を活かす「自助・共助・公助」で支え合うまちづくりが求められています。

■情報共有、参加・参画、協働のまちづくりを進めます

自助・共助・公助のバランスがとれたまちづくりを進める上では、市民と行政が対等な立場でそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。市民と行政は、情報共有、参加・参画、協働の3つの方針のもと、連携してまちづくりに取り組むことが求められています。

【情報共有】

市民と行政は、まちづくりに関する情報を共有し、行政は積極的に情報発信・提供をおこないます。

【参加・参画】

市民は、まちづくりの主体として様々なまちづくり活動への参加に努め、行政は、市民に必要な公共サービスを効果的・効率的に提供し、魅力あるまちづくりを進めます。市民と行政は、それぞれの発言と行動に責任を持ちます。

【協働】

市民と行政は、相互理解と信頼関係を深め、協働によるまちづくりを進めます。行政は、まちの将来像を示して共有化を図るとともに、市民のまちづくり活動を支援します。

2 まちの将来像

平成 19（2007）年の合併により誕生した木津川市は、旧 3 町が持つ個性や魅力を受け継ぐとともに、市民、事業者、行政の協働により新しいまちとして成長してきました。その結果、全国的な少子高齢化、人口減少の中で、多くの子育て世代に魅力あるまちとして選ばれ、人口が着実に増加しています。また、木津川市の特徴である関西文化学術研究都市*の建設により、企業・研究所の立地や住宅の整備が進み、ここから生み出される時代の最先端をゆく様々な果実をまちづくりに反映する段階にきました。

これらを踏まえ、近年、社会環境、経済情勢が大きく変わろうとしている中、木津川市ではこれからの 10 年間にまちの成長期ととらえ、第 1 次総合計画を継承しつつ、創りあげてきたまちを、さらにたくましくスマートに育てることで、魅力や個性を伸ばしていきます。豊かな未来に向けて、子どもの笑顔があふれ、子どもを大切にすることであらゆる世代の市民がいきいきと耀いて暮らせる、みんなが木津川市に住んで良かった、住み続けたいと幸せを実感できるまち。このまちを将来世代に引き継ぎ、創造力にあふれた子どもたちが、さらに新しい未来を切り拓いてくれる、そんな持続可能なまちづくりを進めます。

まちの将来像

子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川

まちの将来像のイメージ

幸せを実感できる住みよさがある

- 住む、学ぶ、働く、遊ぶ、安心・安全の暮らしを感じられる。
- 人、組織、地域のつながりと相互扶助で地域課題の解決に取り組んでいる。

新しい価値や魅力が常に生み出されている

- 市民の感性、創造する力が育ち、活かされるチャンスがある。
- 市内外の交流・ネットワークによる地域づくりが進んでいる。
- 地域の自然・文化や立地環境、関西文化学術研究都市の研究成果などが地域個性や産業に活かされている。

人口が増加し、地域に元気がある

- 子どもが元気に産み育てられ、世代間のバランスが整っている。
- 地域ごとのコミュニティ*づくりが効果的・効率的におこなわれている。

総

論

基本構想

基本計画

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

基本方針 7

資

料

3 人口と都市構造

(1) 将来人口

■将来人口の見通し

人口減少が全国的な課題となっている中、木津川市では平成 17（2005）年の 63,649 人から平成 27（2015）年の 72,840 人へと順調に人口が増加してきました。一方、国立社会問題人口研究所（「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」の将来推計によると、この増加傾向は、今後しばらく続くものの、2030 年をピークとして、その後は減少に転ずるとされています。

このような状況に対して、木津川市では「木津川市まち・ひと・しごと創生『人口ビジョン』」（平成 27 年 10 月）を策定し、2060 年に 81,200 人の人口規模を目指すこととしています。

■将来目標人口

将来目標人口は、都市の将来の姿を示す基本的な指標であり、また、各行政分野において将来の行政サービス量を設定するためにも不可欠なものとなります。そのため、「人口ビジョン」における長期的目標人口を基本とし、最新の人口の動きを踏まえた分析の結果、本計画期間で目指す将来目標人口を「80,000 人」と定めます。

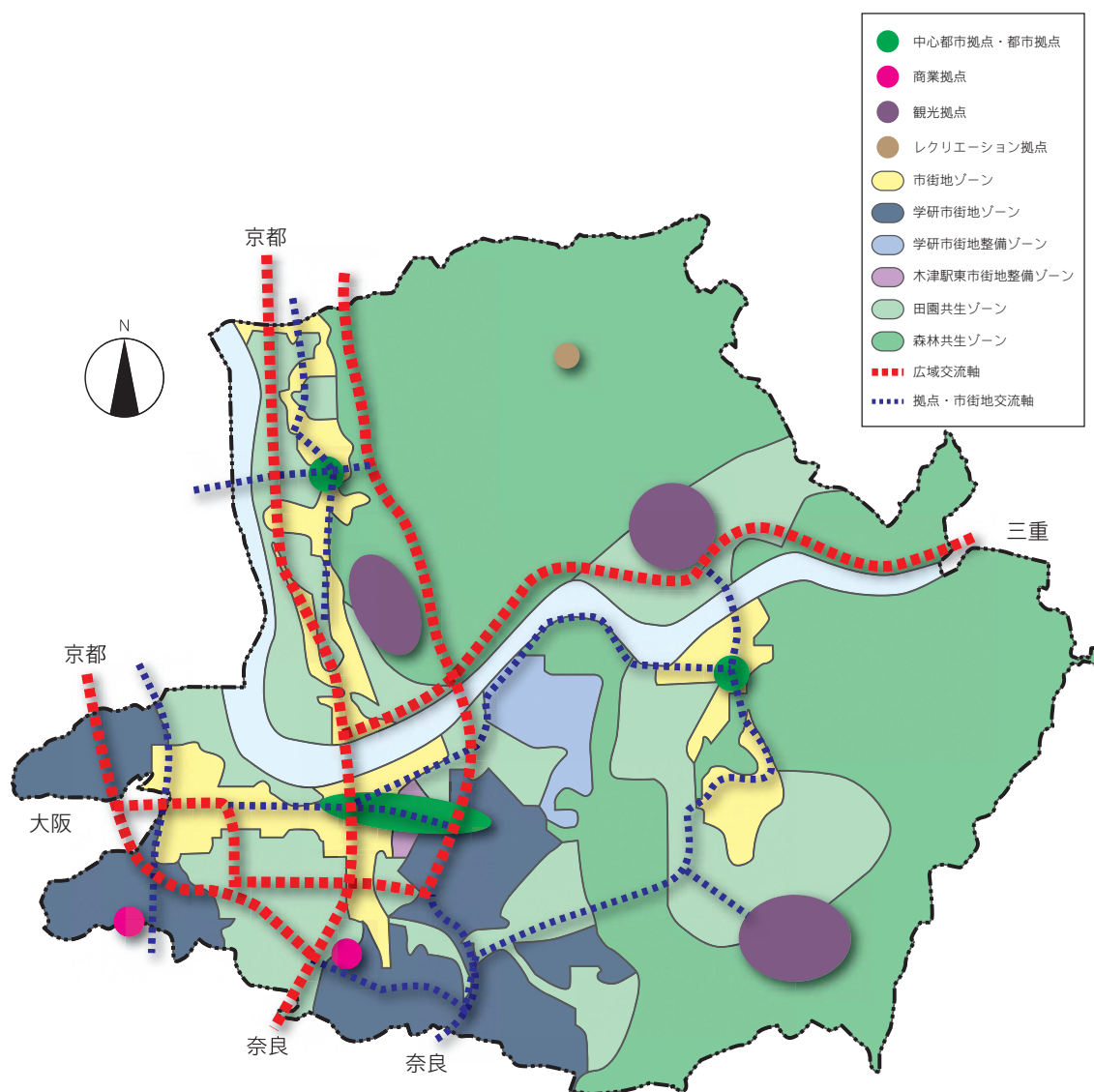
将来目標人口

2028 年 80,000 人

(2) 将来都市構造

将来都市構造は、まちの将来像の実現に向けて、市内の各地域の特性や都市機能を活かし、これを市内外で連携させることで最大限に機能を発揮できる都市の姿を描くものです。

関西文化学術研究都市*建設や各地域の多様なまちづくりの中心となる「拠点」、市内各地に面的に広がる暮らしや農産業、自然などの「ゾーン」、道路や鉄道など市内外の交流と連携を担う「交流軸」から構成し、都市機能が有機的に連携したクラスター型*の都市構造を目指します。



総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料
料

将来都市構造における拠点、ゾーン、軸の考え方

中心都市拠点	市役所周辺からＪＲ木津駅周辺及び城山台地区センターゾーンを一体的な中心都市拠点と位置づけ、行政、商業、医療・福祉など多様な都市機能が集積する拠点の形成を図り、木津川市のみならず南山城地域も含めた地域の中心核として、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
都市拠点	都市拠点であるＪＲ加茂駅周辺及び棚倉駅周辺を地域住民の日常生活の拠点として住民ニーズに対応した商業・業務機能などの都市機能の集積を図ります。
商業拠点	中心都市拠点との連携を図りながら、関西文化学術研究都市*における都市活動を支える高次な商業機能の集積を図ります。
観光・レクリエーション拠点	恭仁宮跡、高麗寺跡、椿井大塚山古墳などの歴史的文化遺産及び当尾エリアの浄瑠璃寺、岩船寺、石仏群などの歴史的文化財を「観光拠点」として位置づけ、歴史的文化遺産を活かした観光ネットワークの形成と周辺環境の整備を図ります。
市街地ゾーン	行政、商業、居住など様々な機能を有する市街地として位置づけるゾーン。都市拠点を中心に、利便性と質の高い市街地の形成を図ります。
学研市街地ゾーン	居住、都市的サービス、文化学術研究、商業、新たな産業などの機能を有する市街地として位置づけるゾーン。関西文化学術研究都市建設計画で位置付けられている各ゾーンの性格を明確にしつつ、特色ある市街地の形成を図ります。
学研市街地整備ゾーン	自然環境との共生などに配慮し、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画に基づく土地利用を推進するゾーン。
木津駅東市街地整備ゾーン	中心都市拠点と関西文化学術研究都市（城山台）との間に位置する地区として、都市的サービス機能などの整備を図るゾーン。
田園共生ゾーン	緑豊かな田園風景を大切にするゾーン。立地条件を活かした新たな技術による近郊農業の展開を図るとともに、歴史的文化遺産を調和した快適な生活環境づくりにより、田園環境と定住環境の充実を図ります。
森林共生ゾーン	山林や丘陵地の緑のゾーン。自然環境を地域固有の貴重な緑の財産ととらえ保全を図るほか、人との自然のふれあいの場としての活用を図ります。

4 まちづくりの基本方針

(1) 取組みの姿勢

まちの将来像の実現には、まちづくりの基本原則に示したように市民と行政が協力して取り組んでいくことが重要です。市民は日常の生活・活動のなかでまちづくりに取り組み、行政は、適切に行政サービスを提供するとともに、市民の活動を支援していくことが求められます。これらのことを踏まえ、木津川市は、次の3つの姿勢に基づき、まちづくり施策を進めます。

○市民とともに進めます

市民の参加・参画を得て、まちづくり施策を進めるために、市民の意見を取り入れながら、市民と行政の協働を図るとともに、施策の進め方、成果や課題をわかりやすく情報提供します。

○創意工夫を重ねます

施策の実施にあたっては、市民の幸せ、豊かな生活に結びつくことを重視し、市民の視点に立って目的を明確にするとともに、固定観念に捉われず創意工夫を重ねていきます。

○効果的・効率的に運営します

限られた財源の中でも、その成果が最大となるよう、地域資源や人的資源などを活かして施策を企画・立案、実行していきます。また、市民生活にどのような効果があるかという視点に立ち、真に必要な施策を優先して実施するとともに、市役所内の横断的な組織づくりや、自治体の枠組みを越えた連携に努めていきます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

(2) 基本方針

■基本方針 1

ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり

「子育てするなら木津川市」といわれるまちを目指し、誰もが安心して子どもを
 生み育てられるよう、地域の力を結集して子育て支援を進めるとともに、次代を担
 う子どもたちが個性や能力を伸ばしながら、たくましく生きることができる教育・
 保育環境を整備し、未来を生きる子どもを育むまちづくりを進めます。

政策分野 1 子育て

- 〔施 策〕 ①子育て支援 ②母子保健・母子福祉
 ③乳幼児期の教育・保育サービス ④児童虐待防止

政策分野 2 教育

- 〔施 策〕 ①教育環境 ②学校教育 ③子どもの健全育成

■基本方針 2

誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で生涯元気で、そして自分らしく生き生きと暮らせるよう、
 子どもから高齢者までの健康づくりに取り組むとともに、必要な時に医療や福祉が
 受けられ、地域社会の中で知識や能力を十分に発揮できる体制づくりを進めます。
 また、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるよう、年齢に関係なく学び、スポーツを
 楽しむことができるまちづくりを進めます。

政策分野 3 健康

- 〔施 策〕 ①保健・医療（救急） ②福祉医療 ③医療保険

政策分野 4 福祉

- 〔施 策〕 ①地域福祉 ②高齢者福祉 ③障がい者福祉

政策分野 5 文化

- 〔施 策〕 ①生涯学習 ②スポーツ

■基本方針 3

一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり

性別や国籍、文化、価値観の違いを問わず、互いに認め合い、多様性を尊重しながら、誰もが「一人の人間として大切にされている」ことを実感でき、健やかに暮らせる環境づくりを進めます。そして、市民と行政の連携・協働が進み、市民一人ひとりが個性や能力を活かし、主体的に地域で力を発揮できるまちづくりを進めます。

政策分野 6 共生

〔施 策〕 ①人権教育・啓発 ②国際化・友好都市交流 ③男女共同参画

政策分野 7 協働

〔施 策〕 ①市民参加・参画 ②地域コミュニティ

■基本方針 4

人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり

関西文化学術研究都市*の最先端の科学技術や交通利便性など立地の優位性を活かし、既存産業やまちづくりと連携・融合することで新たな価値の創造を目指すとともに、未来を担う子どもたちの知的好奇心の醸成や誇りを持てるまちづくりを推進します。また、豊かな自然や長年培われてきた歴史文化など豊富な地域資源を大切に守りながら活用し、観光やまちづくりに活かすことで、市の魅力を高め、活力と賑わいを生み出し、未来を拓くまちづくりを進めます。

政策分野 8 観光交流

〔施 策〕 ①観光振興 ②文化財の保全・活用

政策分野 9 産業・雇用

〔施 策〕 ①農林業 ②商工業 ③雇用対策

政策分野 10 関西文化学術研究都市

〔施 策〕 ①関西文化学術研究都市の活用

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

■基本方針 5

災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり

市民の生命や財産を守り、安心で安全な暮らしを確保するため、誰もが災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、情報提供に努めます。また、災害に強い都市基盤の整備や危機管理体制の強化を図るとともに、地域の防災・防犯体制を充実し、犯罪や事件が起こりにくく、すべての市民が、安心で安全に暮らせるまちづくりを進めます。

政策分野 11 防災・減災

〔施 策〕 ①災害対策 ②地域防災

政策分野 12 防犯・交通安全

〔施 策〕 ①防犯・交通安全 ②消費者保護

■基本方針 6

快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり

交通の利便性や関西文化学術研究都市*の強みと魅力を活かした都市的な便利さ、身近な自然を併せ持つ持続可能な都市環境を整備し、快適で住みよい生活環境を形成するとともに、子どもから高齢者まですべての世代が環境に優しい取組みを進め、豊かな自然環境を守りながら魅力あるまちづくりを進めます。

政策分野 13 都市基盤

〔施 策〕 ①都市環境 ②住宅 ③上下水道

政策分野 14 交通ネットワーク

〔施 策〕 ①道路 ②公共交通

政策分野 15 自然・環境

〔施 策〕 ①地球環境保全 ②環境美化 ③循環型社会

■基本方針 7

効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり

多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な都市経営を目指すため、積極的な情報公開を行うとともに、市民の声や意見の的確な把握に努めます。また、様々な分野での広域連携や、限られた経営資源の効果的配分による行政運営の効率化や財政の健全化を視点に置いたまちづくりを進めます。

政策分野 16 情報

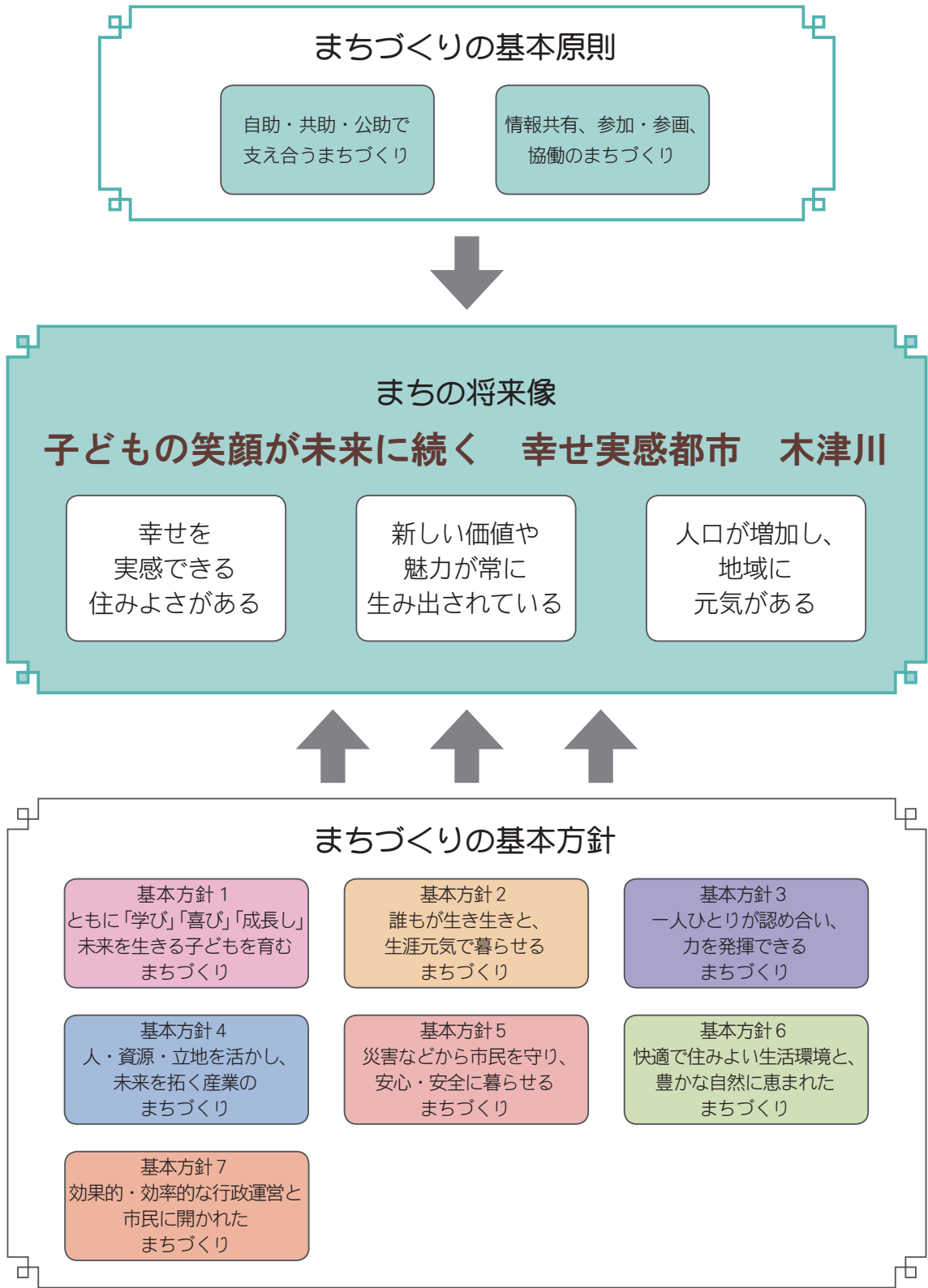
〔施 策〕 ①情報公開 ②広報 ③情報セキュリティ

政策分野 17 行財政運営

〔施 策〕 ①行政サービス ②行財政改革 ③財政基盤の確立
④財産管理 ⑤組織・人材育成 ⑥広域連携

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

基本構想の概要



基本計画



総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

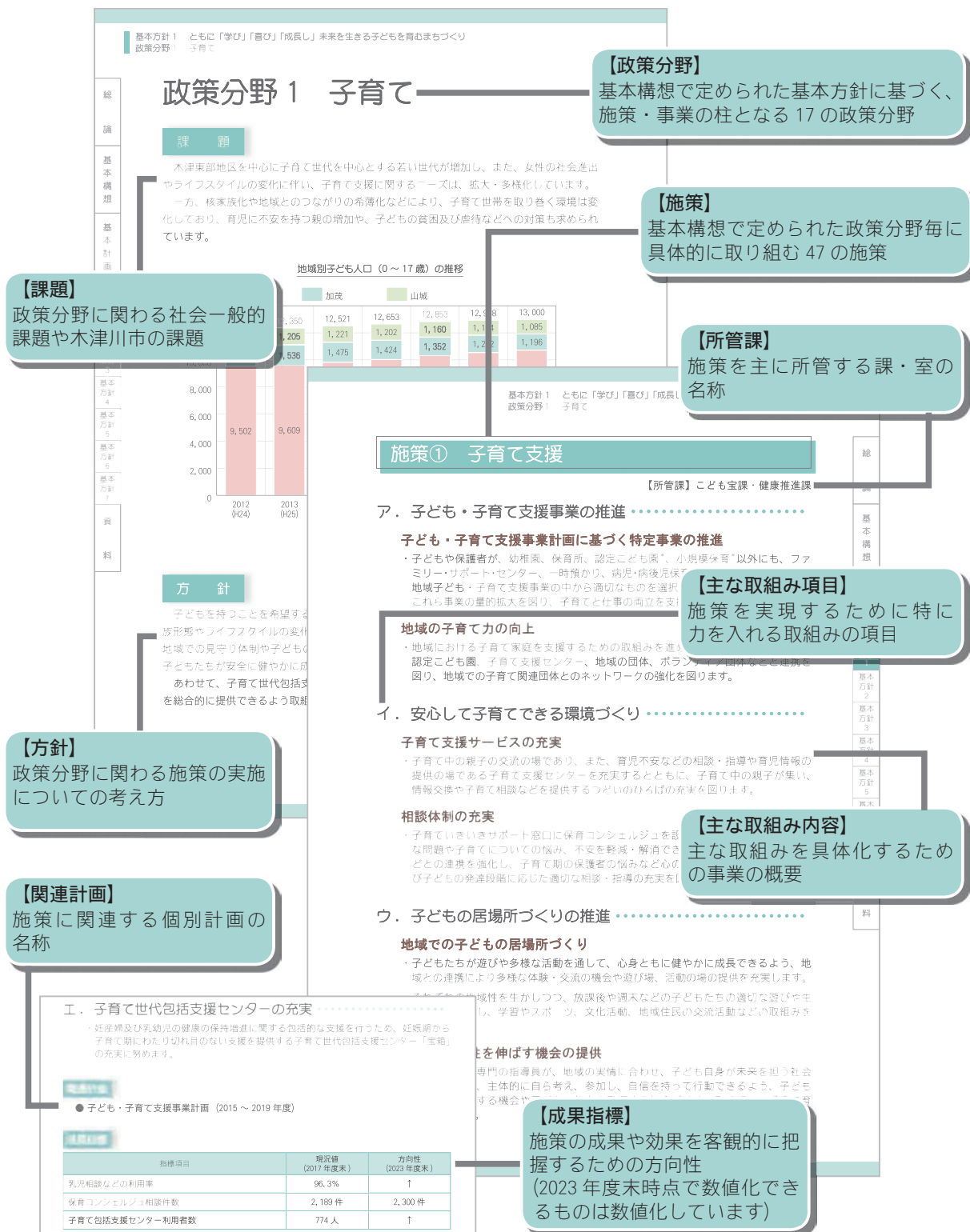
1 基本計画の構成

政策・施策の体系

〈 まちづくりの基本方針 〉	〈 政 策 分 野 〉	〈 施 策 〉
基本方針 1 ともに「学び」「喜び」「成長し」 未来を生きる子どもを育む まちづくり	政策分野 1 子育て	施策 1 子育て支援 施策 2 母子保健・母子福祉 施策 3 乳幼児期の教育・保育サービス 施策 4 児童虐待防止
	政策分野 2 教育	施策 1 教育環境 施策 2 学校教育 施策 3 子どもの健全育成
基本方針 2 誰もが生き生きと、 生涯元気で暮らせる まちづくり	政策分野 3 健康	施策 1 保健・医療（救急） 施策 2 福祉医療 施策 3 医療保険
	政策分野 4 福祉	施策 1 地域福祉 施策 2 高齢者福祉 施策 3 障がい者福祉
	政策分野 5 文化	施策 1 生涯学習 施策 2 スポーツ
基本方針 3 一人ひとりが認め合い、 力を発揮できる まちづくり	政策分野 6 共生	施策 1 人権教育・啓発 施策 2 国際化・友好都市交流 施策 3 男女共同参画
	政策分野 7 協働	施策 1 市民参加・参画 施策 2 地域コミュニティ
基本方針 4 人・資源・立地を活かし、 未来を拓く産業の まちづくり	政策分野 8 観光交流	施策 1 観光振興 施策 2 文化財の保全・活用
	政策分野 9 産業・雇用	施策 1 農林業 施策 2 商工業 施策 3 雇用対策
	政策分野 10 関西文化学術研究都市	施策 1 関西文化学術研究都市の活用
基本方針 5 災害などから市民を守り、 安心・安全に暮らせる まちづくり	政策分野 11 防災・減災	施策 1 災害対策 施策 2 地域防災
	政策分野 12 防犯・交通安全	施策 1 防犯・交通安全 施策 2 消費者保護
基本方針 6 快適で住みよい生活環境と、 豊かな自然に恵まれた まちづくり	政策分野 13 都市基盤	施策 1 都市環境 施策 2 住宅 施策 3 上下水道
	政策分野 14 交通ネットワーク	施策 1 道路 施策 2 公共交通
	政策分野 15 自然・環境	施策 1 地球環境保全 施策 2 環境美化 施策 3 循環型社会
基本方針 7 効果的・効率的な行政運営と 市民に開かれた まちづくり	政策分野 16 情報	施策 1 情報公開 施策 2 広報 施策 3 情報セキュリティ
	政策分野 17 行財政運営	施策 1 行政サービス 施策 2 行財政改革 施策 3 財政基盤の確立 施策 4 財産管理 施策 5 組織・人材育成 施策 6 広域連携

2 分野別計画

分野別計画の内容



総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料



基本方針 1

ともに「学び」「喜び」「成長し」
未来を生きる子どもを育むまちづくり



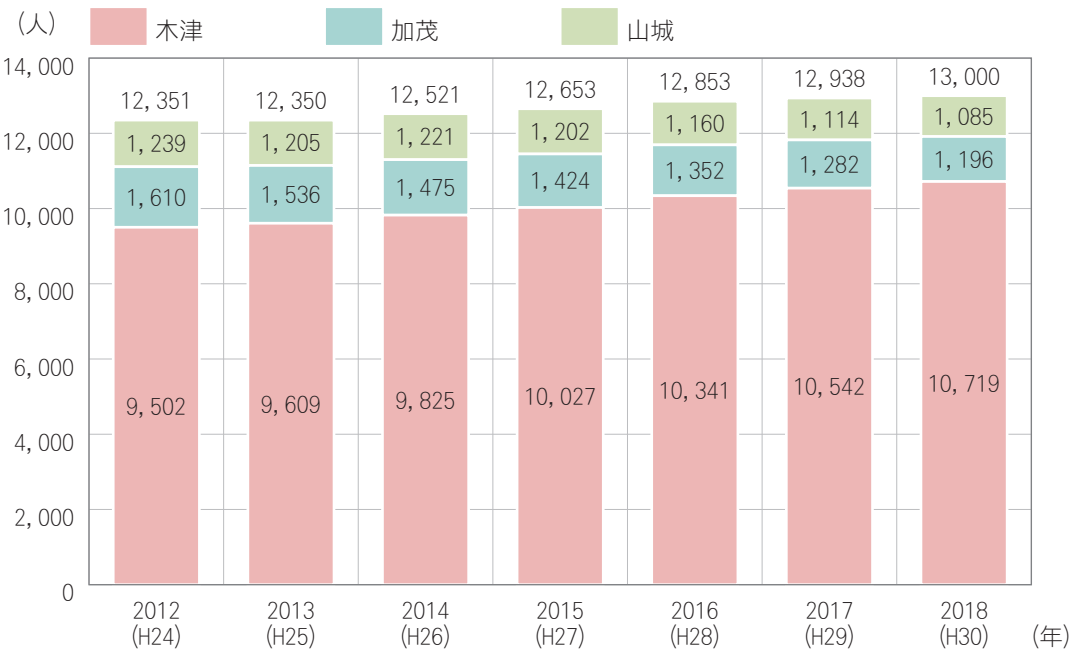
政策分野 1 子育て

課 題

木津東部地区を中心に子育て世代を中心とする若い世代が増加し、また、女性の社会進出やライフスタイルの変化に伴い、子育て支援に関するニーズは、拡大・多様化しています。

一方、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、子育て世帯を取り巻く環境は変化しており、育児に不安を持つ親の増加や、子どもの貧困及び虐待などへの対策も求められています。

0 ～ 14 歳人口の推移（地域別）



資料：住民基本台帳（外国人を含む、各年 3 月末時点）

方 針

子どもを持つことを希望する誰もが、安心して妊娠・出産、楽しく子育てできるよう、家族形態やライフスタイルの変化・多様化に対応した出産・子育て支援の充実を図るとともに、地域での見守り体制や子どもの居場所づくりなど、社会全体で子育てを支える体制を整え、子どもたちが安全に健やかに成長できる環境づくりを進めます。

あわせて、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を総合的に提供できるよう取組みを進めます。

施策① 子育て支援

【所管課】こども宝課・健康推進課

ア．子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援事業計画に基づく特定事業の推進

- ・子どもや保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園*、小規模保育*以外にも、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、これら事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

地域の子育て力の向上

- ・地域における子育て家庭を支援するための取組みを進めるため、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援センター、地域の団体、ボランティア団体などと連携を図り、地域での子育て関連団体とのネットワークの強化を図ります。

イ．安心して子育てできる環境づくり

子育て支援サービスの充実

- ・子育て中の親子の交流の場であり、また、育児不安などの相談・指導や育児情報の提供の場である子育て支援センターを充実するとともに、子育て中の親子が集い、情報交換や子育て相談などを提供するつどいのひろばの充実を図ります。

相談体制の充実

- ・子育ていきいきサポート窓口に保育コンシェルジュを設置し、子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるよう、関係機関や団体などとの連携を強化し、子育て期の保護者の悩みなど心のケアや、個々の家庭状況及び子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

ウ．子どもの居場所づくりの推進

地域での子どもの居場所づくり

- ・子どもたちが遊びや多様な活動を通して、心身ともに健やかに成長できるよう、地域との連携により多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場の提供を充実します。
- ・それぞれの地域性を生かしつつ、放課後や週末などの子どもたちの適切な遊びや生活の場を提供し、学習やスポーツ、文化活動、地域住民の交流活動などの取組みを充実します。

子どもの個性を伸ばす機会の提供

- ・児童館では、専門の指導員が、地域の実情に合わせ、子ども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信を持って行動できるよう、子どもの意見を反映する機会や子どもの能力を発揮する機会づくりに取り組み、児童の育成に努めます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

エ．子育て世代包括支援センターの充実

- ・妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うため、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター「宝箱」の充実に努めます。

関連計画

- 子ども・子育て支援事業計画（2015 ～ 2019 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
乳児相談などの利用率	96.3%	↑
保育コンシェルジュ相談件数	2,189 件	2,300 件
子育て包括支援センター利用者数	774 人	↑

施策② 母子保健・母子福祉

【所管課】 こども宝課・健康推進課

ア．母子保健・福祉の充実

母子の健康づくりの充実

- ・心身の変化が著しい妊娠・出産期に、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるよう、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるよう、マタニティ広場などの実施による妊娠期からの継続した支援の充実に図ります。
- ・妊婦自身の喫煙や受動喫煙が身体に与える悪影響について、配偶者をはじめ家族に対する啓発を行うとともに、保護者として望ましい育児行動がとれるよう子育て支援を行います。
- ・保護者の健康を保持・増進するため、生活習慣病*の予防や、若い時からの適切な食事・運動・睡眠をとることの重要性などについての啓発を進めます。

妊娠から出産までのきめ細やかな支援

- ・子育て世帯の経済的な負担軽減のため、妊婦検診の助成やマタニティマーク*の活用、母子保健に関する健診及び相談活動などにより、出産・子育てに関する不安の解消や、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。
- ・不妊症又は不育症などにより子どもを希望しながらも恵まれない夫婦に対し、その治療費用を助成することで、不妊などで悩む夫婦の経済的負担軽減に努めます。

イ．ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の生活を支援し、自立のための取組みを推進します。また、家庭児童相談室を中心に、母子自立支援員などが関係機関と連携し、総合的な相談体制の構築に努め、ひとり親家庭が抱える問題解決に努めます。

関連計画

- 子ども・子育て支援事業計画（2015 ～ 2019 年度）
- すこやか木津川 21 プラン 健康増進計画・食育推進計画
～つながる輪 すくすく・いきいき・ときめき～（2012 ～ 2021 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
三歳児健康診査受診率	93.4%	↑

施策③ 乳幼児期の教育・保育サービス

【所管課】 こども宝課・学校教育課

ア．乳幼児期の教育・保育サービスの充実

- ・保護者が安心して子どもを保育所や幼稚園、認定こども園*などに預けることができるように、充実した研修を実施し、職員の専門性の向上に努めるとともに、保育所や幼稚園、認定こども園の第三者評価の実施など、質の向上に努めます。
- ・安心で安全、快適な教育・保育環境を確保するため、保育所、幼稚園などの老朽化対策やバリアフリー化をはじめ、より良い環境の整備を計画的に進めます。
- ・病気や病気の回復期の児童を一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図ります。

イ．待機児童対策の充実

- ・女性の社会進出に伴い保育ニーズが増加している現状を踏まえ、保護者の子育てと就労との両立支援に対応するため、保育所入所待機児童の解消に努めます。

ウ．小規模保育*事業・公立保育所の民設民営方式の推進

- ・都市化などに伴い増加する保育需要や多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、小規模保育事業所の開設や、独創的かつ創意工夫に期待できる保育施設運営を推進するため、公立保育所の民設民営方式への移行などを進めます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

関連計画

- 待機児童の解消対策等ガイドライン（2017 年 6 月改訂）
- 子ども・子育て支援事業計画（2015 ～ 2019 年度）
- 公立保育所民営化等実施計画（2017 ～ 2020 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
保育所の待機児童数	0 人	→
保育所民営化率	44%	56%

施策④ 児童虐待防止

【所管課】人権推進課・こども宝課・健康推進課・学校教育課

ア．児童虐待の防止

- ・全国的に増加が著しく、社会問題ともなっている子どもの虐待については、基本的
人権の侵害であり、犯罪であることを、市民に広く啓発するとともに、専用ダイヤ
ルによる通報窓口などにより、いち早く児童虐待の相談ができる体制を充実します。
- ・虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査や訪問指導などの母子保健事業ととも
に、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校、医療機関などとの連携を強化し、リス
クの把握に努めます。
- ・児童虐待に適切に対応するため、専門員を配置し、相談員の資質向上を図るとともに、
関係機関や関係団体などとのネットワーク機能を強化します。
- ・要保護児童及びその家族への援助のために必要な情報交換をはじめ、要保護児童に
対する支援の内容に関する協議などを行う要保護児童対策地域協議会の体制強化を
図るとともに、保健、医療、福祉、教育、警察などの関係機関を含む地域全体で子
どもを守る支援体制を推進します。
- ・子どもやその保護者などへの相談支援体制・専門性を強化するため、子ども家庭総
合支援拠点の設置を検討します。

関連計画

- 子ども・子育て支援事業計画（2015 ～ 2019 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
児童虐待相談件数	276 件	↑

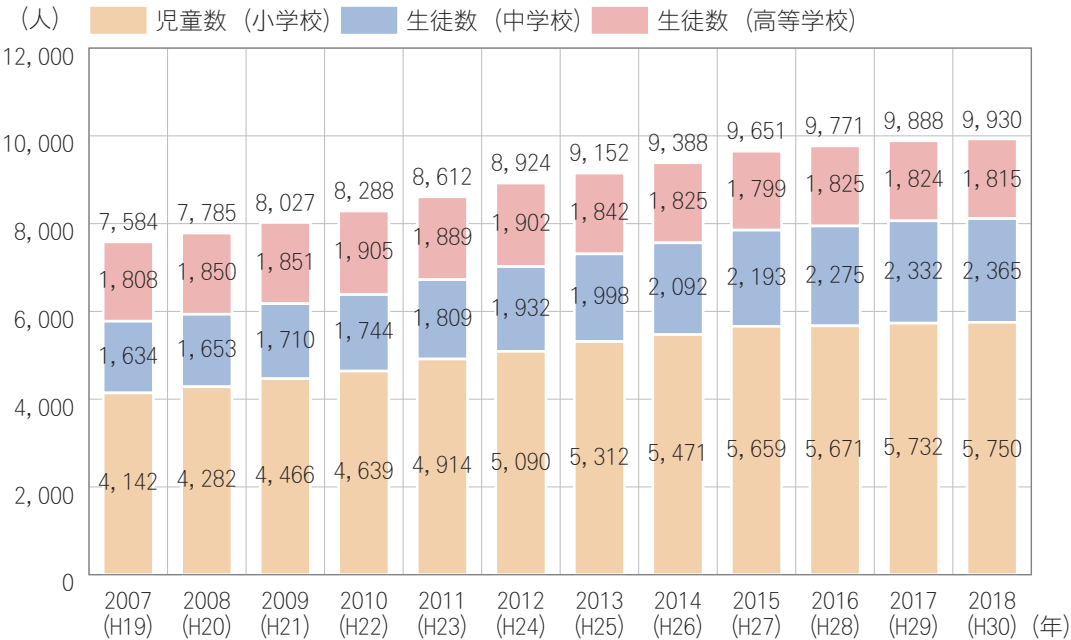
政策分野 2 教育

課 題

木津川市の児童・生徒数は、年々増加しており、今後もしばらくこの傾向が続くと予想されています。子どもたちを待ち受ける未来の社会は、グローバル化*やA I*の導入などが一層進むと予想され、子どもたちが備えておくべき能力にも変化が求められています。

また、子どもたちの家族や地域に対する価値観・関わり方の変化や情報機器の生活への浸透により、異なる世代の人やコミュニティ*内でのコミュニケーション能力が求められます。

木津川市の児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査、木津川市統計書

方 針

児童・生徒数の変化に対応しつつ、中長期的な視点に立ち、計画的に教育環境を整えます。子どもたちが高い学力を身につけ、個性や力を伸ばしながら、社会の変化に対応できる創造力と自主性を育む学校教育の充実を図るとともに、子どもたちが地域に親しみと愛着を持ち、社会の中で安心安全に育つことができるよう、学校・家庭・地域の連携をさらに強めます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策① 教育環境

【所管課】学校教育課

ア．子どもの教育環境の充実

- ・教育施設について、自然災害も含めた施設全体の安全対策を進め、児童生徒の安全を図ります。
- ・既存教育施設の老朽化に対し、長寿命化を図るため計画的な改修を進めるとともに、近年の夏季における猛暑による児童・生徒の熱中症への対応として、幼稚園、小中学校の空調整備を図ります。
- ・児童生徒数の増加に対応するため、（仮称）新学校給食センターを整備するなど、安心して安全な学校給食環境の充実に努めます。

関連計画

- 木津川市教育振興基本計画（2014～2023年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
「学校に行くのが楽しい」児童・生徒の比率	小学6年生 87.1% 中学3年生 81.7%	↑

施策② 学校教育

【所管課】学校教育課

ア．子どもの可能性を伸ばす教育の推進

学校教育の充実

- ・「質の高い学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育む教育を推進します。
- ・子ども一人ひとりが自らの夢や志を持ち、進路を主体的に切り拓き、実現につなげることができるよう、地域社会と連携して発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ・特色ある学校づくりや子どもの豊かな成長を支える教員の資質・能力の向上や校種間連携、学校評価の充実など信頼される学校づくりを進めます。
- ・児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力の育成に努めます。また、ICT機器*やデジタル教材*などを活用し、わかりやすく、子どもの学習への興味、関心を高める授業を進めます。

補充学習の充実

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得のため、全国学力・学習状況調査や京都府学力診断テストなど客観的な学力の把握と、分析に基づく学習指導及び授業改善の支援を行うとともに、小学校での「ホップアップ学習」や中学校での「ステップアップ学習」など補充学習の充実に取り組みます。

特別支援教育の推進

- ・支援を必要とする子どもに対し、障がいに基づく種々の困難の改善や克服を進め、社会に参加して周りに関わりながら生活することができるよう、一人ひとりを大切にする特別支援教育を推進します。

人権教育の推進

- ・地域や関係機関と連携し、子どもの人権に関する基本的な理解を深めるとともに、人権感覚を育てる取組みを推進し、全ての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた教育を推進します。

健康教育の推進

- ・安心で安全な学校給食の実施とともに、たくましく健やかな体を育む基礎となる食育の推進を図り、健康的な生活習慣が確立できるよう、健康安全に関する総合的な認識を高め、児童生徒の実態に即した保健教育と保健管理の徹底を図ります。

国際理解教育の推進

- ・グローバル社会の進展に対応するため、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、外国語指導助手や小学校英語指導講師の効果的な活用など、小中学校での外国語教育の充実を図ります。

生徒指導の充実

- ・社会の一員として持つべき規範意識やコミュニケーション能力の育成を図り、関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てる体制づくりを進めます。
- ・いじめアンケートや教育相談などにより、いじめなどの問題行動に対する迅速な対応及び未然防止に向けた取組みを強化するとともに、実効的な指導支援体制の確立を推進します。
- ・スクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー*など相談員の配置と、より積極的な活用及び適応指導教室による児童生徒への支援を推進することで、不登校をはじめとする学校不適応などに対する相談体制を充実します。

幼児期の教育の充実

- ・幼稚園では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の質の向上を図り、保育所・認定こども園*や小学校との連携により、小学校教育への円滑な接続を推進します。

貧困対策

- ・経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう、要保護及び準要保護児童生徒への就学援助に取り組みます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

イ．地域の特徴を活かした教育内容の充実

郷土教育の充実

- ・地域の豊かな自然を活かした農業などの地元産業や、歴史・文化・伝統を積極的に学ぶことで、ふるさと意識や郷土愛を育む地域に根差した歴史学習や地域学習に取り組めます。

科学教育の充実

- ・関西文化学術研究都市*の研究機関や企業・大学などの協力を得て、科学やものづくりへの興味が広がる体験学習や研究者などの出前授業、教員への研修などを推進します。

ウ．地域の力を活かして子どもを育む

地域ぐるみの子育て支援

- ・放課後や週末に、子どもの安心・安全な居場所を設け、地域住民と子どもたちが交流できる環境を充実します。

家庭教育の支援

- ・すべての教育の原点である家庭教育の役割について、保護者が学べる機会を提供するなど、家庭教育の支援の充実に努めます。また、関係機関と連携し、子育て相談体制などの充実を図ります。

関連計画

- 木津川市教育振興基本計画（2014 ～ 2023 年度）
- 子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）（2017 ～ 2021 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
「自分には、よいところがあると思う」児童・生徒の比率	小学 6 年生 82.9% 中学 3 年生 71.5%	↑
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」児童・生徒の比率	小学 6 年生 96.9% 中学 3 年生 92.7%	↑
「家庭学習の時間が、1 日あたり 30 分より少ない」児童・生徒の比率	小学 6 年生 10.3% 中学 3 年生 14.5%	↓

施策③ 子どもの健全育成

【所管課】学校教育課・社会教育課

ア．子どもの健全育成に向けた地域・学校での取組みの充実・

- ・ 地域住民が学校や子どもの教育に関心を持ち、地域全体で子どもたちの教育に携われるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による教育支援活動の促進を図ります。
- ・ 国際交流や地域交流などの多様な活動の機会と場を提供し、青少年活動の活性化と社会参加を促進します。
- ・ 新成人には、自主的・主体的となって交流できるよう「成人のつどい」の場を提供するとともに、成人として社会での役割や責任の自覚を促します。

イ．子どもの防犯体制の強化

- ・ 子どもに対する防犯意識を高め、P T A、ボランティアや関係機関などが連携し、地域における防犯体制の強化を促進します。
- ・ 児童の通学時の安心・安全を確保するため、P T Aやボランティアなどの協力を得て、通学路などにおける防犯体制の強化を図ります。

関連計画

- 木津川市教育振興基本計画（2014 ～ 2023 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
スクールセーフティボランティアの登録者数	3,355 人 (2018.8 月)	→



ICT教育

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料



基本方針 2
誰もが生き生きと、
生涯元気で暮らせるまちづくり

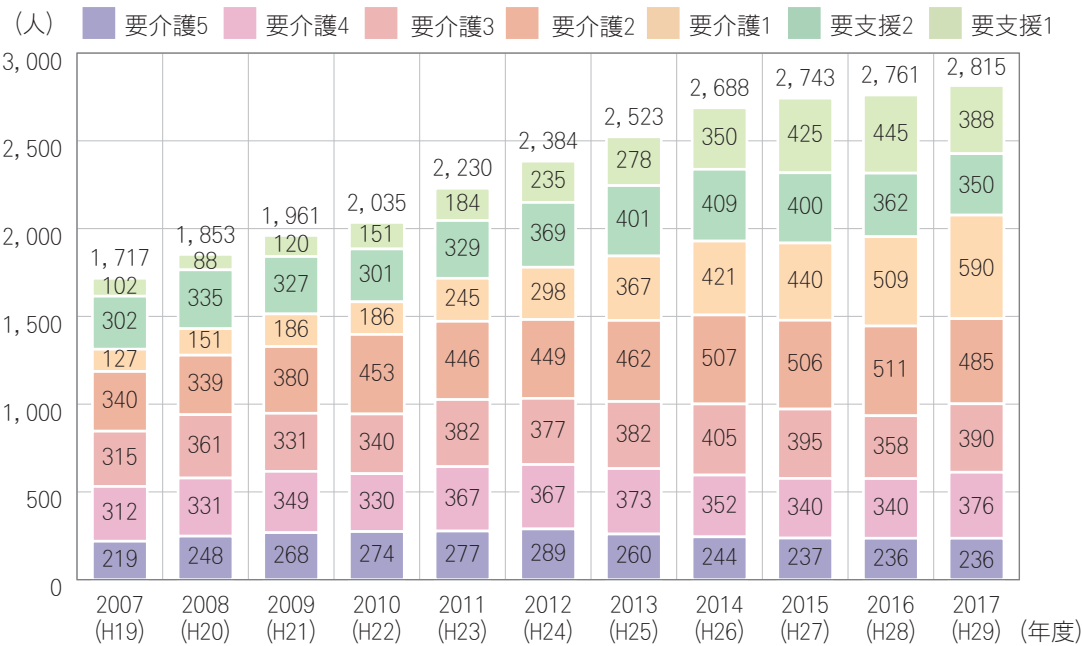


政策分野 3 健康

課 題

生活習慣病*や高齢化の進展により要介護者が増加するとともに、医療の高度化に伴い、医療ニーズが拡大・多様化しており、医療や介護にかかる財政負担は年々増加傾向にあります。必要な時に医療や介護を受けることができる環境を確保しつつ、市民が自ら健康づくりを行い、病気の予防と健康寿命を伸ばすための取組みを進めることが求められています。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：高齢介護課、木津川市統計書

方 針

救急・休日医療体制の充実、市民の健康づくりや生活習慣病などの予防を推進するとともに、京都府と連携し、国民健康保険制度の安定的な運営に努めます。

また、誰もが安心して適切な医療を受けることができるよう、心身障害児（者）、ひとり親家庭、子ども及び高齢者を対象とした福祉医療費の助成を図ります。

施策① 保健・医療（救急）

【所管課】健康推進課

ア．安心して医療を受けられる体制づくり

救急医療体制の充実

- ・市内の医療機関、保健所、福祉施設などの連携により、初期救急医療*の充実に向けた取組みを推進します。重症患者などに対応する二次救急医療*や診療内容などについて、地域の中核病院である京都山城総合医療センターを中心とし、充実に向けた支援を推進します。

休日診療体制の充実

- ・地域医療のネットワークづくりを支援し、夜間や休日においても、誰もが安心して医療を受けることができる体制の構築に努めます。

イ．ともに健康でいきいきとしたまちづくり

健康予防対策の推進

- ・定期予防接種、がん検診をはじめ、健康相談や生活習慣病の予防、健康増進計画に基づく市民の主体的な健康づくりへの支援及び保健センターの活用や健康まつりの開催など、積極的に健康予防対策を推進します。

精神保健事業の推進

- ・精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のため、相談窓口などの充実に努めます。

関連計画

- すこやか木津川 21 プラン 木津川市健康増進計画・食育推進計画
～つながる輪 すくすく・いきいき・ときめき～（2012 ～ 2021 年度）
- 木津川市新型インフルエンザ等対策行動計画

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
がん検診受診率（胃がん）	8.8%	↑
予防接種の接種率（麻疹風しん）	96.3%	↑

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策② 福祉医療

【所管課】国保年金課

ア．安心医療の推進

- ・ 市民が安心して医療が受けられるよう、心身障害児（者）、ひとり親家庭、子ども及び高齢者を対象とした福祉医療費の助成を図ります。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
福祉医療助成件数	288,943 件	↑

施策③ 医療保険

【所管課】国保年金課

ア．国民健康保険及び後期高齢者医療制度*の充実

国民健康保険の充実

- ・ 国民健康保険運営の広域化について、京都府と連携するとともに、医療費の適正化や国民健康保険税の適正な負担を求めることなどにより、国民健康保険の安定的な運営に努めます。
- ・ 患者の負担の軽減と国民健康保険医療費の削減に結びつけることを目的とし、「ジェネリック医薬品*差額通知書」を送付するなど、ジェネリック医薬品の普及を推進します。

京都府後期高齢者医療制度の充実

- ・ 将来の超高齢化社会を見据え、国などの動向を注視するとともに、京都府後期高齢者医療広域連合との連携に努めます。

イ．ともに健康でいきいきとしたまちづくり

保健、健康づくり事業の実施

- ・ 健康の保持と必要な医療を確保するため、医療保険の適正な運営や疾病の予防などを目的に、保健、福祉と連携した健康づくりに関する事業を積極的に推進します。
- ・ 病気の早期発見・早期治療のため、健康診査を実施するほか、人間ドック受診費用の一部を補助し、後期高齢者医療保険被保険者の健康増進に努めます。
- ・ 国民健康保険医療制度を持続するため、被保険者に対し生活習慣病*に関する健康診査及び保健指導を推進します。

関連計画

- 木津川市国民健康保険第 2 期データヘルス計画（2018 ～ 2023 年度）
- 木津川市国民健康保険第 3 期特定健康診査等実施計画（2018 ～ 2023 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
国保特定健康診査受診率	35.6%	60%
国保特定保健指導実施率	12.1%	60%
ジェネリック医薬品の普及率	61.94%	+ 18%以上



相楽休日応急診療所



京都山城総合医療センター

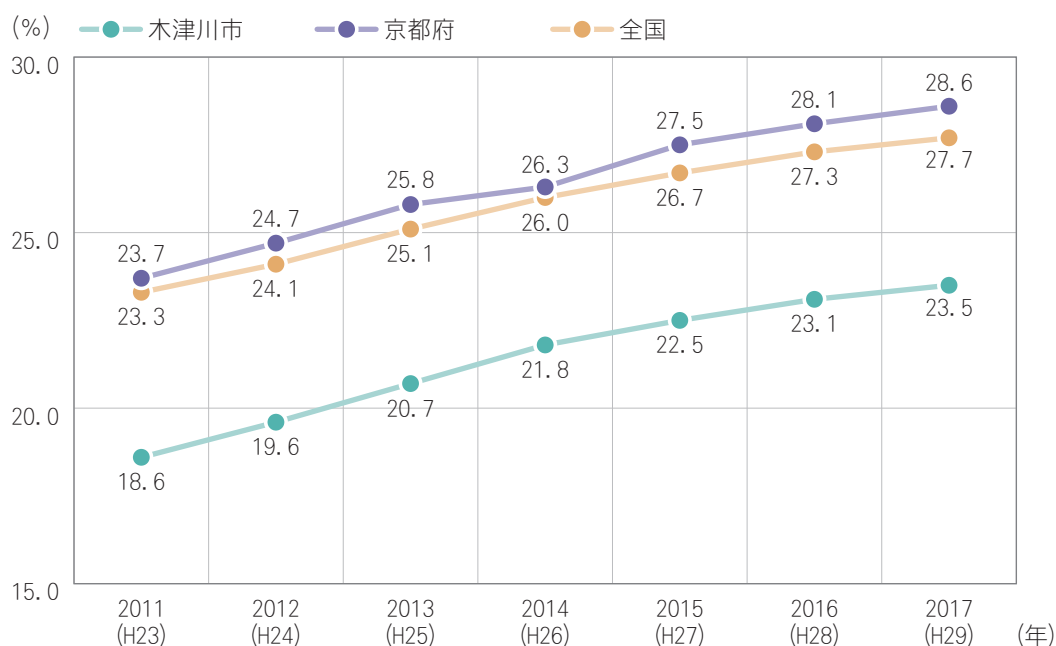
総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

政策分野 4 福祉

課 題

木津川市の高齢化率は全国より低いものの年々高まっており、高齢者世帯や認知症高齢者なども増加しています。また、障がいの重複化・多様化や経済的困窮者の増加など、支援を必要とする市民は増えつつあります。これら要支援者が、地域で安心して暮らせる生活の確保だけでなく、社会参加できるよう、包括的な支援体制と環境づくりが求められています。

高齢化率の推移 ～国・府との比較～



資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）、全国及び京都府は人口推計（総務省、各年 10 月 1 日現在）

方 針

年齢や障がいの有無・程度に関わりなく、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けることができる体制を強化するとともに、社会参加や就労機会の充実に向けた環境づくりを進め、市民、地域、団体、行政が連携し、福祉のまちづくりに取り組みます。

また、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活を送れるよう、医療と介護、生活支援が一体となった地域包括ケア*の充実を図ります。

施策① 地域福祉

【所管課】社会福祉課・くらしサポート課

ア．地域福祉の推進

地域で見守り・支えあう体制づくり

- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、市民との協働による福祉のまちづくり活動を推進します。また、市民・地域主体の福祉活動として、ボランティア活動、地域での支え合い活動を促進します。
- ・住民同士の「集い」や「見守り」は、人々のつながりづくり、課題の把握や早期対応に有効であり、引き続き、充実を図るとともに、木津川市と社会福祉協議会、自治会、民生児童委員、学校など、地域と関わる様々な人や機関が連携し、ともに支え合う地域共生社会の実現に取り組みます。
- ・犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を目指す「社会を明るくする運動」について、広報活動の充実を図ります。

福祉関連施設の充実

- ・公共施設をはじめとした市内の各施設において、誰もが利用できるよう、バリアフリー化を促進します。
- ・住み慣れた土地で安心して暮らしを継続していけるよう、地域の事業者と連携し、さまざまな支援の切れ目ない提供の充実努めます。

イ．自殺者対策

- ・自殺対策基本法に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、木津川市自殺対策計画に基づく、自殺対策を推進します。また、自殺対策の一環であるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やゲートキーパー*養成研修を実施し、対策の充実を図ります。

ウ．生活保護受給者、生活困窮者への自立支援

- ・生活保護世帯や生活困窮者に対し、生活の安定、自立を図るため、助言や支援に努めます。

関連計画

- 第2次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画（2015～2019年度）
- 木津川市自殺対策計画（2019～2023年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
ボランティア登録者数（累計）	1,396人 (2018.10月)	1,500人
自立支援就業者数	26人	↑

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策② 高齢者福祉

【所管課】高齢介護課

ア．介護予防と健康づくりの総合的な推進

介護予防の総合的な推進

- ・介護予防サポーターや地域住民と連携し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業などに取り組み、介護予防を推進します。

健康づくりの総合的な推進

- ・介護予防の基礎となる健康づくりにおいては、保健師、栄養士、医師などと連携し、生活習慣病*予防や健康増進など、生涯を通じた健康づくりに関する知識の普及・啓発を推進します。

イ．生きがいづくりと社会参加の促進

- ・高齢者をはじめ市民が主体的に学習活動やサークル活動などを行えるよう、情報提供やニーズに対応した多様な学習機会の提供を図るとともに、高齢者いきいきサポート窓口を通して、サークル活動・ボランティア活動をはじめ多種多様な活動を支援します。
- ・健康で働く意欲のある高齢者が豊かな経験を活かし、働くことを通じ、生きがいや社会参加ができるよう、シルバー人材センターの趣旨や内容などを広く周知するとともに、活動を支援します。
- ・高齢者が地域の一員として活躍するとともに、同世代・他世代間での交流が行われる場として、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくり、健康増進を図ります。
- ・高齢者が健康で生きがいを持てる高齢期を過ごし、長寿社会のもとで健やかな生活が営めるよう、高齢者相互交流による仲間づくりや居場所づくりの活動を促進します。

ウ．住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実

地域包括ケア*システムの推進

- ・介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、個々の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう、福祉サービスをはじめ、在宅・施設サービスなどの支援に努めます。
- ・介護離職ゼロ*の運動に向けて、家族介護者などの介護負担を軽減する支援を行うとともに、高齢者やその家族などがより円滑にサービスを利用できるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。

認知症対策の総合的な推進

- ・ 認知症高齢者などにやさしい地域づくりを推進するため、新オレンジプラン*に基づき、相談体制の充実を図るとともに認知症対策を推進します。また、医療機関や介護サービス事業者などの関係機関との緊密な連携により、認知症の早期発見・早期対応を進めるとともに、認知症の方が安心して地域で生活できるサービスの充実を図ります。

医療と介護の連携の推進

- ・ 疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、医師会をはじめ地域の医療機関や介護関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供する体制の構築を図ります。

安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、快適に安心して暮らせるよう、生活基盤である住まいの確保やバリアフリー化を推進します。
- ・災害時や緊急時における高齢者の支援体制や、振り込め詐欺などによる消費者被害から高齢者を守るため、地域住民や関係機関と連携し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

地域における支え合い活動の推進

- ・高齢者が孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域や自治会、ボランティアグループ、介護サービス事業者などとの連携・協力による福祉活動など、支え合いの輪をさらに発展させるとともに、元気な高齢者をはじめ様々な世代の地域住民が活動に参加し、支援が必要な人を支える場づくりや環境づくりを進めます。

工. 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

高齢者の人権尊重と虐待の防止

- ・ 認知症や障がいなどにより差別や偏見を受けることのないよう、高齢者の人権問題に関する啓発を進めます。

権利擁護の推進

- ・地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、高齢者の生活や権利、財産を守るため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度*の利用につなげるなどの支援を推進します。

才．利用者本位の介護保険事業の推進

介護サービスの利用支援

- ・高齢者が介護を必要とする状態になった時に、介護サービスの利用がスムーズにできるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。
- ・高齢者やその家族が必要なサービスを安心して利用できるよう、相談体制を充実するなど、サービス事業者の情報開示を進めます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

介護保険制度の適正・円滑な運営

- ・ 公平・公正なサービスの提供を通じて、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に向け、介護サービス事業者や介護支援専門員に対する指導・助言及び支援の充実を図るとともに、介護給付適正化の一層の推進を図ります。

関連計画

- 第 8 次木津川市高齢者福祉計画・第 7 期木津川市介護保険事業計画（2018 ～ 2020 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
介護予防サポーター数（累計）	126 人	250 人
認知症サポーター数（累計）	8,472 人	13,000 人

施策③ 障がい者福祉

【所管課】社会福祉課

ア．障がい者福祉の計画的な推進

障がい福祉サービスの充実

- ・ 施設や病院から在宅・地域生活への移行を進めるとともに、障がいの種別に関わりなく必要なサービスや支援を利用し、日常生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の整備や精神障がいに対応した地域包括ケア*システムの構築など、地域の基盤整備を進めます。

支援体制の整備・充実

- ・ 障がいのある子どもが、日常生活や社会生活の中で自立した活動を行えるよう、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校、児童相談所、医療機関、さらに地域も含めた関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 障がい児相談支援・障がい児通所支援について、利用者のニーズを勘案したサービス提供体制の整備・強化に努めます。

イ．障がいのある人などの自立に向けた支援

障がいのある人などの自立に向けた支援

- ・ 障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、サービスを提供する事業者や従事者、NPO、ボランティアなどと協力し、日中の活動の場の確保や充実に努めます。また、就労移行支援事業や就労定着支援事業などの利用により、障がいのある人の一般就労への移行や定着を推進するとともに、行政をはじめ福祉施設や企業など、地域全体で雇用機会の拡大を図ります。

・障がいのある人が、日常生活を自然に営み、就業の機会や地域社会に参加する機会の充実に向け、障がい者スポーツ大会の開催や、障害者いきいきサポート窓口の充実に努めます。

関連計画

- 第 2 次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン（2015 ～ 2019 年度）
- 木津川市障害福祉計画（第 5 期）・木津川市障害児福祉計画（第 1 期）（2018 ～ 2020 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
福祉施設からの一般就労への移行者数（累計）	11 人	16 人



アルツハイマー月間啓発



介護予防サポータースキルアップ講習

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

政策分野 5 文化

課 題

「人生 100 年時代」を迎え、それぞれの年代やライフスタイルに応じて自分の時間を豊かに過ごすとともに、まちづくりの担い手としても活動できるよう、生涯を通じ、社会の動きに対応した新たな知識や技術を学んだり、健康にスポーツやレクリエーションなどを楽しむことができるまちづくりが求められています。



市民体育大会



中央図書館

方 針

全ての市民が生涯を通じて学び、スポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境整備や機会の提供を充実させるとともに、その成果を自らの暮らしと地域に活かすことができるまちづくりを進めます。

施策① 生涯学習

【所管課】社会教育課

ア．生涯学習の充実と施設環境の整備

生涯学習機会の充実

- ・生涯学習活動を通じて市民の輪が広がるよう、生涯学習講座における受講者間のネットワークづくりや、各種団体が交流できる機会づくりを進めます。
- ・生涯学習に関連する講座や催しなどの情報を収集・整理し、市民にわかりやすく発信します。

誰もが気軽に利用できる施設環境の整備

- ・各生涯学習施設について、地域に密着した学習活動の場となるよう、利用者の意見を聞き、施設運営に反映させます。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に図書館など様々な教育・文化施設を活用し、日常生活がより楽しく豊かになるような取組みを進めます。
- ・公民館活動や生涯学習の場となっている施設の老朽化などの現状から、交流会館や文化センターなどに公民館機能を持たせるなど、活動の場の確保や各種活動を支援します。

イ．市民との連携による生涯学習の推進

- ・市民が自主的・主体的に多彩な活動を展開できるよう、機会と活動の場の充実を支援し、市民に親しまれる文化芸術の創造を支援します。
- ・生涯学習での学びを人とのつながり、地域づくりにつなげるため、交流機会の充実やリーダーとなる人材の発掘、育成に努めます。

関連計画

- 木津川市生涯学習推進計画 人をはぐくみ ところを結び まちを創る
ーきずなプランー (2014 ～ 2023 年度)

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
公民館サークル加入者数（累計）	682 人	750 人
図書館の図書貸出冊数	666, 119 冊	700, 000 冊

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論

基本構想

基本計画

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

基本方針 7

資料

施策② スポーツ

【所管課】社会教育課

ア．スポーツ活動の促進

- ・ 市民一人ひとりが日常生活にスポーツ・レクリエーションを取り込み、活動できるよう、体育協会などとの連携及び育成、支援を図ります。
- ・ 市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、中央体育館施設の充実に努めます。
- ・ スポーツ団体や指導者の育成に努めるとともに、生活に身近な場所で手軽にスポーツに親しむことができるニュースポーツなどの普及・充実に努め、スポーツを通じて地域の一体感の醸成や、市民の健康と体力の向上を促進します。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
スポーツ推進委員活動回数	58 回	70 回
体育協会及びスポーツ少年団会員数（累計）	2,348 人	2,400 人



歴史めぐりマラソン i n 木津川



子ども将棋

基本方針 3

一人ひとりが認め合い、
力を発揮できるまちづくり



政策分野 6 共生

課 題

国際化や女性の社会参加などが進むとともに、人権意識が浸透しつつあるものの、同和地区に対する偏見や差別、子どもや女性、障がい者、外国人などをめぐる人権問題をはじめ、ヘイトスピーチ*、性的マイノリティ*、特定の個人や集団への誹謗中傷、プライバシー侵害やDV*、セクハラ、パワハラなども社会問題となっています。

特に、SNS*の普及もあいまって、身元調査やインターネット上での人権侵害などは根深く存在しています。市民一人ひとりが尊厳をもって生活し、その力が活きるまちづくりを実現するために、相互に理解し尊重しあえる人材と仕組みづくりが求められています。



中学生海外派遣事業

方 針

市民が人権に対する正しい意識と行動ができるよう、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場での人権学習や啓発及び男女共同参画の取組みを進めます。

また、国や文化、性別の違いを超えた多様性を尊重し、幅広い視野や国際感覚を養うため、様々な国・まち・人との交流を図り、地域における多文化共生の取組みを進めます。

施策① 人権教育・啓発

【所管課】人権推進課

ア．一人ひとりを尊重するまちづくり

- ・「あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を木津川市において構築すること」を目標とした、人権教育・啓発推進計画に基づき、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図るとともに、様々な人権問題の解決に向けた施策を推進します。

イ．人権相談・情報発信拠点の充実

- ・人権に関する様々な相談や情報発信の拠点として、人権センター機能の充実を図ります。
- ・人権啓発協議会と連携し「つなごう 心と心 ひろげよう 笑顔の輪」をテーマとする人権文化のつどいを開催するなど、人権の推進に向けた情報発信を充実します。

関連計画

- 木津川市人権教育・啓発推進計画（第2次）（2016～2025年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
人権研修会の参加者数	4,717人	7,000人

施策② 国際化・友好都市交流

【所管課】人事秘書課・社会教育課

ア．多様・多彩な人々の英知を結集するまちづくりの実現

- ・友好都市をはじめ、様々なまちと市民レベルでの交流を図り、地域の活性化や独自性・個性の確立に努めます。
- ・広い視野を持った国際性豊かな人材の育成や、市内に暮らす外国人も同じ市民として、互いの価値観を尊重できるよう、友好都市であるサンタモニカ市と中学生海外派遣事業を、また、京丹後市と少年野球など友好都市交流事業に取り組み、文化交流、国際理解や学校教育などの充実及び交流意識の高揚を図ります。

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」児童・生徒の比率	小学6年生 74.3% 中学3年生 62.7%	↑

総論

基本構想

基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

基本方針6

基本方針7

資料

資料

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

施策③ 男女共同参画

【所管課】人権推進課

ア．男女がともに輝くまちづくり

- ・「男女がともに輝くまちづくりを目指して」を目標とした男女共同参画計画及び「女性の社会への参画と活躍への推進」を目標とした女性活躍推進計画に基づき、男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直しに向けた教育・学習の充実を図るとともに、職場・地域社会での男女共同参画の促進に向けた施策を推進します。
- ・キラリさわやかフェスタ実行委員会と連携し「女（ひと）と男（ひと） みんなが主役 すてきな木津川市（まち）」をテーマとするキラリさわやかフェスタを開催するなど、男女共同参画推進に向けた情報発信を充実します。

イ．女性の就業支援・情報発信拠点の充実

- ・女性に関する様々な相談、就業支援、働く女性の福祉の増進や男女共同参画に関する発信の拠点として、女性センター機能の充実を図ります。

関連計画

- 木津川市男女共同参画計画後期計画 新キラリさわやかプラン（2015 ～ 2019 年度）
- 木津川市女性活躍推進計画（2017 ～ 2025 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
審議会などにおける女性委員の割合	34.6%	35%



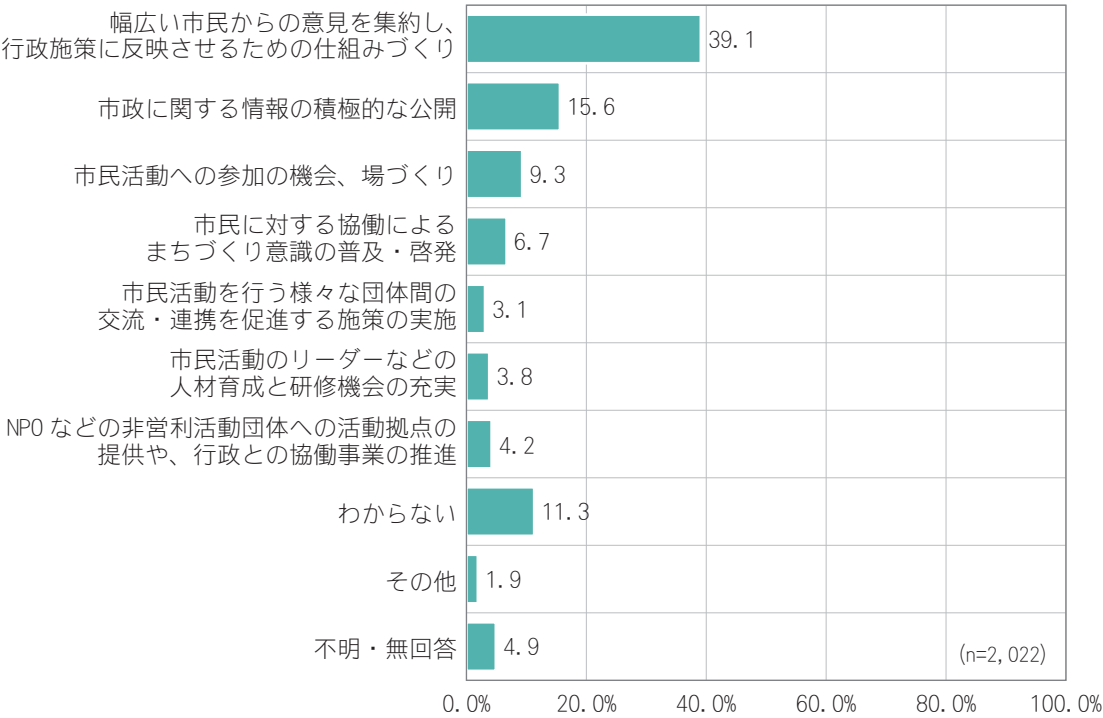
人権文化のつどい&キラリさわやかフェスタ

政策分野 7 協働

課 題

木津川市では、市外からの転入者の増加やライフスタイルの多様化に伴い、これまで活発に行われてきた自治会活動への関心が希薄化する一方で、地域の枠を超えた市民活動が活発になるなどまちづくりへの参画のスタイルに変化が見られます。多様化する市民ニーズや地域課題を解決するために、市民が主体的にまちづくりに参画できる環境を整えることが求められています。

市民と行政が協働を推進していく上で、市が優先的に取り組むべきこと



資料：木津川市のまちづくりに関するアンケート調査報告書（平成 30 年 1 月）

方 針

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できるように、各地域での様々なコミュニティ*活動、まちづくり活動の推進に向けた支援を行います。そして、参画する市民のアイデアや行動力をまちづくりに活かし、市民と行政が協働できるよう、まちづくり情報の提供・交換や協働事業の仕組みづくりなどを進めます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策① 市民参加・参画

【所管課】人事秘書課・学研企画課・総務課

ア．市民参画の推進

市民と行政との協働体制の確立

- ・市民と行政が協働し、各主体がそれぞれの持ち場で力を活かす「自助・共助・公助*」で支え合うまちづくりを推進します。

まちづくり活動への支援の充実

- ・誰もが「住みたい・住み続けたい・住んでよかった」と実感できるよう活力と魅力のあるまちづくりを目指すため、市内で頑張る個人・団体の郷土愛を活かした活動への支援を進めます。
- ・多様・多彩な市民の豊かな経験や英知をまちづくりに活かすため、市民が交流できるよう情報提供や機会づくりを進めます。

市民の声を市政に活かす仕組みの充実

- ・まちづくりを進めるうえで、市民の多様な意見を施策に反映させるため、パブリックコメント制度や市民ワークショップ、各種審議会への公募委員参画などの市民協働施策の充実を図ります。
- ・若い世代の選挙や政治に対する関心を高めるため、市内の中学校において出前講座を開催するなど啓発活動の充実を図ります。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
審議会などにおける市民・市民代表の割合	3.9%	↑
マチオモイ*な仲間たち	30 件	↑

施策② 地域コミュニティ

【所管課】学研企画課・総務課

ア．自治会など地域コミュニティの活性化

- ・地域コミュニティの推進と市政の情報共有などを行うため、行政地域制度を推進し、地域長との連携を図ります。
- ・自治会活動や自治会などが取り組む自主的な魅力ある地域づくり活動を支援します。

イ．学校などとの地域連携

- ・ 小、中、高等学校、大学などでは、地元地域を対象とし、福祉、環境、文化、芸術、スポーツなど、様々な分野で連携が進んでおり、特色ある学校づくりの活動などに対する支援や、様々な施策において地域との協働・連携を推進します。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
地域コミュニティ活動参加率	44.7%	↑



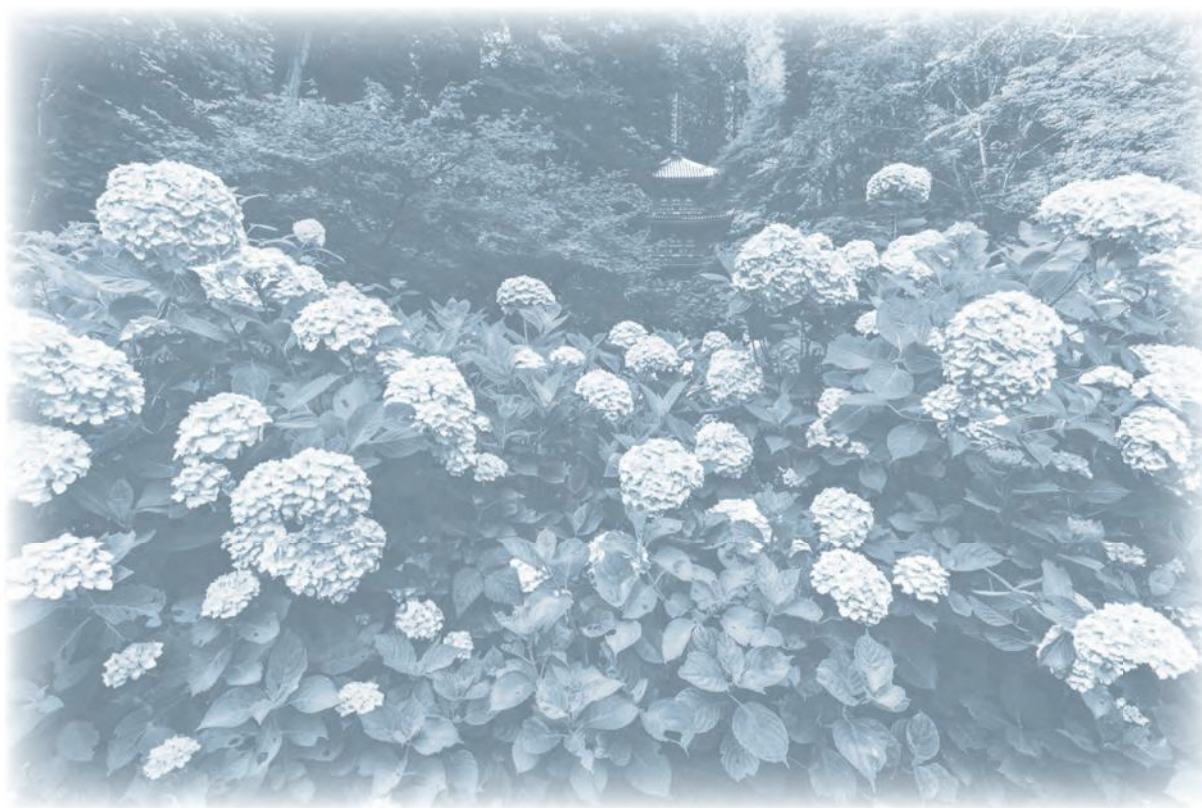
市民ワークショップ



うめだにカフェ

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料



基本方針 4

人・資源・立地を活かし、
未来を拓く産業のまちづくり

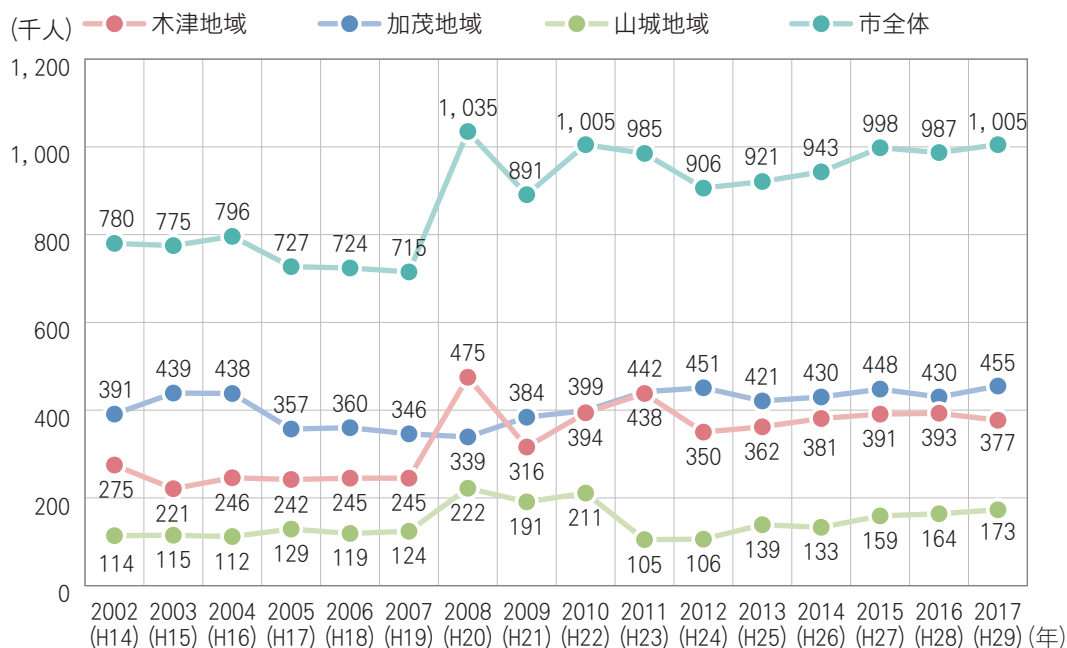


政策分野 8 観光交流

課 題

木津川市は豊かな文化財や自然、町屋からなる歴史的景観などに恵まれ、所有者の協力を得て保存を図るとともに、観光などの地域づくりに活用してきましたが、これまで以上の資源間のネットワーク強化が求められています。外国人観光客の増加や道路網整備など観光客の来訪環境の変化も踏まえ、地域資源を適切に保存するとともに、有効に活用し誘客や地域の価値の向上につなげることが重要です。

木津川市を訪れた観光客数



資料：京都府統計書、木津川市統計書

方 針

「お茶の京都」をはじめとするテーマ性・ストーリー性を持たせた資源間のネットワーク、効果的な情報発信と来訪者などの受入体制の充実を図るとともに、周辺自治体とも連携した広域的な周遊型観光戦略を進めます。これらの取組みの素材となる文化財をはじめとする地域資源・景観の発掘、現状把握と保存・保全策の充実を図るとともに、地域と一体となって新たな魅力を引き出し、市民のまちへの愛着や誇りを深め、観光交流につなげます。

施策① 観光振興

【所管課】観光商工課

ア．観光振興

魅力ある地域資源の活用

- ・地域の優れた歴史的遺産や文化的遺産、歴史的に水運を利用してきた木津川を中心とする豊かな自然環境及び農林業などを活用した観光活動を推進するとともに、木津川市と関連性の強い奈良・京都の歴史的遺産、文化的遺産との連携で、相乗効果を活かした広域的な観光ルートの充実や観光・交流産業の育成・発展を図ります。
- ・観光協会、NPO、ボランティア、ふるさとミュージアム山城などと連携・協働し、観光振興に取り組めます。
- ・一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）を中心に進められている「やましろ観光」事業と連携・協働し、歴史探訪や自然体験などの広域的な事業への参画を図り、新たな地域の魅力の掘り起こしを進めます。

地域が主体となった観光の推進

- ・森林・里地里山を観光レクリエーションや体験型・滞在型学習活動の場として活用するため、森林公園、NPO、ボランティアなどと連携・協働した取組みを推進します。
- ・地元の農産物などの活用や、工芸品など特産物の開発を促進するとともに、販売ルートの確立を図ります。
- ・市民などの地域間交流及び観光産業・地域産業の振興を図るため、市民協働による祭りやイベントなどの支援を進めます。
- ・歴史的な町並みや、地域特産品などの特色を活かした地域づくりと地域の魅力発信に努め、戦略的に観光産業の展開を図ります。

イ．歴史と自然のネットワークづくり

- ・多様な観光関連団体などと連携し、市内に数多く点在する豊かな歴史的遺産、文化的遺産などを活かした観光コースづくりや探訪ツアーの実施に取り組めます。
- ・観光案内板やまちかど観光案内所の充実に努め、多言語対応パンフレットなどを活用し、観光地に訪れる市民や観光客の快適性を高める取組を進めます。
- ・現代アートの活用やクリエイター*と連携し、市内の各地域の魅力を発見・発信します。

ウ．旧奈良街道や大仏鉄道の活用

- ・山背古道を活用したウォーキング事業や、沿線周辺の店舗などと連携し、地域の魅力を伝える取組を進めます。
- ・奈良市や関係団体と連携しながら、ウォーキングルートである大仏鉄道遺構めぐりを観光資源として活用し、まちへの愛着づくりや魅力発信を進めます。

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

関連計画

- お茶の京都木津川市マスタープラン（2015 年度策定）
- 当尾地域力創造プラン（2015 年度策定）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
木津川市を訪れた観光客数	1,005,158 人	↑
観光消費額	2,281,425 千円	2,500,000 千円
観光ボランティアガイドの登録者数（累計）	100 人	↑
まちかど観光案内所数（累計）	72 か所	↑

施策② 文化財の保全・活用

【所管課】文化財保護課

ア．歴史的・文化的遺産の保全と活用

- ・ 史跡恭仁宮跡の公有化を進めるとともに、観光スポット・歴史学習の場としての環境整備を進めます。
- ・ 当尾地域の緑豊かな環境のもと、浄瑠璃寺・岩船寺・石仏群などを活かした歴史学習や散策コースなど、レクリエーション空間としての環境整備を進めます。
- ・ 史跡椿井大塚山古墳の保存と史跡高麗寺跡の保存活用整備を進め、文化遺産の保全を図ります。
- ・ 史跡奈良山瓦窯跡と史跡神雄寺跡の保全を図り、周辺と調和のとれた環境整備を進めます。
- ・ 市内の文化財の保護活用マスタープランにつながる木津川市歴史文化基本構想の策定に取り組み、文化財保存活用地域計画を作成します。
- ・ 国宝を含む国指定文化財や府指定等文化財、市指定文化財及び未指定文化財など、文化財の保全を支援します。
- ・ 地域の伝統芸能など、貴重な文化遺産を守り、継承していくための支援に努めます。

イ．市民との連携による歴史学習の推進と文化財の公開

- ・ 地域史研究者、各種団体、小中学校との連携による文化財の啓発・学習事業を進めるとともに、啓発展示などの情報発信を進めます。
- ・ 市内の自然・文化・産業などとともに文化財を資源として市民とともに活用する体制の構築に努め、市民のふるさに対する誇りと郷土愛の向上に努めます。

関連計画

● 木津川市文化財保存活用基本計画（2015 年度策定）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
文化財出前講座開催件数	17 件	22 件
史跡恭仁宮跡公有化率	50%	55%



海住山寺五重塔（国宝）



岩船寺三重塔（重要有形文化財）



浄瑠璃寺吉祥天立像（重要文化財）



浄瑠璃寺阿弥陀如来坐像（国宝）

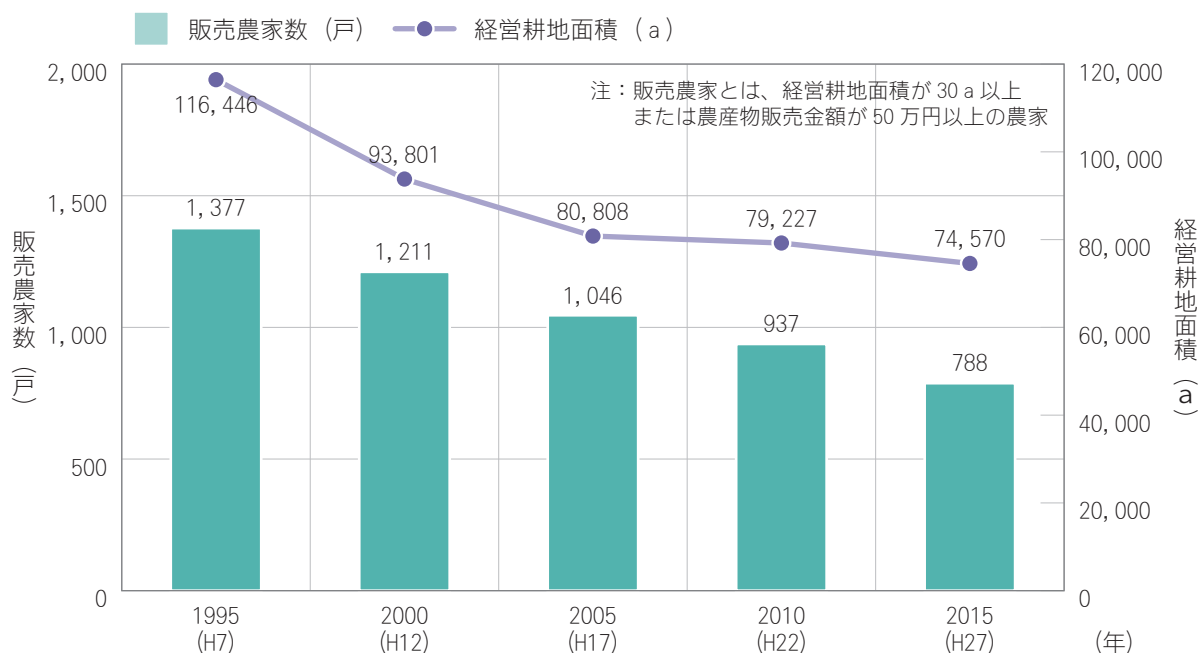
総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

政策分野 9 産業・雇用

課 題

農業や地域産業は、生産性の低下や後継者不足により、維持・継承することが難しくなりつつあります。今後の人口減少に伴う労働力不足に対応するため、市内での創業者支援や産業の振興・活性化などにより雇用を確保し、若者や女性、高齢者などが市内で希望に沿った働き方ができる環境が求められています。

販売農家数及び経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス、木津川市統計書

方 針

市内産品のブランド化や異業種間の連携強化により、付加価値や魅力を高めるとともに、担い手を育成することで、経営の安定化を図り、産業の活性化を図ります。起業しやすい環境を整えるなど、若者、女性、高齢者の多様な働き方のニーズに対応した職業や、就業の選択肢及び就労機会の拡大を図ります。

施策① 農林業

【所管課】農政課・建設課

ア. 安定した付加価値の高い農業の振興

農業経営の安定対策

- ・農業の経営感覚のある人づくりのための取組みを支援します。また、女性の経営参画と農業技術や経営管理などの向上に向けた支援を進めます。
- ・営農基盤づくりのため、かんがい排水施設*整備、老朽ため池の改修など、農業生産基盤整備を計画的に進めます。
- ・遊休農地の発生防止及び農業施設の長寿命化を目的とし、農業などの担い手に集中する水路・農道などの管理を地域で支え、農地集積にかかる活動を支援します。

担い手育成支援

- ・担い手不足の解消のため、ＪＡや関係機関と連携し、農業技術者研修や営農指導の充実に努めます。
- ・遊休農地や耕作放棄地を増やさないために、地域ぐるみによる農業振興などの取り組みを支援します。
- ・意欲ある新規就農者などに対し、農地集積による受入体制の強化を図るため、京力農場プランの作成を支援します。

ブランド農産物の推進

- ・ 地域特性を活かした伝統野菜の産地形成を進めるとともに、新たな農産物の開発や付加価値化を推進するとともに、農業者などによる市内農産物のブランド化に向けた事業を支援します。
- ・ 市内農業者、経営者、学識者、一般消費者、クリエイター*などで組織する「木津川市農で頑張る協議会」と連携し、ブランド農産物の開発など、都市近郊農業の振興及び活性化を図ります。

茶業の振興

- ・茶業の振興を図るため、「お茶の京都マスタープラン」に基づき、戦略的な拠点づくりや、お茶をテーマとした広域観光・地域活性化に係る「お茶の京都DMO」事業などとの連携を進めます。
- ・茶生産者の育成を図るため、茶品評会の出品に対する支援を進めます。

地産地消の推進

- ・学校給食との連携や、観光商工団体の協力などにより、市内農産物の直売所の設置に向けた支援など、地産地消を推進するとともに、地域における豊かな食文化の創造と発展を図ります。

鳥獣被害対策

- ・有害鳥獣*などによる農作物への被害を防止するため、京都府などと連携し、被害の実態調査、研究、生息個体数の適正な管理、防除施設の設置を支援します。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

イ．豊かな里山づくりへの林業の振興

- ・ 森林整備計画に基づき、森林資源の保全など、地域の特性に応じた林業振興施策を推進します。
- ・ 森林組合、N P O、ボランティアなどと協働し、放置竹林や松枯れ及びナラ枯れ対策など、森林の保全を図ります。
- ・ 京都府豊かな森を育てる府民税などを活用し、森林の整備や保全、森林資源の循環利用を進めるための取組みを進めます。

関連計画

- 木津川農業振興地域整備計画（2014 年度策定）
- 木津川市森林整備計画（2018 ～ 2027 年度）
- 木津川市鳥獣被害防止計画（2017 ～ 2019 年度）
- お茶の京都木津川市マスタープラン（2015 年度策定）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
京力農場プランの作成地域数（累計）	7 地域	9 地域
市内農産物直売所数（累計）	12 か所	14 か所

施策② 商工業

【所管課】観光商工課

ア．商業の活性化

- ・ 快適で利便性の高い商業環境の整備、商業の経営基盤の強化を進め、商業の活性化を支援します。
- ・ 便利でにぎわいのある中心都市拠点を目指すとともに、加茂・山城地域の都市拠点において各地域の日常生活拠点として、商業・業務機能の充実を図り、活力あるまちづくりを進めます。

イ．中小企業振興

- ・ 少子高齢化や人手不足、働き方改革*への対応など、厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業の先端設備などの導入を促し、市内中小企業の労働生産性の向上を図り、関西西文化学術研究都市*の中核地としてさらなる経済発展を推進します。
- ・ 中小企業について、ものづくりフェアなど広く市民に周知する機会を設け、地元地域における購買意欲を促し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 高齢者や交通弱者が買い物に困らないよう、また、商業者の高齢化や後継者不足などの解消に向け、商工会と連携し、地域経済の活性化を担う人材づくりや、時代に合わせた商店経営を支援します。
- ・ 市内企業や個人事業主の競争力の強化や販路拡大を支援し、市内産業の活力強化を進めるとともに、P Rを図ります。

ウ．伝統産業の支援・振興

- ・相楽木綿から発達した織物や織物ふすま紙をはじめ、柿渋などの伝統産業の支援に努め、振興を図ります。

エ．市内企業の連携強化

- ・学研地区に立地する企業のみならず、市内の中小企業同士の交流を深めるため、また、新たな産業創出のため、異業種間連携懇談会を開催するとともに、地元定着、流出防止対策を推進します。

オ．企業誘致

- ・京都府や関係機関などと連携し、周辺環境に配慮した企業の積極的な誘致活動を展開します。
- ・企業立地を促進するため、効果的な支援制度などを検討します。
- ・景気動向や企業の立地需要に応じた土地利用の規制緩和や整備手法を検討します。

カ．コミュニティ・ビジネスの促進

- ・地域内の多様なニーズに対応した事業手法として、コミュニティ・ビジネスの促進を図ります。

関連計画

- 地域商業ガイドライン（2007 年度～）
- 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画（2018 ～ 2020 年度）
- 地域未来投資促進法に基づく京都府山城地域基本計画（2017 ～ 2022 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
ものづくりフェア来場者数	450 人	↑
産業競争力強化支援事業利用件数（累計）	24 件	↑
先端設備等導入計画に係る認定件数（累計）	0 件	30 件

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策③ 雇用対策

【所管課】観光商工課

ア．創業支援・雇用対策の充実

雇用の場の確保

- ・雇用吸収力の高い企業の誘致や、既存企業の活力向上などの支援に取り組み、魅力ある雇用の場の確保に努めます。

就業支援対策の強化

- ・ジョブパーク*やハローワークなど関係機関と連携し、就業機会の確保や就業能力開発などの就業支援対策の強化に努めます。
- ・市内企業の情報を提供する機会を設け、新規高等学校卒業者などの就職希望者が、市内で働く場を確保できるよう努めます。また、企業の雇用確保の観点から、就職フェアなどのイベント情報を提供するなど、地元雇用につながる施策を展開します。

創業支援の充実

- ・創業支援相談窓口を設置するとともに、木津川市商工会や各創業支援機関と連携し、創業セミナーや個別相談のほか、創業後においても継続的に支援するなど、創業機運の醸成を図ります。

関連計画

- 木津川市創業支援事業計画（2016～2020年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
市内誘致企業における市民雇用者数	473 人	↑
特定創業支援事業に係る証明書交付者数（累計）	3 人	111 人

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策① 関西文化学術研究都市*の活用

【所管課】学研企画課・観光商工課・都市計画課

ア．関西文化学術研究都市の整備促進

個性ある都市景観の形成

- ・道路・公園・緑地などの公共空間と民有空間の双方が協力し、統一感のある質の高いまちづくりを進め、豊かで潤いのある魅力的な関西文化学術研究都市の個性ある都市景観の形成に努めます。

関西文化学術研究都市機能の充実

- ・関西文化学術研究都市の中核を担う自治体として、大学などの文化学術研究施設や研究開発型産業施設*の立地を推進するなど、その都市形成と機能充実を促進します。
- ・関西文化学術研究都市の魅力を高めるため、構成自治体や関係機関などとの産学官連携を進め、情報発信を図ります。

学研木津北地区

- ・学研木津北地区では、木津川市の里地里山景観のシンボル性や歴史的重要性を考慮し、生物多様性木津川市地域連携保全活動計画に基づき、地域づくりや地域振興の資源として、里地里山保全を図るとともに、各種団体や市民参加による里地里山保全活動を支援します。

学研木津東地区

- ・学研木津東地区では、主として、文化学術研究施設や研究開発型産業施設などの集積を図る区域（文化学術研究ゾーン）などとするとともに、良好な環境の創出を誘導するエリアとしての土地利用を検討します。

ハイタッチ・リサーチパーク（平城・相楽地区）の活性化

- ・ハイタッチ・リサーチパークでは、研究開発型産業施設などの立地による新たな事業展開や活性化を推進します。

都市的サービス機能の充実

- ・関西文化学術研究都市のセンターゾーンにおいて、商業核などの都市的サービス機能の充実を推進します。

イ．関西文化学術研究都市との連携

科学技術を活用したまちづくり

- ・多様化する地域課題に対応するため、関西文化学術研究都市における教育・産業・医療・福祉・交通などの各分野の最先端技術と、情報が集まる知の集積である大学・研究機関・企業との連携・協働による取組みを推進します。

研究成果を活用したまちづくり

- ・学研地区内に立地する京都大学大学院農学研究科附属農場や同志社大学（学研都市キャンパス）をはじめとする大学・研究機関・企業の連携を強化し、木津川市の農産業資源などへの有効活用を図ります。

新たな文化の創造

- ・関西文化学術研究都市の先進的な研究活動や新しいまちづくりを活かしつつ、市民が主人公の新しい地域文化の創造活動を支援します。

新産業・新事業の創出

- ・地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、新産業創出交流センターと連携し、研究所や研究開発型産業施設などの集積を活かした新産業・新事業の創出を目指します。
- ・新産業創出交流センター主催のフォーラムや商談・展示会などにおいて、関西文化学術研究都市をPRするなど、さらなる企業立地を促進します。
- ・立地企業等懇談会など、立地企業間の交流を図り、新事業の創出や企業間連携を促進します。

雇用の創出

- ・関西文化学術研究都市の中核を担う自治体として、研究所や研究開発型産業施設などが集積する利点を活かし、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、市内に本店又は工場、研究所などを設置する企業の支援を充実します。

関連計画

- 木津川市学研木津北・東地区土地利用計画（2012 年 2 月策定）
- 生物多様性木津川市地域連携保全活動計画
～みもろつく鹿背山再生プラン～（2014 ～ 2023 年度）
- 地域未来投資促進法に基づく京都府木津川市基本計画（2017 ～ 2022 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
学研地区内の誘致事業所数（累計）	25 事業所	↑

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料



基本方針 5

災害などから市民を守り、
安心・安全に暮らせるまちづくり



総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

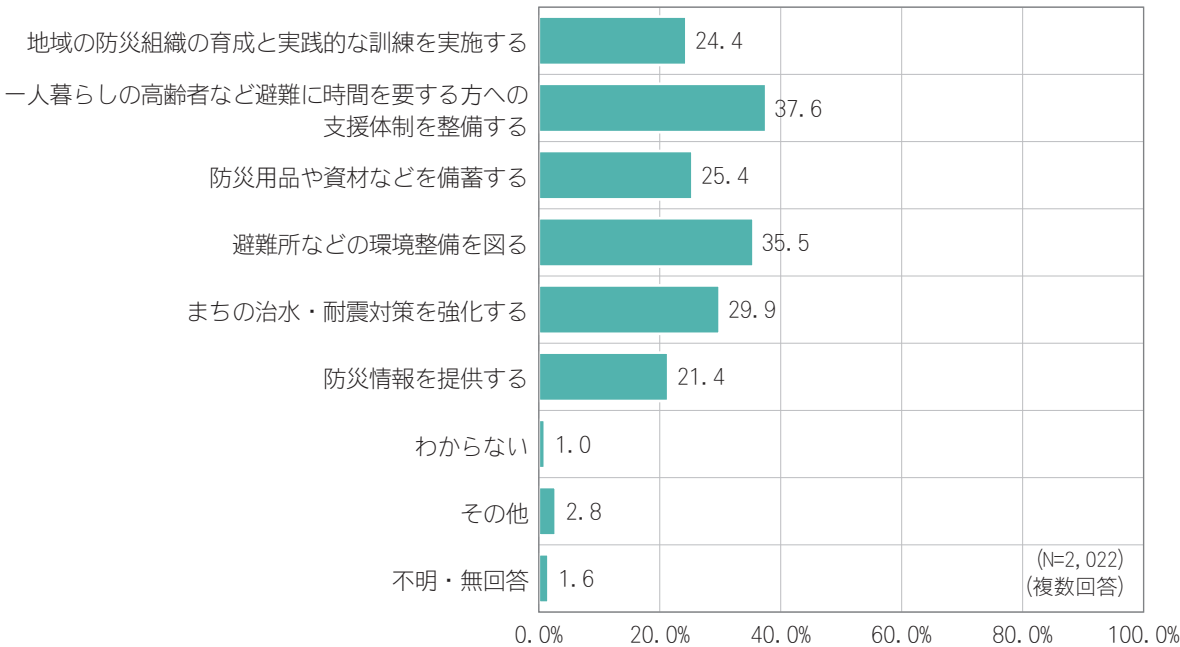
料

政策分野 11 防災・減災

課 題

地震や局地的豪雨などによる大規模な自然災害が、全国各地で多発しており、木津川市でも、南海トラフ地震や木津川をはじめとする河川による浸水が危惧されるとともに、内水対策が必要であることから、災害時の被害を最小限にとどめる都市基盤づくりが求められています。防災対策は、行政による「公助」だけでは限界があり、市民自らが、日頃から災害への備えをする「自助」や、地域で助け合う「共助」の重要性が高まっており、市民の災害への危機意識の向上が求められています。

地震や水害、火災に対して安心・安全なまちにするために必要な取り組み



資料：木津川市のまちづくりに関するアンケート調査報告書（平成 30 年 1 月）

方 針

治山・治水対策、防災拠点となる公共施設や、インフラの耐震化など災害に強い都市基盤の整備、また、関係機関との連携による危機管理体制の強化を進めるとともに、日頃からの市民への防災情報の提供などによる防災意識づくりと防災・減災体制を充実し、地域の防災力を強化します。

施策① 災害対策

【所管課】危機管理課・建設課・まちづくり事業推進室・管理課・都市計画課・水道工務課・下水道課

ア．治山・治水対策の強化

- ・市民の生命や財産を水害から守るため、内水被害が発生する一級河川小川をはじめとした木津川支流域において、内水を強制排除するため排水設備などの改修・整備を進めるとともに、国や京都府などの関係機関に積極的な支援を働きかけます。
- ・地震や大雨による土砂災害対策及び天井川*対策として、急傾斜地、河川、雨水排水施設などの改修・整備を促進します。

イ．地震対策などの強化

- ・橋りょう診断結果に基づき、計画的な修繕・架け替えを行うことで、地域の道路網の安全性・信頼性を確保します。
- ・木造住宅について、地震発生時の倒壊や火災による被害拡大防止のため、耐震診断・耐震改修などを支援し、市域における建築物の耐震化に努めます。
- ・水道施設について、地震などに強い施設整備を図るとともに、災害時の応急給水や施設の早期復旧体制の確立を図ります。
- ・多くの公共施設は、災害時に避難所などとして活用しており、日常の利用者の安全確保のみならず、災害時の拠点機能確保の観点からも、利用状況や危険度などを踏まえ、必要に応じて施設の耐震化を推進します。

関連計画

- 木津川市建築物耐震改修促進計画（2016～2025年度）
- 木津川市国民保護計画（2018年度一部修正）
- 木津川市橋梁の長寿命化修繕計画（2014年3月策定）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
木造住宅耐震改修補助活用件数（累計）	31 件	55 件

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

施策② 地域防災

【所管課】危機管理課・社会福祉課

ア．危機管理体制の強化

- ・災害時や有事に備え、地域防災計画や国民保護計画に基づき、市民、企業、医療・福祉機関、行政がそれぞれの役割を果たせるよう連携強化を図ります。
- ・相楽中部消防組合と連携し、消防本部の移設を含め、火災や災害に対する体制の充実を図ります。
- ・初期消火活動の充実に向け、消防団の組織との連携を強化するとともに、消防団施設や消防水利の適正な維持管理に努めます。
- ・土砂災害警戒区域などにおける警戒避難体制の確立を図ります。

イ．消防・防災施設と避難所の整備

- ・京都府防災情報システムにより迅速な災害情報を把握するとともに、防災行政無線や屋外拡声子局及び防災情報メールなどを活用し、気象や震度情報及び地域住民への避難勧告など、災害に関する重要な情報の「迅速」かつ「正確」な伝達に努めます。
- ・消防施設や防火水槽などの装備、災害用備品などを備蓄しておく倉庫及び避難所の充実を図ります。

ウ．自主防災組織の充実

- ・地域に暮らす一人ひとりが互いに力を合わせ助け合い、災害発生時における初動体制を確立するため、自主防災組織の立ち上げや、育成及び活動に対する支援充実を図ります。

エ．要支援者対策などの充実

- ・災害時に支援が必要な障がい者、独居や寝たきりの高齢者などを登録する要支援者名簿の登録情報の充実を図ります。また、災害時の安否確認や様々な機関と連携できる体制整備に努めます。

関連計画

- 木津川市地域防災計画（2018 年度一部修正）

成果指標

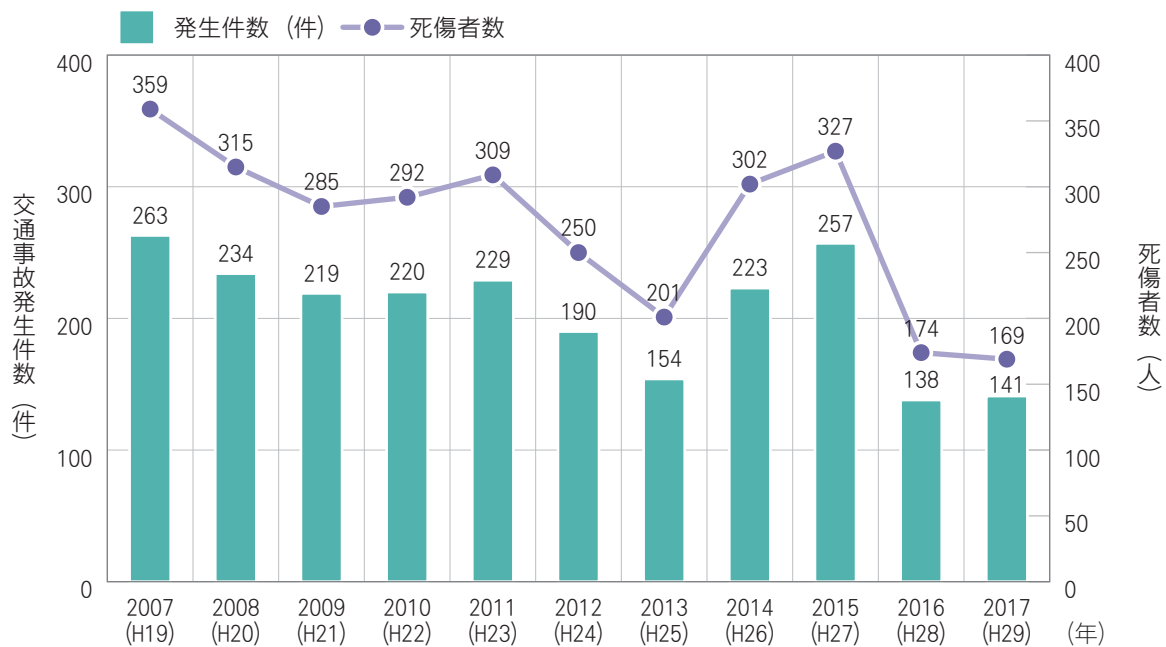
指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
自主防災組織率	71.5%	80%
自主防災組織活動回数	285 回	310 回

政策分野 12 防犯・交通安全

課 題

子どもや高齢者を狙った犯罪やインターネットによる犯罪、高齢者ドライバーや自転車による交通事故の増加など、日常生活におけるリスクは複雑化・多様化しており、これらに対する市民の危機感が高まっています。転入者の増加や核家族化などを背景にコミュニティ*機能が弱くなっている中、あらためて市民の防犯意識の向上や、行政と住民の協働による地域を守る取組みが求められています。

木津川市の交通事故発生件数と死傷者数の推移



資料：木津警察署、木津川市統計書

方 針

関係機関と連携し、防犯施設や交通安全施設など、地域の安全を高めるための基盤整備を進めるとともに、住民の安心・安全に対する意識を高め、地域ぐるみでの見守り体制を充実することで、犯罪や事故が起こりにくい安心・安全な地域づくりを進めます。

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

施策① 防犯・交通安全

【所管課】総務課・危機管理課・建設課・管理課・学校教育課

ア．安心・安全なまちの推進

防犯灯の適正な維持管理

- ・夜間における犯罪を抑止し、安心で安全なまちづくりを進めるため、防犯灯を整備します。また、防犯灯のLED化により、CO₂や電力消費量の削減を図るとともに、環境に配慮したまちづくりを目指します。

防犯意識の向上と自主的な防犯組織の育成

- ・市民の防犯意識の向上と、各地域における自主的な防犯意識の育成を図り、市民、行政、警察などが連携し、防犯体制を強化します。

イ．市営駐輪場・駐車場の適正な管理運営

- ・市民が安心して利用できる駐輪場・駐車場の運営手法を検討するとともに、放置自転車対策を講じます。

ウ．交通安全対策の推進

交通安全啓発の充実

- ・市民や交通安全対策協議会などの関係機関と協力し、交通ルールの遵守や交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。

交通安全施設の整備

- ・通学路などの生活道路について、児童・生徒などの歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、道路の新設や改良に合わせ、道路標識、路側帯、道路照明や防護柵などを整備します。
- ・交通事故の多発する箇所について、特に危険性の高い箇所から優先的かつ効率的にカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。

高齢者運転免許証自主返納の促進

- ・高齢者ドライバーによる交通事故対策として、運転の自信がなくなった、または運転する機会が少なくなった高齢者が、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進します。

関連計画

- 木津川市交通安全計画（2016～2020年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
犯罪発生件数	344件	↓
交通死亡事故件数	0件	→

施策② 消費者保護

【所管課】観光商工課

ア．消費者保護対策の推進

- ・消費生活におけるトラブルや犯罪に巻き込まれることが無いよう、市民への正しい消費意識の普及と情報の提供に努めるとともに、相楽郡広域事務組合をワンストップ窓口とし、相談活動を充実するなど、消費者トラブルの早期解決に努めます。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
消費者相談件数	340 件	↓



相楽消費生活センターでの消費者相談



交通安全街頭啓発

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料



基本方針 6

快適で住みよい生活環境と、
豊かな自然に恵まれたまちづくり

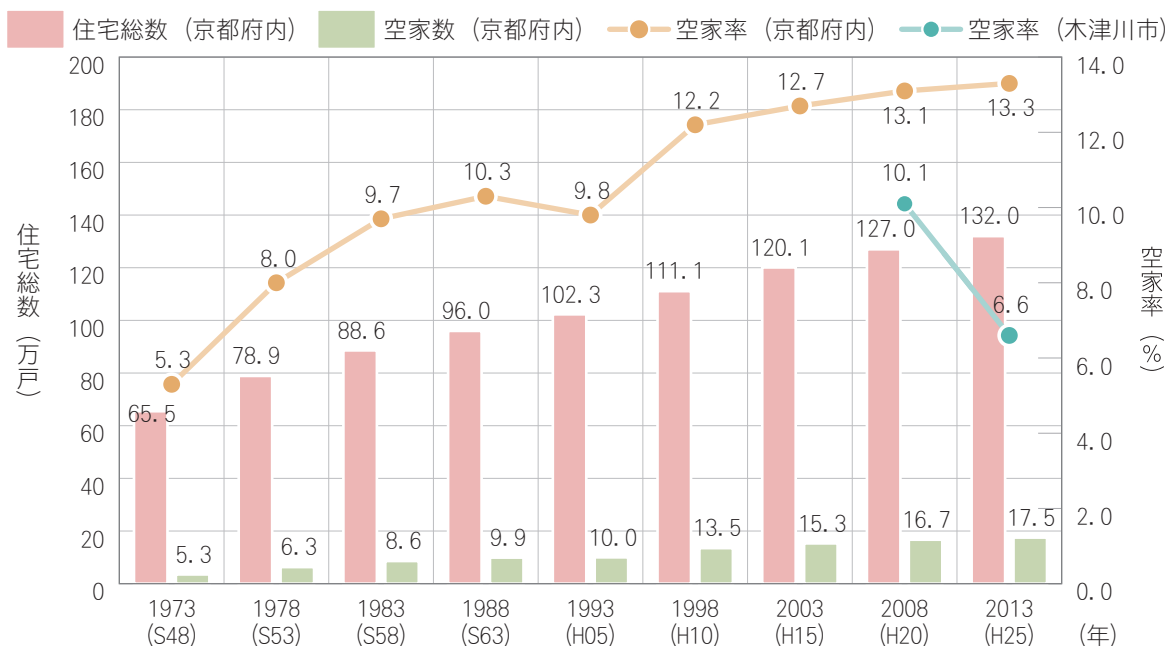


政策分野 13 都市基盤

課 題

全国的に人口減少が進む中、学研地区の住宅地開発などを背景に木津川市の人口は増加を続けていますが、地域によっては過疎化や空家・空き地の増加もみられ、人口の増加ペースは鈍化しています。今後も一定の人口を維持していくため、評価されている住環境の良さやそれぞれの地域が持つ特性を活かし、魅力に磨きをかける取組みが求められています。

京都府内・木津川市の空家数及び空家率の推移



資料：平成 29 年度第 1 回木津川市空家対策協議会資料

方 針

自然・歴史・文化の豊かさ、交通利便性、関西文化学術研究都市*との共存などを活かしながら、計画的な土地利用により、地域環境に対応した都市機能の充実、集約化とネットワーク化を図ります。

また、空家・空き地の利活用、上下水道などの生活インフラの適切な維持管理や整備により、安全・快適な住環境づくりを進めます。

施策① 都市環境

【所管課】学研企画課・まち美化推進課・都市計画課

ア．計画的な土地利用

- ・都市計画マスタープランに基づき、それぞれの地域の個性を最大限に活かした土地利用を図り、活力と持続可能で魅力あるまちづくりを進めます。また、都市構造については、都市機能が有機的に連携したクラスター型の都市構造を目指します。
- ・良好な都市環境の形成を図るため、まちづくりの進展に応じて、用途地域などの見直しについて検討します。
- ・それぞれの地域の個性を活かした地区計画制度などを活用し、自然・田園などの周辺環境と都市環境の調和を図り、快適で良好な住環境の維持保全を図ります。

イ．学研地区の景観形成・土地利用

- ・学研地区においては、住環境や産・学的环境整備を促進し、自然資源の魅力や特性を活かした土地利用を進めます。
- ・中心市街地や学研地区などにおいては、公共空間と一体的な美しさを持った都市景観の形成に努めます。

ウ．木津駅東周辺地区整備事業の検討

- ・学研木津地区の玄関口であるＪＲ木津駅や、市役所をはじめ、行政施設や保健・医療施設などが集積する駅周辺の中心拠点と城山台地区の間に位置する木津駅東周辺地区について、計画的な市街地形成に向けた検討を進めます。

エ．人口減少地域の活性化

- ・中山間地域や人口が減少傾向にある地域においては、過疎化・高齢化の進行や農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、地域活力や多面的機能が低下しないよう、地域の活性化・振興を図り、地域とともに移住促進や定住化を推進します。

オ．情報発信基盤の整備

- ・情報発信の利便性を図るため、地上デジタル放送難視聴地域や携帯電話の不感地域において、関係機関と連携を図り、解消に向けた取組みを進めます。

カ．墓地の適正管理

- ・人口増加に対応するため、設置した市営墓地「思いでの丘霊園」の適正な管理・運営に努めます。

関連計画

- 第１次木津川市都市計画マスタープラン後期計画（2016～2020年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
人口の社会移動増加数	977人	↑
思いでの丘霊園利用区画数	312区画	437区画（全区画）

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策② 住宅

【所管課】学研企画課・まち美化推進課・施設整備課

ア．豊かで安心できる住宅セーフティネットの形成

- ・市営住宅の適正な維持管理と長寿命化を推進し、バリアフリー化などの住環境の整備について検討します。
- ・老朽化する市営住宅について、建替えや用途廃止などの適切な活用手法を検討し、効果的・効率的かつ計画的に更新を進め、老朽化の解消に努めます。

イ．市民の安心・安全な生活環境の確保

- ・空家バンクなどの対策に関する情報を広く周知し、空家などの発生防止を図るとともに、所有者などに対して、適切な管理を促します。
- ・利活用可能な空家などを地域の資源ととらえ、利活用や定住促進を図ることで、地域の活性化やまちの魅力向上につなげます。

関連計画

- 木津川市空家等対策計画（2018 ～ 2022 年度）
- 木津川市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画（2013 ～ 2022 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
空家バンク登録件数（累計）	3 件	↑

施策③ 上下水道

【所管課】 まち美化推進課・水道業務課・水道工務課・下水道課

ア．上水道の安定供給

- ・ 木津川市新水道ビジョンに基づき、水道関連施設の老朽化対応や耐震性の向上及び長寿命化など、施設更新を計画的に進めます。

イ．下水道（污水处理施設）の整備と持続的なサービスの提供

水洗化の推進

- ・ 下水道事業計画区域内の汚水・雨水の面整備を計画的に進めるとともに、管渠*や污水处理施設などの適切な維持管理を図ります。
- ・ 下水道処理区域外の地域においても、合併処理浄化槽の普及やその適正管理に努め、市内全域の水洗化を推進します。

下水道経営の健全化

- ・ 公共下水道事業の持続的な経営を行うため、下水道ストックマネジメント計画などに基づき、経営の健全化・経営状況の明確化を図ります。

関連計画

- 木津川市新水道ビジョン（2019 ～ 2028 年度）
- 下水道ストックマネジメント計画（2018 ～ 2022 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
污水处理普及率	98.1%	↑

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

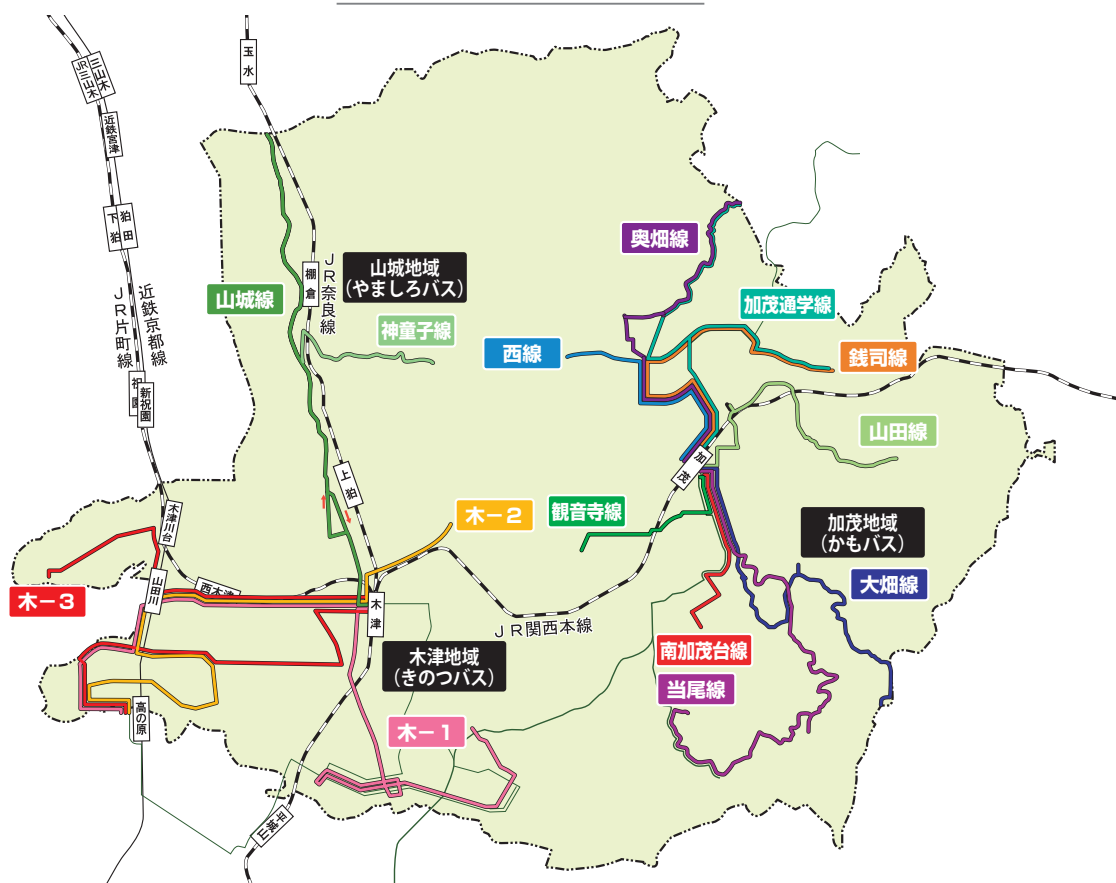
政策分野 14 交通ネットワーク

課 題

道路は、市民生活や経済・社会活動を支え、災害時の避難や復旧にも大きな役割を担いますが、市内の幹線道路では、慢性的な交通渋滞がみられ、生活道路にも通過交通が流入するなど、渋滞対策や歩行者などの安全確保が必要となっています。

また、高齢化による車を利用できない市民の増加や一部地域での過疎化が進むなか、市民の日常生活を維持するため、鉄道・バスなどの公共交通の充実が求められています。

木津川市コミュニティバス路線図



方 針

新名神高速道路の開通をはじめとする広域交通ネットワーク向上の優位性を活かし、これと連携した市内の道路交通ネットワークの整備を進めるとともに、誰もが安心・安全に移動できるよう、道路環境の改善を進めます。

また、中心拠点や地域拠点づくりなどのまちづくりと連携し、公共交通ネットワークの改善とともに、鉄道、コミュニティバスなどの利便性と持続可能性の維持・向上を図ります。

施策① 道路

【所管課】指導検査課・建設課・まちづくり事業推進室・管理課・都市計画課

ア．広域道路網の整備

- ・ 国道 24 号及び国道 163 号の渋滞の解消や歩道空間の改善に向け、関係機関に積極的に働きかけ、早期整備を目指します。
- ・ 災害時におけるネットワークの強化・地域経済の活性化のため、木津川右岸において、宇治木津線（城陽井手木津川線）の新設を促進します。
- ・ 東中央線及び天神山線（国道 163 号木津東バイパス）の早期完成を目指し、国や京都府との連携に努めます。

イ．主要地方道の整備

- ・ 主要地方道上狛城陽線及び天理加茂木津線などについて、京都府と連携・調整を図り、改良・整備を促進します。

ウ．地域間循環道路の整備

- ・ 広域幹線道路の整備とともに、木津中ノ川線など市域の地域間を循環する道路網の整備を図ります。
- ・ 市役所本庁舎へのアクセス道路となる市道木 335 号木津山田川線について、計画的に整備を進めます。

エ．地域内生活道路網の整備

- ・ 安心・安全に、近鉄木津川台駅にアプローチできる歩行者専用道路の整備を推進します。
- ・ 城山台地域から木津市街地へのアクセス道路の整備を進めます。

オ．道路の適切な維持管理

- ・ 歩行者及び通行の安全性・快適性を確保するため、道路や街路樹の適切な維持管理に努めます。

関連計画

- 道路舗装長寿命化修繕計画（2015 年 3 月策定）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
国道 24 号の混雑度	1.55	1.20
都市計画道路整備率	88.6%	↑

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策② 公共交通

【所管課】学研企画課

ア．地域公共交通ネットワークの形成

- ・高齢者、交通弱者などの生活交通手段の確保、外出機会の創出、公共施設の利用促進を図るなど、生活環境の確保などに配慮するとともに、利用しやすく満足度の高い持続可能な地域公共交通サービスに向けた取組みを進めます。
- ・コンパクトで持続可能な魅力あるまちづくりを実現するために、円滑な公共交通の確保に向けて、総合的な公共交通施策に取り組みます。

イ．コミュニティバスの運行

- ・交通空白地域の解消に向け、地域の実情に応じ、環境負荷の軽減や観光利用にも適合したコミュニティバスの運行を目指し、持続可能な公共交通の確保に努めます。

ウ．鉄道利用者の利便性の向上

鉄道網の充実

- ・ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期工事が進むＪＲ奈良線について、全線複線化の早期実現に向け、沿線市町や関連機関と連携を強化します。
- ・関西文化学術研究都市*としての発展やインバウンド*の誘客拡大、地域振興のため、ＪＲ片町線・関西本線の高速化・複線化や北陸新幹線南部ルート・リニア新幹線の早期整備を関係機関へ働きかけます。
- ・京阪奈新線の市域内への延伸を関係機関へ働きかけます。

利用者の利便性を高める取組みの推進

- ・市内の老朽駅舎の改築や鉄道施設のバリアフリー化を関係機関に働きかけるとともに、利用者の利便性向上に向けた取組みを推進します。

関連計画

- 木津川市地域公共交通網形成計画（2015 ～ 2019 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
コミュニティバスの利用者数	261, 357 人	300, 000 人
コミュニティバス収支率	38.0%	50%

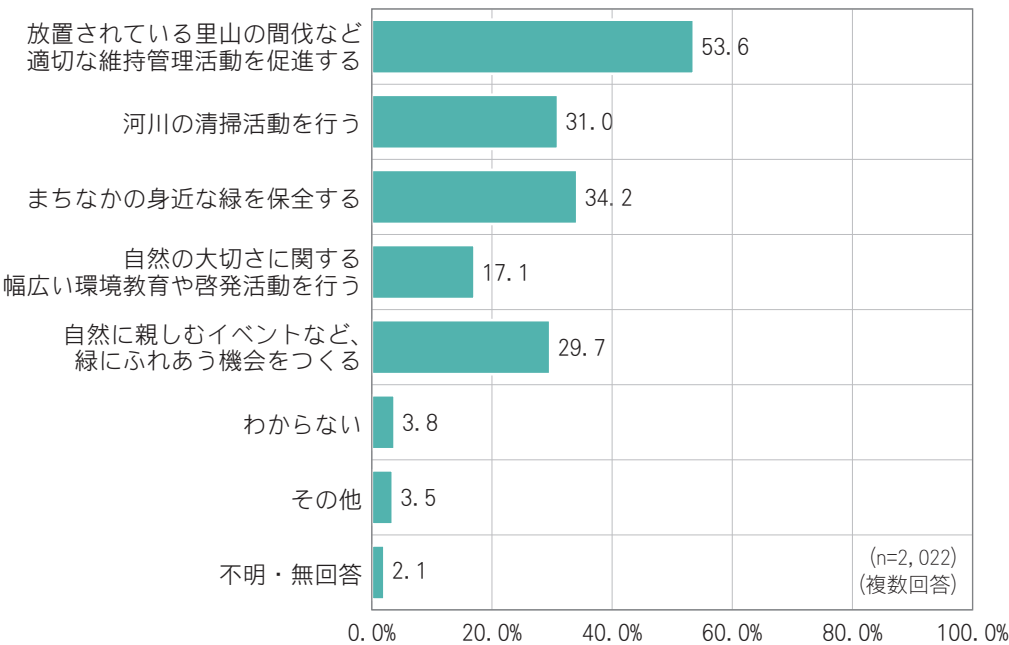
政策分野 15 自然・環境

課 題

地球温暖化対策は、将来世代に向けた現世代の責任であり、温室効果ガスの排出削減を進めるためには、市民、事業者、行政が一体となって取組みを進める必要があります。

また、木津川や里地里山などの豊かな自然環境は、多様な生態系を維持し、市民生活に潤いを与えてくれていますが、耕作放棄地の増加や都市開発など、周辺の環境変化も踏まえながら、将来にわたって適切に維持・管理することが求められています。

景観・自然環境を保全するための優先的な取組み



資料：木津川市のまちづくりに関するアンケート調査報告書（平成 30 年 1 月）

方 針

市として、率先して省エネルギー対策などに取り組むとともに、市民・事業者との協働による環境に配慮した生活や事業活動の普及啓発及び環境学習に取り組み、低炭素*で循環型のまちづくりを進めます。

また、木津川市の豊かな自然環境を次世代に守りつなげていくために、それぞれの自然環境を適切に保全するとともに、自然と共生できるまちづくりを進めます。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策① 地球環境保全

【所管課】まち美化推進課

ア．地球環境の保全と継承

- ・「人と環境が共生するまち 木津川市」をテーマに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境基本計画に基づいた取組みを進めます。
- ・地球温暖化対策の必要性並びに市民や事業所が幅広く取り組める省エネルギー対策及び再生可能エネルギーに関する啓発や情報発信、普及促進に取り組みます。
- ・市役所をはじめとする公共施設において、温室効果ガスの排出削減のための省エネルギー対策に取り組みます。

関連計画

- 木津川市環境基本計画 環境のみちしるべ（2012 ～ 2020 年度）
- 木津川市地球温暖化実行計画（2018 ～ 2030 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
市の事務・事業による温室効果ガス (CO2) 総排出量	8,046t	↓

施策② 環境美化

【所管課】まち美化推進課・管理課・都市計画課

ア．木津川や山々の緑の保全と育成

- ・自然環境の保全活動を行う市民団体などと連携して、木津川や里地里山などの豊かな自然環境や生態系の保全と環境学習に取り組みます。

イ．宅地内緑化の推進

- ・新市街地や緑化向上が望まれる住宅地において、地区計画制度などによる生け垣などの緑化を促進します。

ウ．公園、緑地などの整備・維持管理

- ・レジャーや憩いの場を提供する公園・緑地において、緑の基本計画に基づき、地域ごとの特性を活かした緑の整備や市街地の緑化を推進するとともに、それらの緑を水辺や街路樹でつなぐなど、緑のネットワークの形成を進めます。
- ・身近な街路樹や都市公園などについては、地域性に対応した緑の拠点や地域コミュニティの活動の場となるよう、アダプトプログラム*や都市公園・緑地施設市民自主管理活動支援事業などの制度を活用した市民協働による維持管理に努めます。

エ．河川・地下水の水環境の保全

- ・市のシンボルである木津川とその支川流域の水質汚濁や土壌汚染などの防止に努めるとともに、木津川を美しくする会などのボランティアや団体による美化・浄化活動を支援します。
- ・各種の環境測定を行い、市内の自然環境などの継続的な状況把握に取り組みます。

オ．し尿と浄化槽汚泥の安定処理

- ・広域化による適正かつ安定的に処理する体制を維持するとともに、処理施設についても適正管理に努めます。

カ．ペットの適正飼養

- ・人と動物が共生・共存できる社会の実現に向け、関係機関と連携し、飼い主のモラルとマナー向上のため、動物の飼養に関する啓発活動を進めます。

関連計画

- 生物多様性木津川市地域連携保全活動計画
～みもろつく鹿背山再生プラン～（2014～2023年度）
- 木津川市緑の基本計画（2014～2023年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
アダプトプログラム*登録団体数（累計）	39 団体	50 団体
都市公園・緑地施設市民自主管理活動支援事業数（累計）	20 団体 (2018.9月)	↑

施策③ 循環型社会

【所管課】まち美化推進課

ア．環境教育と環境保全活動の推進

- ・エコリーダー「くるっと」（木津川市廃棄物減量等推進員の会）、こどもエコクラブ、地域、学校、事業所などにおける環境教育・環境保全活動の取り組みが進むよう連携・支援に努めます。

イ．ごみの適正処理・減量化

ごみの適正処理の推進

- ・木津川市精華町環境施設組合と連携し、エネルギー回収、温暖化防止などに配慮した「環境の森センター・きづがわ」で効率的なごみ処理を図ります。
- ・廃棄物の適切な収集・処理、不法投棄対策などにより、生活環境の美化を推進します。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

ごみ減量化の促進

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めたごみ減量の取組みを具体かつ効果的に推進するためのごみ減量化推進計画（もったいないプラン）を推進します。
- ・家庭系可燃ごみにかかる一般廃棄物処理手数料を活用し、ごみの減量などに向けた取組を進めます。

関連計画

- 木津川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2010 ～ 2024 年度）
- 木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）（2013 ～ 2025 年度）
- 家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入に向けた基本方針（2017 年度策定）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
市民一人あたりの家庭系可燃ごみの排出量	434.1 g／日・人	↓
家庭系一般廃棄物のリサイクル率	26.6%	↑



こどもエコクラブ（水質調査）



環境の森センター・きづがわ

基本方針 7

効果的・効率的な行政運営と
市民に開かれたまちづくり

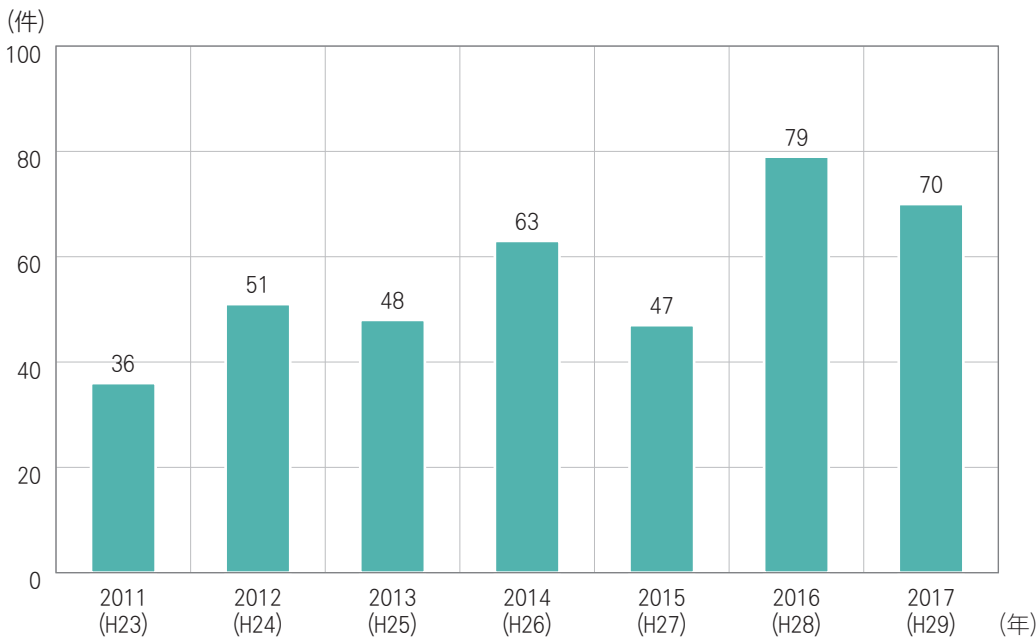


政策分野 16 情報

課 題

多様化する市民ニーズに対応し、開かれた市政を推進していくためには、市の情報を的確に共有し、市民への説明責任を果たすとともに、市民が、市の意志形成に関わることのできる仕組みづくりが必要です。また、SNSをはじめ情報発信手段が急速に高度化・多様化し、市民の利用も拡大していることから、この対応が求められています。

木津川市の公文書開示請求件数の推移



資料：木津川市（情報公開・個人情報保護制度の運用状況）

方 針

広報紙やホームページ、SNSをはじめ、多様な手段での情報公開を充実するとともに、パブリックコメント制度などの市民の声を広く市政に反映する仕組みづくりを推進することで、市政への関心を高めるとともに、急速に進展するICT社会に対応した情報セキュリティ対策を推進します。

施策① 情報公開

【所管課】総務課

ア．情報公開制度の充実

- ・公正で開かれた市政を推進するため、情報公開制度を適切に運用します。

イ．文書事務・保存の適正化

- ・行政の説明責任と透明性を確保するため、公文書の適正な取扱いや保存に努めます。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
情報公開件数	70 件	↑

施策② 広報

【所管課】学研企画課

ア．広報・ホームページなどの充実

- ・広報紙やホームページ及びSNSなどの充実により、市民に市政情報を積極的に提供します。
- ・ホームページについて、総務省ウェブアクセシビリティ*に基づき、誰もが見やすい・利用しやすいものとなるよう努めます。また、インターネット放送局による手作りの動画配信などを進めます。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
ホームページアクセス数	3, 185, 827 回	↑
SNS フォロワー数	1, 222 人	↑

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

総論

基本構想

基本計画

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

基本方針 7

資料

施策③ 情報セキュリティ

【所管課】学研企画課

ア．電子市役所の構築と情報セキュリティの強化

- ・市民サービスの充実につなげるため、情報基盤を整備し、情報の保護・管理の徹底を図り、電子市役所の構築を推進します。
- ・情報セキュリティポリシー*に基づき、職員に対する情報セキュリティ研修などを進めるとともに、セキュリティが確保されたネットワークの構築など、情報の保護・管理の徹底に努めます。
- ・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、また、行政事務の安定的な運営を図るため、木津川市が所有する電算システムにおいて、個人情報の適正な取扱いを確保します。

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
重大情報セキュリティインシデント件数	0 件	→



木津川市ホームページ



広報きづがわ

政策分野 17 行財政運営

課 題

普通交付税合併算定替の特例措置*終了、社会インフラの老朽化、高齢化の進展による社会保障費の増加などにより、木津川市の財政状況は今後ますます厳しくなることが予想される一方で、行政へのニーズは多様化・複雑化しています。木津川市ではこれまでも行財政改革に努めてきましたが、持続可能な都市経営を進めていくため、財源の安定的な確保とともに、さらなる施策の効率的な実施に取り組むことが求められています。

主要財政指標の推移（木津川市）

	2011 年度 (H23)	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)
財政力指数（3 か年平均）（%）※ ¹	0.667	0.645	0.643	0.645	0.652	0.655	0.654
経常収支比率（%）※ ²	91.4	92.9	92.9	96.6	96.1	97.8	95.8
実質公債費比率（3 か年平均）（%）※ ³	12.8	12.3	12.5	12.0	11.6	11.0	10.3
将来負担比率（%）※ ⁴	79.8	70.1	76.7	64.0	53.6	48.9	33.2

- ※¹ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標で、財政力指数が高いほど財源に余裕がある。
※² 経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当されるものが占める割合のこと。
※³ 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の標準財政規模に対する比率のこと。
（標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）
※⁴ 将来負担比率：当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

資料：地方財政状況調査表

方 針

行財政運営は、創意工夫を重ねながら、効果的・効率的に行うことを基本とし、事務事業の選択と集中、市民や民間との役割分担や公共施設のあり方の見直し、近隣自治体との連携などによる経営資源の適正な配分、組織機能・職員能力の向上を進めることで、効果的・効率的な行政サービスの充実と健全な行財政運営を図ります。

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

施策① 行政サービス

【所管課】学研企画課・市民課・加茂支所・山城支所

ア．総合計画の推進

- ・ P D C A サイクル*による各種施策などの評価・検証を行い、進行管理を図りながら、総合計画に基づく計画的かつ戦略的なまちづくりを進めます。

イ．まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」の推進

- ・ 人口減少社会を迎える中、一人でも多くの方に「木津川市に住みたい。住み続けたい。住んでよかった。」と実感いただけるよう、木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」に基づき、若い世代の就労、結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安心・安全な暮らしの実現など、魅力あるまちづくり施策に取り組み、移住・定住人口の増加を図ります。
- また、国の動向なども注視し、第 2 次「総合戦略」の策定を検討します。

ウ．住民基本台帳*の適正な管理

- ・ 住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理に努めます。

エ．住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム、コンビニ交付システムの適正管理と運用

- ・ 利便性の高い行政サービスを推進するため、各種システムの適正な管理・運営に努めます。
- ・ 個人番号カード*の普及に向け、出張申請受付や写真撮影サービスを検討するなど、啓発施策を推進します。

オ．窓口サービスの充実

- ・ 多様化するニーズに対応するため、休日窓口の開設など、窓口サービスの充実を進めます。
- ・ 市役所と支所・出張所との連携を強化し、行政サービスの向上に努めます。

関連計画

- 木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」（2015 ～ 2019 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
市民意識調査の回収率	37.6%	↑
個人番号カード交付枚数（累計）	7,192 枚	↑

施策② 行財政改革

【所管課】行財政改革推進室

ア．効果的・効率的な事業の実施

- ・ 2020 年度の普通交付税合併算定替の特例措置*終了に向けた対応はもとより、子や孫の世代に健全財政を引き継ぐための、不断の改革に取り組みます。
- ・ 行財政改革の推進については、毎年度、行動指針（行財政改革大綱など）に基づく取組み状況などについて、公募市民や有識者などで構成する「行財政改革推進委員会」からの意見なども踏まえた検証を行い、より効果的で効率的な事業の実施（市民サービス・行財政運営）につなげます。
- ・ 執行目標、事務事業評価などを活用し、木津川市の事務事業について、費用対効果を検証しながら P D C A サイクルによる聖域なき行財政改革を図ります。

イ．民間の力を活用した公共施設の管理・運営

- ・ 公共施設の管理・運営については、その施設の設置目的を踏まえ、民営化、民間委託、指定管理者制度*の導入及びネーミングライツ*など有料広告を検討・推進することで、企業、N P O、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。

関連計画

- 第 3 次木津川市行財政改革大綱（2018 ～ 2022 年度）
- 第 3 次木津川市行財政改革行動計画（2018 ～ 2022 年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
第 3 次木津川市行財政改革行動計画に伴う財政効果額	—	3.5 億円以上 (対 2017 年度比)

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

施策③ 財政基盤の確立

【所管課】財政課・税務課・指導検査課

ア．税源基盤などの強化

- ・ 自主財源の確保に努めるとともに、税制改正など課税内容に対する説明責任に努め、収納率の向上を図ります。
- ・ 広域連合「京都地方税機構」との課税事務共同化の推進や、徴収業務の連携による滞納対策の強化を図ります。
- ・ 税外債権*について、積極的に債権回収を進め、収納率の向上を図ります。

イ．財政基盤の確立

- ・ 国や京都府の補助制度をはじめ、民間団体の助成金制度なども含め、あらゆる視点から財源の確保に努めます。また、受益者負担の適正化と公平性についても、断続的に検証を行います。
- ・ 普通交付税合併算定替の特例措置*終了に対し、合併算定替逓減対策基金の計画的で有効な活用を図り、市民サービスの激変を回避します。また、ふるさと応援基金の活用により、市外在住者にも魅力あるまちづくりを推進します。基金の有効活用により、重点施策を安定的に推進する一方で、積立てによる適切な基金財産保有量の確保に努めます。
- ・ ハード事業*の実施に際しては、財源計画を十分検討し、財源を起債に求める場合は、交付税措置のある制度の活用に努めます。

ウ．入札・契約制度の適正利用

- ・ 電子入札の全面実施により、入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、適正な執行を図ります。

成果指標

指標項目		現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
市税収納率		98.72%	99.0%
経常収支比率		95.8	↓
健全化判断比率	実質赤字比率	—	→
	連結実質赤字比率	—	→
	実質公債費比率	10.3	↓
	将来負担比率	33.2	↓

施策④ 財産管理

【所管課】会計課・総務課・財政課

ア．財産の適正管理と施設の有効利用

- ・財産の適正な管理により、市民サービスの維持・向上に努めるとともに、未利用・低利用の財産については、貸付や売却など有効な活用を推進します。また、木津川市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設などの配置や保有量の適正化に向けた対策を進めます。
- ・庁舎及び支所の長寿命化を推進するとともに、維持管理費の平準化を図ります。
- ・公用車の適正な管理を進めます。
- ・公金管理について、安全性の確保を第一とし、流動性を確保しながら効率的な管理及び運用を図ります。

関連計画

- 木津川市公共施設等総合管理計画（2017～2046年度）

成果指標

指標項目	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
未利用市有財産売却・活用件数	2件	↑

施策⑤ 組織・人材育成

【所管課】人事秘書課・学研企画課

ア．組織・機構の強化

- ・行政へのニーズが多様化・複雑化する中で、市民満足度の高いサービスの提供を目指した組織・機構を構築するとともに、実態に応じた簡素な組織・機構となるよう定期的に見直しを進めながら、行政体制の充実・強化を図ります。
- ・行政事務が多様化・複雑化する中で、事業内容などによって効果的な業務遂行が期待できる場合には、庁内横断的なプロジェクトチームなどの設置を検討します。

イ．人材育成の充実

- ・職員一人ひとりの担うべき役割や目標を明確にして、その実績と能力発揮状況を総合的に判断した人事評価制度に基づく人事管理や職員の育成に努め、最小限の人員・経費で最大限の効果を発揮するための体制改革を目指します。
- ・できない理由をさがすのではなく、どうしたらできるのかを考え、問題を克服していく「問題解決力」を発揮する職員を目指す職員像とし、職員自身の自律的な成長と、ワークライフバランス*の実現に向けたシステム及び環境整備を推進します。

総論

関連計画

- 木津川市定員適正化計画（2019 ～ 2023 年度）
- 木津川市職員人材育成基本方針（2013 年策定）

基本構想

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
市職員数	491 人	↓

基本計画

施策⑥ 広域連携

基本方針 1

【所管課】学研企画課

基本方針 2

ア．地方分権への対応

基本方針 3

- ・ 国や京都府から市町村への権限移譲などが進む中で、限られた財源と人材を活用しながら、複雑・多様化する行政サービスに対応可能な簡素で効率的な組織の構築を進めます。

基本方針 4

イ．広域的な連携・協力体制の推進

基本方針 5

- ・ 広域的な行政対応が求められるなかで、消防・救急・環境衛生・医療保険・税・消費者対策などの分野において、一部事務組合や広域連合などにより、京都府や近隣市町村などとの広域的な協力体制の充実・強化を図ります。

基本方針 6

- ・ 奈良市と木津川市との連携・協力に関する包括協定に基づき、幅広い分野で奈良市との連携・協力を進めます。

基本方針 7

資料

成果指標

指標項目	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
奈良市との包括協定に基づく連携・協力事業数（累計）	0 事業	↑

3 計画の推進

(1) 財政収支見通しに基づく推進

財政収支見通しは、歳入・歳出の各項目別に普通会計の決算ベースで中長期的な収支を推計したものであり、以下の数値は本総合計画策定時点のものです。この収支見通しに基づき、選択と集中により限られた財源の効率的な運用を図ることで、総合計画に掲げた施策・事業の着実な推進を図ります。

なお、収支見通しは社会経済情勢の変化や法令改正等により変動することも想定されるため、必要に応じて見直しを行います。

財政収支見通しの設定方法

財政収支見通しは、普通会計の平成 29 年度決算及び平成 30 年度当初予算を基に、人口増加による影響や今後実施予定の大規模事業計画を考慮して推計しています。

財政収支の見通し

歳入

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
地方税	9,936	10,326	10,419	10,458	10,471	10,319	10,423	10,420	10,136	10,243
譲与税	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217
交付金	1,624	1,657	1,821	1,821	1,821	1,821	1,821	1,821	1,821	1,821
地方交付税	5,148	4,719	4,284	4,276	4,224	4,162	4,136	4,181	4,430	4,417
分担金及び負担金	71	101	89	80	71	69	69	69	69	69
使用料及び手数料	719	706	670	665	670	622	621	621	621	621
国庫支出金	4,111	3,582	3,845	3,757	3,726	3,810	3,838	3,683	3,837	3,944
府支出金	1,812	1,815	1,829	1,803	1,793	1,794	1,816	1,813	1,797	1,799
財産収入	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
寄附金	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
繰入金	377	1,076	1,476	1,277	1,174	790	790	499	450	448
繰越金	448	451	443	310	401	394	319	380	381	370
諸収入	133	137	136	136	136	136	136	136	136	136
地方債	3,135	1,713	1,751	2,270	2,715	1,638	1,900	1,752	2,168	2,501
歳入総額	27,830	26,599	27,079	27,169	27,518	25,871	26,185	25,691	26,162	26,685

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

歳出

項目\年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
人件費	4,020	4,830	4,969	4,929	4,947	4,715	4,633	4,617	4,570	4,504
物件費	3,739	3,408	3,406	3,430	3,406	3,408	3,402	3,414	3,404	3,414
維持補修費	313	320	326	330	325	323	324	325	325	325
扶助費	5,649	5,451	5,446	5,433	5,443	5,420	5,420	5,424	5,425	5,427
補助費等	4,038	4,333	4,700	4,366	4,248	4,229	4,385	4,415	4,423	4,433
公債費	2,843	2,960	3,122	3,165	3,214	3,176	2,999	2,909	2,864	2,902
積立金	306	304	300	235	280	277	239	270	270	265
投資及び出資金	19	29	31	19	20	38	21	22	27	26
繰出金	2,134	2,187	2,202	2,269	2,323	2,391	2,448	2,517	2,586	2,655
普通建設事業費	4,318	2,334	2,267	2,592	2,918	1,574	1,934	1,397	1,898	2,375
歳出総額	27,379	26,156	26,769	26,768	27,124	25,551	25,805	25,310	25,792	26,326

歳入歳出差引

項目\年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
歳入総額	27,830	26,599	27,079	27,169	27,518	25,871	26,185	25,691	26,162	26,685
歳出総額	27,379	26,156	26,769	26,768	27,124	25,551	25,805	25,310	25,792	26,326
歳入歳出差引	451	443	310	401	394	320	380	381	370	359

基金

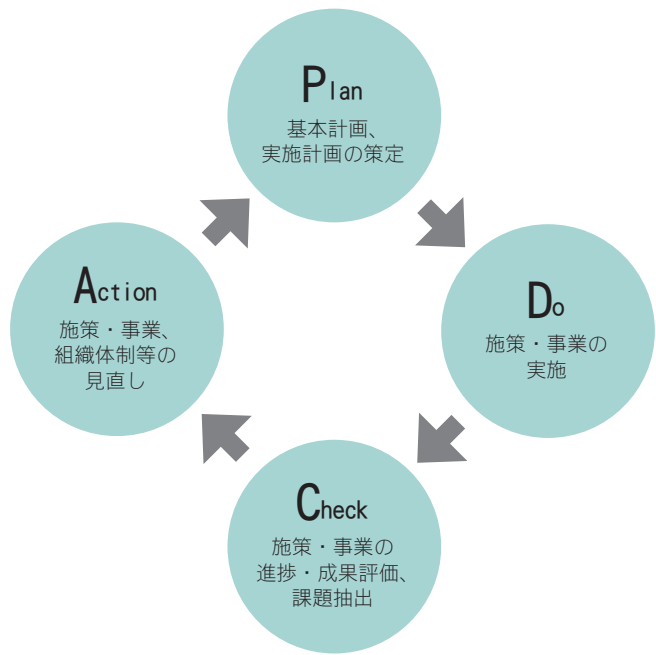
項目\年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基金残高	10,597	9,851	8,702	7,685	6,817	6,330	5,805	5,601	5,447	5,290
財政調整基金	3,950	3,830	3,457	3,167	3,073	3,075	2,889	2,985	3,080	3,171
減債基金	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
その他特定目的基金	6,602	5,976	5,200	4,473	3,699	3,210	2,871	2,571	2,322	2,074

地方債

項目\年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
地方債残高	32,686	31,633	30,437	29,698	29,339	27,928	26,939	25,879	25,268	24,942

(2) 進行管理

総合計画は、P D C A サイクル*に基づく進行管理により効果的・効率的な行政運営を行い、着実に推進します。



そのなかでも「まちの将来像」の実現に向けて、社会情勢や市民意識の変化を踏まえながら、施策の展開状況をチェックしていくことが重要となります。成果指標を活用した施策評価を行い、各施策の取組状況や市民・地域への効果、その課題などを確認することで、事業の新規立案や見直しに結びつけます。

以下に基本計画の施策ごとに設定した成果指標と数値の算出方法の一覧を掲載します（再掲）。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

成果指標一覧（再掲）

基本方針 1 とともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
政策分野 1 子育て	施策① 子育て支援	乳児相談などの利用率	1年間の6.7か月乳児相談・乳幼児相談希望者などの利用者数／対象者数	96.3%	↑
		保育コンシェルジュ相談件数	1年間の相談件数	2,189 件	2,300 件
		子育て包括支援センター利用者数	1年間の利用者数	774 人	↑
	施策② 母子保健・母子福祉	三歳児健康診査受診率	1年間の受診者数／対象者数	93.4%	↑
	施策③ 乳幼児期の教育・保育サービス	保育所の待機児童数	保育所の待機児童数 (4月1日時点)	0 人	→
		保育所民営化率	民営保育所・認定こども園*数／市内保育所・認定こども園数	44%	56%
	施策④ 児童虐待防止	児童虐待相談件数	1年間の児童虐待相談件数	276 件	↑
政策分野 2 教育	施策① 教育環境	「学校に行くのが楽しい」児童・生徒の比率	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのが楽しい」に対して、「楽しい」「どちらかといえば、楽しい」と答えた児童・生徒の比率	小学 6 年生 87.1% 中学 3 年生 81.7%	↑
	施策② 学校教育	「自分には、よいところがあると思う」児童・生徒の比率	全国学力・学習状況調査で「自分には、よいところがあると思う」に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童・生徒の比率	小学 6 年生 82.9% 中学 3 年生 71.5%	↑
		「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」児童・生徒の比率	全国学力・学習状況調査で「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童・生徒の比率	小学 6 年生 96.9% 中学 3 年生 92.7%	↑
		「家庭学習の時間が、1日あたり30分より少ない」児童・生徒の比率	全国学力・学習状況調査で「家庭学習の時間が、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか」に対して、「30分より少ない」「全くしない」と答えた児童・生徒の比率	小学 6 年生 10.3% 中学 3 年生 14.5%	↓
	施策③ 子どもの健全育成	スクールセーフティボランティアの登録者数	スクールセーフティボランティアの登録者数	3,355 人 (2018.8 月)	→

基本方針 2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
政策分野 3 健康	施策① 保健、医療（救急）	がん検診受診率（胃がん）	1年間の胃がん検診受診者数／対象者数（40歳以上）	8.8%	↑
		予防接種の接種率（麻疹風しん）	1年間の麻疹・風しん予防接種者数／対象者数（5歳～7歳）	96.3%	↑
	施策② 福祉医療	福祉医療助成件数	1年間の福祉医療助成件数	288,943 件	↑

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
	施策③ 医療保険	国保特定健康診査受診率	(健康診査受診者数＋40歳以上の人間ドック受診者数)／40歳以上の被保険者数	35.6%	60%
		国保特定保健指導実施率	保健指導完了者数／保健指導対象者数	12.1%	60%
		ジェネリック医薬品*の普及率	国民健康保険加入者におけるジェネリック医薬品普及率(数量ベース)	61.94%	＋18%以上
政策分野 4 福祉	施策① 地域福祉	ボランティア登録者数	社会福祉協議会のボランティア登録者数(累計)	1,396人 (2018.10月)	1,500人
		自立支援就業者数	1年間の生活困窮者の就業者数	26人	↑
	施策② 高齢者福祉	介護予防サポーター数	介護予防サポーター登録者数(累計)	126人	250人
		認知症サポーター数	認知症サポーター登録者数(累計)	8,472人	13,000人
	施策③ 障がい者福祉	福祉施設からの一般就労への移行者数	福祉施設からの一般就労への移行者数(累計)	11人	16人
政策分野 5 文化	施策① 生涯学習	公民館サークル加入者数	公民館サークル加入者数(累計)	682人	750人
		図書館の図書貸出冊数	1年間の市立3図書館での図書貸出冊数	666,119冊	700,000冊
	施策② スポーツ	スポーツ推進委員活動回数	1年間のスポーツ推進員活動回数	58回	70回
		体育協会及びスポーツ少年団会員数	体育協会及びスポーツ少年団会員数(累計)	2,348人	2,400人

基本方針3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
政策分野 6 共生	施策① 人権教育・啓発	人権研修会の参加者数	1年間の人権研修会参加者数	4,717人	7,000人
	施策② 国際化・友好都市交流	「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」児童・生徒の比率	全国学力・学習状況調査で「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」に対して、「思う」「どちらかというと思う」と答えた児童・生徒の比率	小学6年生 74.3% 中学3年生 62.7%	↑
	施策③ 男女共同参画	審議会などにおける女性委員の割合	市が設置する審議会や協議会などにおける女性委員の割合	34.6%	35%
政策分野 7 協働	施策① 市民参加・参画	審議会などにおける市民・市民代表の割合	市が設置する審議会や協議会における市民・市民代表の割合	3.9%	↑
		マチオモイ*な仲間たち	ふるさと応援事業補助金、地域力再生プロジェクト支援事業交付金活用団体数	30件	↑
	施策② 地域コミュニティ	地域コミュニティ活動参加率	市民アンケート調査で「自治会活動などのコミュニティ活動」に「積極的に参加している」「必要なものには参加している」と回答した人の割合	44.7%	↑

総論

基本構想

基本計画

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

基本方針 7

資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

基本方針 4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
政策分野 8 観光交流	施策① 観光振興	木津川市を訪れた観光客数	1 年間の観光客数	1, 005, 158 人	↑
		観光消費額	1 年間の観光客による消費額	2, 281, 425 千円	2, 500, 000 千円
		観光ボランティアガイドの登録者数	3 月末時点でのボランティアガイド（N P O 法人ふるさと案内・かも、山城町ふるさと案内人の会など）の登録者数（累計）	100 人	↑
		まちかど観光案内所数	まちかど観光案内所数（累計）	72 か所	↑
	施策② 文化財の保全・活用	文化財出前講座開催件数	1 年間の文化財出前講座開催件数	17 件	22 件
		史跡恭仁宮跡公有化率	史跡恭仁恭跡の公有化率（面積ベース）	50%	55%
政策分野 9 産業・雇用	施策① 農林業	京力農場プランの作成地域数	京力農場プランの作成地域数（累計）	7 地域	9 地域
		市内農産物直売所数	市内の農産物直売所数（累計）	12 か所	14 か所
	施策② 商工業	ものづくりフェア来場者数	1 年間のものづくりフェアの来場者数	450 人	↑
		産業競争力強化支援事業利用件数	産業競争力強化支援事業の利用件数（累計）	24 件	↑
		先端設備等導入計画に係る認定件数	先端設備等導入計画に基づく認定件数（累計）	0 件	30 件
	施策③ 雇用対策	市内誘致企業における市民雇用者数	学研地区内の誘致企業における市民雇用者数	473 人	↑
		特定創業支援事業に係る証明書交付者数	特定創業支援事業に基づく証明書の交付者数（累計）	3 人	111 人
政策分野 10 関西文化学術研究都市*	施策① 関西文化学術研究都市の活用	学研地区内の誘致事業所数	学研地区内の誘致事業所数（累計）	25 事業所	↑

基本方針 5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
政策分野 11 防災・減災	施策① 災害対策	木造住宅耐震改修補助活用件数	木造住宅耐震改修補助金交付件数（累計）	31 件	55 件
	施策② 地域防災	自主防災組織率	3 月末時点での自主防災組織への加入世帯数／全世帯数	71. 5%	80%
		自主防災組織活動回数	1 年間に地域で行われた自主防災組織による活動回数	285 回	310 回
政策分野 12 防犯・交通安全	施策① 防犯・交通安全	犯罪発生件数	1 年間の市内での犯罪発生件数	344 件	↓
		交通死亡事故件数	1 年間の交通死亡事故件数	0 件	→
	施策② 消費者保護	消費者相談件数	1 年間の相楽消費生活センターによる消費生活相談件数	340 件	↓

基本方針 6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
政策分野 13 都市基盤	施策① 都市環境	人口の社会移動増加数	1 年間の社会移動増加数 (転入数－転出数)	977 人	↑
		思いでの丘霊園 利用区画数	市営墓地「思いでの丘霊園」 利用区画数	312 区画	437 区画 (全区画)
	施策② 住宅	空家バンク登録件数	空家バンク登録件数 (累計)	3 件	↑
	施策③ 上下水道	污水处理普及率	下水道・浄化槽整備人口 ／人口	98.1%	↑
政策分野 14 交通ネット ワーク	施策① 道路	国道 24 号の混雑度	国道 24 号の平日混雑度	1.55	1.20
		都市計画道路整備率	整備済延長／計画延長	88.6%	↑
	施策② 公共交通	コミュニティバスの 利用者数	1 年間のコミュニティバス 利用者数	261,357 人	300,000 人
		コミュニティバス 収支率	コミュニティバス運賃収入 ／全路線の運行費用	38.0%	50%
政策分野 15 自然・環境	施策① 地球環境保全	市の事務・事業に よる温室効果ガス (C O ₂) 総排出量	1 年間の電気、ガス（都市 ガス）による二酸化炭素の 排出量	8,046t	↓
	施策② 環境美化	アダプトプログラム* 登録団体数	アダプトプログラム 登録団体数（累計）	39 団体	50 団体
		都市公園・緑地施設 市民自主管理活動 支援事業数	都市公園管理活動支援団体数 (累計)	20 団体 (2018.9 月)	↑
		市民一人あたりの 家庭系可燃ごみの 排出量	1 年間に排出された家庭系 可燃ごみの総量（日平均） ／人口	434.1g/日・人	↓
	施策③ 循環型社会	家庭系一般廃棄物の リサイクル率	1 年間に中間処理などによって 再資源化された家庭系一般 廃棄物の量／廃棄物の総量	26.6%	↑

基本方針 7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり

政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017 年度末)	方向性 (2023 年度末)
政策分野 16 情 報	施策① 情報公開	情報公開件数	1 年間の公文書などの 情報公開件数	70 件	↑
	施策② 広報	ホームページ アクセス数	1 年間の市 HP アクセス数	3,185,827 回	↑
		S N S * フォロワー数	市フェイスブックなどの フォロワー数	1,222 人	↑
	施策③ 情報セキュリティ	重大情報セキュリティ インシデント件数	1 年間の外部からの脅威に よる重大情報セキュリティ インシデント数	0 件	→
政策分野 17 行財政運営	施策① 行政サービス	市民意識調査の 回収率	総合計画作成時の 市民アンケート調査の回収率	37.6%	↑
		個人番号カード* 交付枚数	個人番号カード交付枚数 (累計)	7,192 枚	↑
	施策② 行財政改革	第 3 次木津川市 行財政改革行動計画 に伴う財政効果額	第 3 次木津川市行財政改革 行動計画に伴う財政効果額 (基準年度：2017 年度)	—	3.5 億円以上 (対 2017 年度比)
	施策③ 財政基盤の確立	市税収納率		98.72%	99.0%
		経常収支比率		95.8	↓

総 論
基本 構 想
基本 計 画
基本 方針 1
基本 方針 2
基本 方針 3
基本 方針 4
基本 方針 5
基本 方針 6
基本 方針 7
資 料

総論 基本構想 基本計画 基本方針1 基本方針2 基本方針3 基本方針4 基本方針5 基本方針6 基本方針7 資料	政策分野	施策	指標項目	数値の算出方法	現況値 (2017年度末)	方向性 (2023年度末)
			健全化判断比率 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率		— — 10.3 33.2	→ → ↓ ↓
		施策④ 財産管理	未利用市有財産 売却・活用件数	1年間の未利用市有財産の 売却・活用件数	2件	↑
		施策⑤ 組織・人材育成	市職員数	市職員数	491人	↓
		施策⑥ 広域連携	奈良市との包括協定に 基づく連携・協力事業数	奈良市との包括協定に基づく 連携・協力事業数（累計）	0事業	↑

資料



総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

用語解説

A ～ Z

A I

人工知能（artificial intelligence）の略。コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

D V

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

I C T機器

I C Tは情報通信技術（Information and Communication Technology）の略であり、学校教育におけるI C T機器は、生徒や教員が学習で用いるタブレットP C、デジタルビデオカメラ、プロジェクター、電子黒板などのこと。

P D C Aサイクル

マネジメント手法の一種。計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を改善（Action）したうえで、さらに、元の計画に反映させていくことで、ら旋状に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

S D G s

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

あ 行

アダプトプログラム

公園、河川、道路等の公共施設の一部を養子とみなして、市民が里親となって美化（清掃）等を行う制度。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブで提供される情報を利用できるようにすること。

か 行

介護離職ゼロ

家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立でき、介護によって離職する人が無くなる社会の実現を目指した取り組みのこと。

かんがい排水施設

農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良を行い、水利用の安定と合理化を図るためのダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等の施設のこと。

管渠（かんきょ）

地中に埋設した、主に水道の排水・取水管（上水管、下水管）、あるいはその側溝のこと。

関西文化学術研究都市

京都府、大阪府、奈良県の3府県（7市1町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市のこと。木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

クラスター型

クラスター（cluster）は、本来は花やブドウの房の意味であり、都市計画で用いるクラスター型は、個々の拠点や地区を相互に関連させて一つの集合体としてとらえ配置するタイプの都市づくりを意味する。

クリエイター

広義には創造的な仕事に携わる人を指すが、ここでは、美術、音楽、映像などのアートに関わる作家のこと。

グローバル化

文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合、一体化される時代の動きのこと。グローバリゼーション（globalization）ともいう。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

研究開発型産業施設

研究開発機能と生産機能が一体となった施設のこと。

後期高齢者医療制度

75歳以上（寝たきりの場合は65歳以上）の高齢者を対象とする独立した医療制度。

個人番号カード

住民票を持つすべての人に付与されるマイナンバー（個人番号）を、本人証明や自治体サービス等に利用するために発行されるカードで、マイナンバー、氏名、生年月日、性別、本人顔写真が表示される。

コミュニティ

本来は、地域社会あるいは共同体のことであり、住民間のつながりや相互の協力関係などを意味するが、同じ目的や問題意識を持つ人の集まりやネット上の仲間などにも使用される。地域のコミュニティは、子育てや福祉、住環境づくり、活性化などの地域課題の解決に重要な役割を果たすものである。

さ　　行

ジェネリック医薬品

後発医薬品のことで、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に、他の製薬会社が同じ有効成分を使って製造・販売するもの。品質、効き目、安全性は同等であるが、新薬に比べ開発費が少なく低価格である。

自助・共助・公助

まちづくりにおける、個々の住民や事業者、地域や団体、行政の役割と関わり方を表す考え方。「自助」は、自分自身が考え、行動し問題の解決を図るよう努めること、「共助」は近隣の人々が助け合い協力して地域づくりに取り組むこと、「公助」は、行政が法律や制度に基づき支援し、補完することであり、自助・共助・公助がすべてそろって豊かな地域ができるとされる。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営について、民間の能力や活力を活用し、行政の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定を受けた民間事業者やNPO法人等が管理できる制度。

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

住民基本台帳

市町村長または特別区区長が、住民の氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成した公簿で、居住関係の証明、選挙人名簿登録、印鑑登録など住民に関する事務処理の基礎となるもの。

小規模保育

0-3 歳未満児を対象とした、定員が 6 人以上 19 人以下の少人数で行う保育のこと。一人の保育スタッフが担当する子どもの数が少ないため手厚く子どもの発達に応じた質の高い保育を行うことができる。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルール、手続きを網羅的にとりまとめたもの。

情報ネットワーク化

コンピュータやデジタル通信システムをつなぎ、多数の情報機器同士が情報をやりとりする仕組みが広がっていくこと。

初期救急医療

入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な軽症患者を対象とするもの。在宅当番医制参加診療所、夜間・休日急病診療所などが担っている。

ジョブパーク

ハローワークと連携し、相談から就職、安定した生活を実現するまでを支援する就業支援拠点で、大学生・留学生、若年者、中高年齢者、女性、障がい者など、幅広い求職者の就業活動をサポートする機関。

新オレンジプラン

「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の愛称。認知症高齢者等の生活全般に及ぶ横断的な認知症施策を総合的に推進していくため、平成 27 年 1 月に厚生労働省が関係省庁と共同して策定したもの。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員などが、心の専門家として、教員等と異なる外部の立場から児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士のほか、教育と福祉の両面に専門的な知識・技術と活動経験実績等がある人などが、教育機関において問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、保護者、教職員への支援・相談・情報提供、研修活動等を行う者。

税外債権

地方公共団体が権利をもつ金銭債権のうち、分担金、手数料、公共施設の使用料、財産の貸付料等の税以外のもの。具体的には、介護保険料、保育所保育料、公民館使用料、住民票交付手数料、上水道・下水道使用料等が含まれる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養の取り方、嗜好などの生活習慣がその発症や進行に深く関わっている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの病気のこと、その改善と予防が大きな課題となっている。

性的マイノリティ

同性愛者（レズビアン、ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、性同一性障害（トランスジェンダー）などの人々のことをいい、これらの頭文字をとって L G B T とも呼ばれる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度で、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたりするもの。

た 行

地域包括ケア

認知症高齢者の増加を背景に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

地方創生

加速度的に進む人口減少・超高齢化に対し、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした政策。地方自治体は、地域の人口推計「人口ビジョン」および人口維持と活性化の戦略「地方版総合戦略」を策定し、地方への人口流入、若い世代の結婚・出産・子育て、安心なくらしづくり、地域と地域の連携を推進するもの。

長期債務残高

国債や地方債など国や地方自治体が発行した公債や、借入金の残高等を合算したもの。いわゆる国と地方自治体が返済しなければいけない「借金」のこと。

低炭素

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出が、できる限り低く抑えられていること。

デジタル教材

デジタル技術を使った学習教材のことであり、個々の生徒がタブレット端末で読んだり画像・音声を確認したり、プロジェクターや電子黒板に表示して授業を効果的に進めることができる。

天井川

川底が周辺の地面の高さよりも高い位置にある川のこと。

な 行

二次救急医療

手術や入院を要するが、すぐに生命には別状ない、ある程度の重症患者を対象とする救急医療。地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、地域に点在する有形・無形の遺産を「面」として活用し発信することで、地域活性化を図ることを目的としている。

認定こども園

幼稚園や保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のこと。認定こども園制度の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能になる、既存の幼稚園の活用により待機児童が解消される、地域子育て支援が充実する、等の効果が期待されている。

ネーミングライツ

スポーツ施設や文化施設、公園等に、パートナー企業（施設命名権者）の社名やブランド名を有償で付与する権利のことで、命名権ともいわれる。

は 行

ハード事業

道路整備、河川整備、围場整備等の土木工事、建物の建設工事、機械・設備の導入等、モノとして見える物理的な事業のこと。これに対して施設の運用、市民へのサービス提供やイベント開催等の形の見えないものをソフト事業という。

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

働き方改革

働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方の改革を総合的に推進するための国の政策であり、長時間労働の是正、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等を講じるもの。

普通交付税合併算定替の特例措置

市町村の合併に伴う普通交付税額の激変を緩和するため、合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額が、合併関係市町村がなお存続するとみなして計算した額の合計額を下回らないようにすること。木津川市においては、新市誕生の翌年度、平成 19 年度から 27 年度までの 9 年間は合併算定替増加額の全額が交付され、それ以降は段階的に縮減し平成 32 年度を最後に終了することとなっている。

ヘイトスピーチ

公の場における憎悪（hate）に基づく差別的な言動のことで、特定の人種、民族、宗教、性別、職業、障がい、性的志向などを誹謗中傷したり排除することを扇動するもの。

ま 行

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマークのこと。

マチオモイ

マチオモイ®とは、自分にとって大切なまちを再確認すること。地域に寄り添い、地域に眠る無数の価値を見つけたい。そんな願いから、木津川市では地元農産物の情報発信など、市のブランド力を高め、魅力を発信することを目的とした「マチオモイ部」を設置している。

や 行

有害鳥獣

農作物や人などに被害を与える野生動物のこと。近年、有害鳥獣による被害が増えており、農林業被害ではシカ、イノシシ、サルなどによるものが多く、大きな問題となっている。狩猟者の減少、中山間地の人口減少・高齢化による農地管理力低下等が主要要因とされる。

ら 行

ローリング方式

計画期間は常に一定とし、毎年度ごとに修正や補完など計画内容を見直す方式のこと。社会・経済情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実とが大きくずれることを防ぐことができる。

わ 行

ワークライフバランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を、持てる健康で豊かな生活ができる、仕事と生活の調和した状態のこと。

木津川市総合計画審議会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 230 号
改正 平成 23 年 10 月 4 日条例第 13 号
平成 29 年 3 月 28 日条例第 17 号

木津川市総合計画審議会条例

- (設置)
- 第 1 条** 木津川市総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、木津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (所掌事務)
- 第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。
- (1) 総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
 - (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項
- (組織)
- 第 3 条** 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 公募により選出された市民
 - (2) 識見を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)
- 第 4 条** 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)
- 第 5 条** 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第 6 条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (意見の聴取)
- 第 7 条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (庶務)
- 第 8 条** 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。
- (委任)
- 第 9 条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (会議の招集の特例)
- 2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。
- 附 則（平成 23 年 10 月 4 日条例第 13 号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 17 号）
- この条例は、公布の日から施行する。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

審議会委員

(敬称略・50 音順)

区 分	氏 名	ふりがな	備 考
1 号委員 (公募委員)	尾崎 忠教	おざき ただのり	
	西村 正子	にしむら まさこ	
	森田 雄巳	もりた かつみ	
2 号委員 (識見委員)	副会長 今里 佳奈子	いまさと かなこ	龍谷大学 政策学部教授
	会長 真山 達志	まやま たつし	同志社大学 政策学部教授
3 号委員	今西 勝美	いまいにし かつみ	京都やましろ農業協同組合 木津川市運営協議会 会長（農業部門）
	北島 宣 (1・2 回)	きたじま あきら	京都大学大学院農学研究科教授 (学研・教育部門)
	中崎 鉄也 (3 回～)	なかざき てつや	京都大学大学院農学研究科教授 (学研・教育部門)
	久保 恭子	くぼ やすこ	民生児童委員協議会 副会長 (福祉部門)
	小松 信夫	こまつ のぶお	木津川市教育委員 (教育部門)
	中川 雅永	なかがわ まさのり	関西文化学術研究都市推進機構 常務理事
	西井 貴信	にしい たかのぶ	木津川市商工会青年部 部長 (商工部門)
	福井 さなえ	ふくい さなえ	子育てサロン こそだてママ net ★ 代表 (子育て部門)
	福井 康裕	ふくい やすひろ	木津川市観光協会 理事 (観光部門)
	松本 耕考	まつもと たかこ	木津川市廃棄物減量等推進員 (環境部門)
	山本 勇人 (1～3 回)	やまもと はやと	京都府山城広域振興局 企画総務部企画振興室長
	岩田 高明 (4 回～)	いわた たかあき	京都府山城広域振興局 企画総務部企画振興室長

策定経過

○木津川市総合計画審議会・木津川市総合計画庁内本部会議・

木津川市総合計画策定庁内ワーキングチーム会議／木津川市議会

会議	開催日	主な議題
第1回 庁内ワーキングチーム会議	平成29年7月18日	・総合計画の策定方針とスケジュールについて ・総合計画策定庁内ワーキングチームについて ・第1次総合計画後期基本計画施策評価について
第1回 庁内本部会議	平成29年8月17日	・総合計画の策定方針とスケジュールについて ・総合計画策定庁内本部会議について ・第1次総合計画後期基本計画施策評価について ・市民・中学生アンケート調査について
諮問	平成29年8月29日	
第1回 審議会	平成29年8月29日	・総合計画審議会の運営について ・木津川市総合計画策定方針について ・木津川市総合計画の概要について ・市民・中学生アンケート調査について
第2回 庁内ワーキングチーム会議	平成29年8月4日・7日	・第1次総合計画後期基本計画施策評価について
第2回 庁内本部会議	平成29年11月22日	・市民・中学生アンケート調査結果について ・第1次木津川市総合計画WT施策評価結果について ・第2次木津川市総合計画におけるまちの将来像について
第2回 審議会	平成29年11月28日	・市民・中学生アンケート調査結果について ・第1次木津川市総合計画WT施策評価結果について ・第2次木津川市総合計画におけるまちの将来像について
第3回 審議会	平成30年3月20日	・市民ワークショップ結果について ・第2次木津川市総合計画構成案について ・第2次木津川市総合計画におけるまちの将来像について
第3回 庁内本部会議	平成30年5月24日	・第2次木津川市総合計画構成（案）について ・第2次木津川市総合計画基本構想（骨子案）について
第4回 審議会	平成30年6月6日	・第2次木津川市総合計画基本構想（骨子案）について
第3回 庁内ワーキングチーム会議	平成30年6月20日	・第2次木津川市総合計画構成（案）について ・第2次木津川市総合計画基本計画
第5回 審議会	平成30年8月31日	・地域ワークショップ結果について ・第2次木津川市総合計画基本構想（案）について ・第2次木津川市総合計画基本計画（骨子案）について
第4回 庁内ワーキングチーム会議	平成30年10月22日	・第2次木津川市総合計画（案）について
第4回 庁内本部会議	平成30年10月23日	・第2次木津川市総合計画（案）について
第6回 審議会	平成30年11月1日	・第2次木津川市総合計画（案）について
市議会全員協議会	平成29年11月9日	・第2次木津川市総合計画（案）について
第7回 審議会	平成31年1月17日	・第2次木津川市総合計画答申（案）について
答申	平成31年1月17日	
第5回 庁内本部会議	平成31年1月30日	・第2次木津川市総合計画（案）について
議案可決	平成31年3月18日	

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

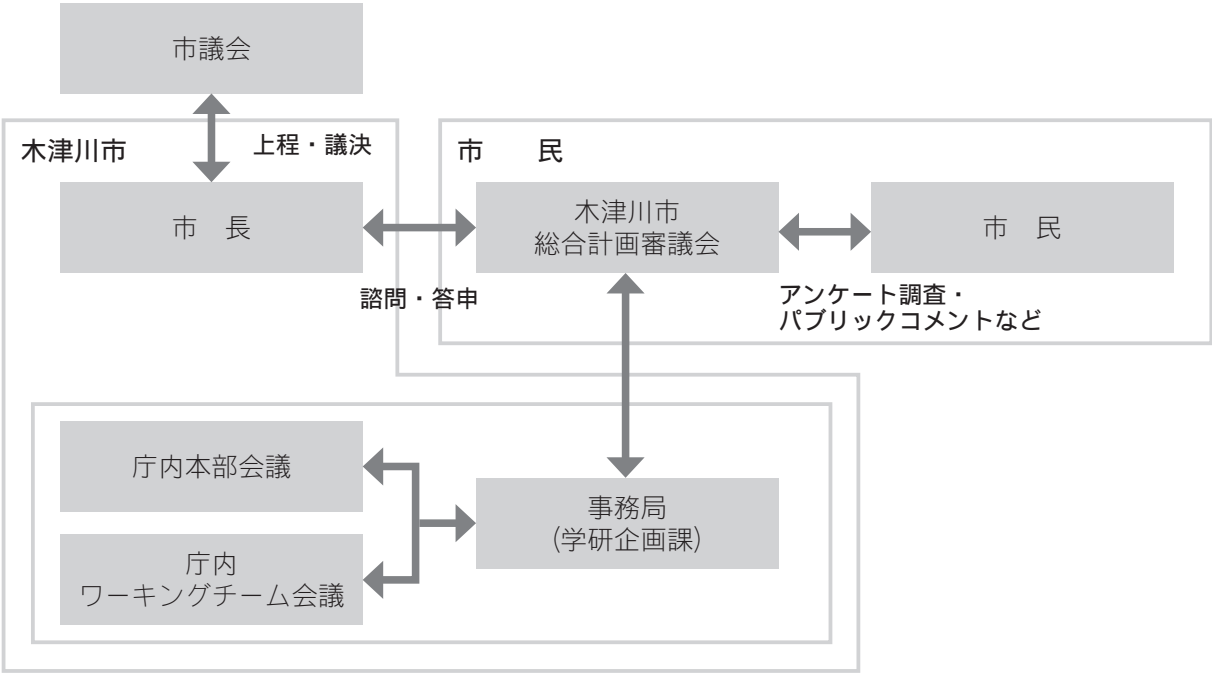
料

総論
基本構想
基本計画
基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4
基本方針5
基本方針6
基本方針7
資料

○市民参画

取組み	期間	内容
木津川市のまちづくりに関するアンケート調査	平成 29 年 9 月 29 日 ～ 10 月 16 日	・市民の木津川市に対する満足度、政策・施策に関するニーズを把握するとともに、第 1 次総合計画による効果を検証するため調査を実施した。 有効回収数／配布数＝ 2,055 ／ 5,500 有効回収率＝ 37.4%
木津川市のまちづくりに関する中学生アンケート調査	平成 29 年 9 月 11 日 ～ 9 月 22 日	・木津川市の中学生世代のニーズ、まちづくりに対する希望、木津川市への永住希望などを聞くとともに、調査を通じて市への愛着や行政に対する関心を醸成させることを目的に調査を実施した。 有効回収数／配布数＝ 730 ／ 745 有効回収率＝ 98.0%
市民ワークショップ	平成 30 年 1 月 26 日	・市の将来像やその実現のための視点、具体的取組みについて、まちづくりや事業など様々な立場で活躍する市民がそれぞれの視点で意見交換を行うとともに、団体間で交流することを目的に、市民ワークショップを実施した。 参加者：ふるさと応援事業補助金採択団体 10 団体・19 名 テーマ：10 年後、20 年後に市民が幸せに暮らせる木津川市とは
地域ワークショップ	平成 30 年 6 月 24 日	・市内の地域特性や課題を踏まえ、政策、施策に活かすことを目的に、地域ワークショップを実施した。 参加者：当尾地域各地区の区長 15 名 テーマ：当尾の未来に向けて私たちにできること
市民説明会	平成 30 年 11 月 18 日、25 日	・第 2 次総合計画（案）の説明を行い、市民への周知と意見把握に努めた。 開催場所：加茂保健センター、山城支所、市役所
パブリックコメント	平成 30 年 11 月 12 日～ 12 月 11 日	・第 2 次総合計画（案）について、パブリックコメントを実施し、市民への周知及び意見把握に努めた。

策定体制図



諮問

9 木学研第 1 1 4 号

平成 2 9 年 8 月 2 9 日

木津川市総合計画審議会

会長 真山 達志 様

木津川市長 河井 規子

第 2 次木津川市総合計画の策定について（諮問）

木津川市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

第 2 次木津川市総合計画（計画期間：2 0 1 9 年度～2 0 2 8 年度）の策定につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上

答申

平成 3 1 年 1 月 1 7 日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市総合計画審議会

会長 真山 達志

第 2 次木津川市総合計画の策定について（答申）

平成 2 9 年 8 月 2 9 日付け 9 木学研第 1 1 4 号で諮問のありました第 2 次木津川市総合計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおりとりまとめましたので、木津川市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき答申します。

総論
基本構想
基本計画
基本方針 1
基本方針 2
基本方針 3
基本方針 4
基本方針 5
基本方針 6
基本方針 7
資料

129

統計データ

○小学校区別人口の推移

小学校区	平成 22 年 (人)	平成 27 年 (人)	平成 30 年 (人)	増 減 率 平成 22 ～ 27 年	増 減 率 平成 22 ～ 30 年
木津	8,495	7,737	8,324	-8.9	-2.0
相楽	6,545	6,618	6,876	1.1	5.1
高の原	7,634	7,222	7,108	-5.4	-6.9
相楽台	4,364	4,397	4,896	0.8	12.2
木津川台	6,561	6,700	6,492	2.1	-1.1
梅美台	5,736	7,176	7,137	25.1	24.4
州見台	6,680	7,436	7,608	11.3	13.9
城山台	-	3,339	5,979	-	-
加茂	6,455	6,182	6,015	-4.2	-6.8
恭仁	1,559	1,336	1,381	-14.3	-11.4
南加茂台	6,846	6,168	6,141	-9.9	-10.3
棚倉	4,667	4,584	4,640	-1.8	-0.6
上狛	4,219	3,945	3,850	-6.5	-8.7
合計	69,761	72,840	76,447	4.4	9.6

資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）、住民基本台帳（平成 30 年 3 月末現在）

○小学校区別、年齢 3 区分別人口構成比の推移

小学校区	平成 22 年 (%)			平成 27 年 (%)			平成 30 年 (%)			増減（ポイント） 平成 22 ～ 30 年		
	0 ～ 14 歳	15 ～ 64 歳	65 歳以上	0 ～ 14 歳	15 ～ 64 歳	65 歳以上	0 ～ 14 歳	15 ～ 64 歳	65 歳以上	0 ～ 14 歳	15 ～ 64 歳	65 歳以上
木津	14.1	61.2	24.8	15.5	58.5	26.0	14.8	57.6	27.6	0.7	-3.6	2.8
相楽	13.9	63.2	22.9	14.8	59.1	26.1	14.6	58.0	27.5	0.7	-5.2	4.6
高の原	15.0	71.8	13.2	12.6	65.9	21.5	11.5	63.4	25.1	-3.5	-8.4	11.9
相楽台	15.3	68.0	16.7	12.8	63.2	24.0	13.3	62.5	24.2	-2.0	-5.5	7.5
木津川台	23.2	65.8	11.0	19.4	64.9	15.8	16.3	66.3	17.4	-6.9	0.5	6.4
梅美台	31.5	62.1	6.4	32.9	59.8	7.3	31.1	61.3	7.6	-0.4	-0.8	1.2
州見台	26.0	64.7	9.3	24.5	63.3	12.3	22.0	65.0	12.9	-4.0	0.3	3.6
城山台	-	-	-	26.0	58.7	15.3	33.0	60.1	6.9	-	-	-
加茂	15.2	58.7	26.0	13.8	56.1	30.1	12.1	57.1	30.8	-3.1	-1.6	4.8
恭仁	7.1	55.4	37.5	6.5	48.5	45.0	6.6	46.5	46.9	-0.5	-8.9	9.4
南加茂台	8.4	71.5	20.1	7.6	55.4	37.0	6.7	49.1	44.2	-1.7	-22.4	24.1
棚倉	16.3	61.9	21.8	16.7	56.7	26.6	15.1	56.1	28.8	-1.2	-5.8	7.0
上狛	11.2	58.3	30.5	11.0	53.2	35.8	10.3	52.9	36.9	-0.9	-5.4	6.4
合計	17.0	64.3	18.6	17.3	59.7	23.0	17.0	59.2	23.8	0.0	-5.1	5.2

資料：国勢調査（平成 17 年、平成 22 年）、住民基本台帳（平成 30 年 3 月末現在）

○産業大分類別事業所数と従業者数（全事業所）

産業分類	2014（H26）		2016（H28）		産業分類	2014（H26）		2016（H28）	
	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）		事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）
総 数	1,997	18,092	1,878	15,547	不動産業、物品賃貸業	95	308	88	287
農林漁業	5	22	6	48	学術研究、専門・技術サービス業	87	1,050	86	1,172
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	宿泊業、飲食サービス業	193	1,592	180	1,593
建設業	188	989	186	970	生活関連サービス業、娯楽業	173	685	170	706
製造業	170	1,653	166	1,716	教育、学習支援業	142	1,585	104	566
電気・ガス・熱供給・水道業	5	62	2	10	医療、福祉	199	3,358	188	2,415
情報通信業	8	35	6	20	複合サービス事業	12	329	12	329
運輸業、郵便業	23	444	26	376	サービス業（他に分類されないもの）	137	762	132	807
卸売業、小売業	516	4,205	505	4,284	公 務（他に分類されるものを除く）	21	751	—	—
金融業、保険業	23	262	21	248					

資料：経済センサス

○工業（事業所数等）の推移

年	事業所数 （所）	内従業者 30人以上	従業者数 （人）	現金給与 総 額 （万円）	原材料 使用額等 （万円）	製造品 出荷額等 （万円）	付加 価値額 （万円）	有形固定資産 年末現在高 （万円）
2009（H21）	73	8	999	300,685	2,012,542	3,100,469	879,252	801,998
2013（H25）	61	7	920	290,526	1,864,026	2,737,249	804,377	760,741
2017（H29）	58	11	1,228	420,794	2,456,423	3,731,691	1,192,773	—

資料：工業統計調査

○商業の推移

年	合 計			卸売業計			小売業計			
	事業所数 （店舗）	従業者数 （人）	年間販売額 （万円）	事業所数 （店舗）	従業者数 （人）	年間販売額 （万円）	事業所数 （店舗）	従業者数 （人）	年間販売額 （万円）	売場面積 （㎡）
2009（H21）	527	4,714	—	81	493	—	446	4,221	—	—
2014（H26）	516	4,205	—	74	434	—	442	3,771	—	—
2016（H28）	381	3,370	7,217,300	47	304	1,617,600	334	3,066	5,599,700	66,056

資料：商業統計調査、経済センサス

○木津川市の国指定文化財

国宝

文化財	所有者・管理者	文化財	所有者・管理者	文化財	所有者・管理者
海住山寺五重塔	海住山寺	浄瑠璃寺三重塔(九体寺三重塔)	浄瑠璃寺	木造四天王立像	浄瑠璃寺
浄瑠璃寺本堂（九体寺本堂）	浄瑠璃寺	木造阿弥陀如来坐像	浄瑠璃寺	銅造釈迦如来坐像	蟹満寺

重要有形文化財

文化財	所有者・管理者	文化財	所有者・管理者	文化財	所有者・管理者
相楽神社本殿	相楽神社	小林家住宅主屋	(個人)	木造十一面観音菩薩坐像	現光寺
五輪塔（清水）	木津川市	木造文殊菩薩坐像	大智寺	木造薬師如来坐像	西明寺
海住山寺文殊堂	海住山寺	木造十一面観音立像	大智寺	木造薬師如来坐像	高田寺
岩船寺三重塔	岩船寺	木造十一面観音立像	法泉寺	木造愛染明王坐像	神童寺
岩船寺十三重塔	岩船寺	木造十一面観音菩薩立像(本尊)	海住山寺	木造不動明王立像	神童寺
岩船寺石室	岩船寺	木造十一面観音菩薩立像	海住山寺	木造阿弥陀如来坐像	神童寺
岩船寺五輪塔	岩船寺	木造四天王立像	海住山寺	木造毘沙門天立像	神童寺
五輪塔（西小）	木津川市	厨子入木造吉祥天立像	浄瑠璃寺	木造日光月光菩薩立像	神童寺
御霊神社本殿	御霊神社	木造馬頭観音立像	浄瑠璃寺	木造伎楽面	神童寺
十三重塔	千日墓地管理組合	木造地藏菩薩立像	浄瑠璃寺	絹本着色法華経曼荼羅図	海住山寺
白山神社本殿	白山神社	木造薬師如来坐像	浄瑠璃寺	三重塔初重壁画十六羅漢像	浄瑠璃寺
泉橋寺五輪塔	泉橋寺	木造地藏菩薩立像	浄瑠璃寺	絹本着色仏涅槃図	常念寺
神童寺本堂	神童寺	木造不動明王及二童子立像	浄瑠璃寺	海住山寺文書	海住山寺
天神神社十三重塔	天神神社	木造阿弥陀如来坐像	岩船寺	浄瑠璃寺流記	浄瑠璃寺
松尾神社本殿	松尾神社	厨子入木造普賢菩薩像	岩船寺	石燈籠	浄瑠璃寺

重要無形民俗文化財

文化財	所有者・管理者
涌出宮の宮座行事	涌出宮宮座行事保存会

特別名勝

文化財	所有者・管理者
浄瑠璃寺庭園	浄瑠璃寺

史跡

文化財	所有者・管理者	文化財	所有者・管理者	文化財	所有者・管理者
奈良山瓦窯跡	木津川市・奈良市	恭仁宮跡（山城国分寺跡）	木津川市	神雄寺跡	木津川市、岡田国神社
石のカラト古墳	木津川市・奈良市	高麗寺跡	木津川市		
浄瑠璃寺庭園	浄瑠璃寺	椿井大塚山古墳	木津川市 他		

資料：文化財保護課（平成 29 年 3 月末時点）

発行日／平成 31 年 3 月発行

編 集／木津川市マチオモイ部学研企画課

〒 619-0286

京都府木津川市木津南垣外 110 - 9

TEL : 0774-72-0501 (代表)

TEL : 0774-75-1201 (マチオモイ部学研企画課) Fax : 0774-75-2701

H P : <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>

E-mail : kikaku@city.kizugawa.lg.jp



木 津 川 市